

令和 3 年度 経営管理権集積計画（旧富士川町域）

森林経営管理法（平成 3 0 年法律第 3 5 号）第 4 条第 1 項の
規定により、経営管理権集積計画を定める。

令和 4 年 1 月 14 日

富士市長 小長井 義正

経営管理権集積計画

1 個別事項

整理 番号	F3-02	経営管理権の設定を受ける 市町村（乙）		（名称） 富士市長 小長井 義正		（所在地） 静岡県富士市永田町1丁目100番地									
		経営管理権を設定する森林 の森林所有者（甲）		（氏名又 は名称）		（住所又は 所在地）									
乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）										経営管理権 の初期	経営管理権 の存続期間 （終期） （B）	経営管理権に基づいて行 われる経営管理の内容 （C）	木材の販売による収入から木材生産等に要する経 費を控除してなお収益がある場合において甲に支 払われるべき金銭（D）の額の算定方法	乙が甲にDを 支払うべき時 期、相手方及 び方法	備考
番 号	所 在	地番	林 班	準 林 班	小 班	地 目	面積 (ha)	現況 樹種	現 況 林 齢						
1	富士市 南松野	1641	142	は	34	山林	0.4568	ヒノキ	64		<経営管理実施権が設定される場合> 1. 森林経営 ・乙が選定した経営管理実施権 者が森林経営を受託し、利用間 伐等の木材生産業務及び木材販 売業務を実施する。 2. 森林管理 ・乙が選定した経営管理実施権 者が森林管理を受託し、火災、 病虫害及び気象災害等の状況を 確認するため、年1回以上、林 道などの既設道からの目視によ る森林巡回を実施する。 3. 森林施業 ・乙が選定した経営管理実施権 者が提示した企画提案書に基づ いて、森林施業を実施するとと もに、溪畔林における伐採等は 控えるなど生物多様性に配慮す る。 <経営管理実施権が設定されな い場合> ・乙は、存続期間中に間伐を実 施する。なお、施業の実施にあ たっては、溪畔林における伐採 等は控えるなど生物多様性に配 慮する。 ・乙は、火災、病虫害及び気象 災害等の状況を確認するため、 年1回以上、林道などの既設道 からの目視による森林巡回を実 施する。	<経営管理実施権が設定される場合> 1. 甲に支払われるべき還元額の算定方法 ・甲に支払われるべき還元額は、木材の販売収入の額と補助金額から木材生産業務費、木材販売業務費、補助金事務手数料、森林保険料等の森林管理費を控除した収益額をもとに算定する。 2. 木材の販売収入の額の算定方法 ・木材の販売収入の額については、実際に木材を販売して得られた収入又は経営管理実施権者が企画提案書に示した設定金額を勘案して、いずれかの利益が見込める額により算定する。 3. 木材生産業務費の算定方法 ・木材生産業務費については、実際に木材を生産するのに要した経費又は、経営管理実施権者が企画提案書に示した設定金額を勘案して、いずれかの利益が見込める額により算定する。 4. 留意事項 ・森林施業の実施に当たっては、木材生産業務費を補うために補助金を適用することができる。 ・経営管理実施権者は、補助金の支給を受けるための事務手数料を木材生産業務費の10%以内で計上することができる。 ・木材生産等に要する経費が木材の販売による収入と補助金の合計額を上回ってしまった場合は、経営管理実施権者がその差額分を負担することとし、甲に金銭的な負担を求めないこと。 ・甲及び乙は、補助金の適用を受けるのに必要な森林経営計画を速やかに策定できるように経営管理実施権者に協力すること。 <経営管理実施権が設定されない場合> 1. 甲に支払われるべき還元額の算定方法 ・経営管理権に基づき乙が実施する間伐の結果生じた木材の販売による収益はこのものとする。 2. 留意事項 ・乙が経営管理を行うために要した経費は乙が負担するものとする。	<経営管理実施権が設定される場合> 1. 時期 木材生産業務及び木材販売業務が完了し、収支結果が確定後、速やかにおこなう。 2. 相手方及び方法 経営管理実施権者から甲にDを支払うこととし、支払方法は、甲の指定する口座振込又は甲に現金手渡しによりおこなう。 <経営管理実施権が設定されない場合> ・時期、相手方及び方法 乙から甲に対して金銭の支払いは行わない。		
2	富士市 南松野	1646	142	は	35	山林	0.5176	ヒノキ	65						
3	富士市 南松野	1645	142	は	39	畑	0.0195	ヒノキ	65						
4	富士市 南松野	1647-1-I	142	は	30	畑	0.0386	ヒノキ	54						

乙が経営管理権の設定を受ける森林（Ａ）											経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者（Ｅ）			備考
番号	所在	地番	林班	準林班	小班	地目	面積 (ha)	現況 樹種	現況 林齢	備考	住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類	
1	富士市 南松野	1641	142	は	34	山林	0.4568	ヒノキ	64					
2	富士市 南松野	1646	142	は	35	山林	0.5176	ヒノキ	65					
3	富士市 南松野	1645	142	は	39	畑	0.0195	ヒノキ	65					
4	富士市 南松野	1647-1-1	142	は	30	畑	0.0386	ヒノキ	54					

(記載注意) (1) この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別葉とすること。

(2) 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の1人が記載された書類を添付すること。

(3) (A) 欄の「面積」は林地台帳に記載された地番ごとの面積を記載することとし、林地台帳に記載された面積が著しく事実と相違する場合には、実測面積を()書きで下段に2段書きにする。

(4) (A) 欄の「現況樹種」及び「現況林齢」は森林簿に記載された内容を記載することとし、森林簿と異なる場合は()書きで下段に2段書きにすること。

(5) (B) 欄は、「〇年」又は「〇〇年〇〇月〇〇日まで」と記載すること。

経営管理権集積計画

1 個別事項

整理 番号	F3-03	経営管理権の設定を受ける 市町村（乙）					（名称） 富士市長 小長井 義正					（所在地） 静岡県富士市永田町1丁目100番地					
		経営管理権を設定する森林 の森林所有者（甲）					（氏名又 は名称）					（住所又は 所在地）					
乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）												経営管理権 の始期	経営管理権 の存続期間 （終期） （B）	経営管理権に基づいて行 われる経営管理の内容 （C）	木材の販売による収入から木材生産等に要する経 費を控除してなお収益がある場合において甲に支 払われるべき金銭（D）の額の算定方法	乙が甲にDを 支払うべき時 期、相手方及 び方法	備考
番 号	所 在	地 番	林 班	準 林 班	小 班	地 目	面積 (ha)	現況 樹種	現 況 林 齢	備 考							
1	富士市 南松野	3062-1	142	に	24	山林	0.5837	ヒ/キ	53		2022. 1. 14	6 年 (2028. 3. 31)	<経営管理実施権が設定される 場合> 1. 森林経営 ・乙が選定した経営管理実施権 者が森林経営を受託し、利用間 伐等の木材生産業務及び木材販 売業務を実施する。 2. 森林管理 ・乙が選定した経営管理実施権 者が森林管理を受託し、火災、 病害虫及び気象災害等の状況を 確認するため、年1回以上、林 道などの既設道からの目視によ る森林巡回を実施する。 3. 森林施業 ・乙が選定した経営管理実施権 者が提示した企画提案書に基づ いて、森林施業を実施するとと もに、溪畔林における伐採等は 控えるなど生物多様性に配慮す る。 <経営管理実施権が設定されな い場合> ・乙は、存続期間中に間伐を実 施する。なお、施業の実施にあ たっては、溪畔林における伐採 等は控えるなど生物多様性に配 慮する。 ・乙は、火災、病害虫及び気象 災害等の状況を確認するため、 年1回以上、林道などの既設道 からの目視による森林巡回を実 施する。	<経営管理実施権が設定される場合> 1. 甲に支払われるべき還元額の算定方法 ・甲に支払われるべき還元額は、木材の販売収入の額と補助金額から木材生産業務費、木材販売業務費、補助金事務手数料、森林保険料等の森林管理費を控除した収益額をもとに算定する。 2. 木材の販売収入の額の算定方法 ・木材の販売収入の額については、実際に木材を販売して得られた収入又は経営管理実施権者が企画提案書に示した設定金額を勘案して、いずれかの利益が見込める額により算定する。 3. 木材生産業務費の算定方法 ・木材生産業務費については、実際に木材を生産するのに要した経費又は、経営管理実施権者が企画提案書に示した設定金額を勘案して、いずれかの利益が見込める額により算定する。 4. 留意事項 ・森林施業の実施に当たっては、木材生産業務費を補うために補助金を適用することができる。 ・経営管理実施権者は、補助金の支給を受けるための事務手数料を木材生産業務費の10%以内で計上することができる。 ・木材生産等に要する経費が木材の販売による収入と補助金の合計額を上回ってしまった場合は、経営管理実施権者がその差額分を負担することとし、甲に金銭的な負担を求めないこと。 ・甲及び乙は、補助金の適用を受けるのに必要な森林経営計画を速やかに策定できるように経営管理実施権者に協力すること。 <経営管理実施権が設定されない場合> 1. 甲に支払われるべき還元額の算定方法 ・経営管理権に基づき乙が実施する間伐の結果生じた木材の販売による収益はこのものとする。 2. 留意事項 ・乙が経営管理を行うために要した経費は乙が負担するものとする。	<経営管理実施権が設定される場合> 1. 時期 木材生産業務及び木材販売業務が完了し、収支結果が確定後、速やかにおこなう。 2. 相手方及び方法 経営管理実施権者から甲にDを支払うこととし、支払方法は、甲の指定する口座振込又は甲に現金手渡しによりおこなう。 <経営管理実施権が設定されない場合> ・時期、相手方及び方法 乙から甲に対して金銭の支払いは行わない。		
2	富士市 南松野	3062-2	142	に	25	山林	0.0264	ヒ/キ	72								
			142	に	26			ヒ/キ	73								
			142	に	30			ス/キ ヒ/キ	69								

乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）										経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者（E）			備考
番号	所在	地番	林班	準林班	小班	地目	面積 (ha)	現況 樹種	現況 林齢	備考	住所又は所在地	氏名又は名称	
1	富士市 南松野	3062-1	142	に	24	山林	0.5837	ヒノキ	53				
2	富士市 南松野	3062-2	142	に	25	山林	0.0264	ヒノキ	72				
			142	に	26			ヒノキ	73				
			142	に	30			スギ ヒノキ	69				
この計画に同意する。 権利の設定を受ける市町村（乙） 所在地 同上 名称 富士市長 小長井 義正 権利を設定する森林の森林所有者（甲）住所又は 同上 氏名又は 所在地 名称													

（記載注意）（１） この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別葉とすること。

（２） 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の1が記載された書類を添付すること。

（３）（A）欄の「面積」は林地台帳に記載された地番ごとの面積を記載することとし、林地台帳に記載された面積が著しく事実と相違する場合には、実測面積を（ ）書きで下段に2段書きにする。

（４）（A）欄の「現況樹種」及び「現況林齢」は森林簿に記載された内容を記載することとし、森林簿と異なる場合は（ ）書きで下段に2段書きにすること。

（５）（B）欄は、「〇年」又は「〇〇年〇〇月〇〇日まで」と記載すること。

経営管理権集積計画

1 個別事項

[illegible]

乙が経営管理権の設定を受ける森林（Ａ）										経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者（Ｅ）			備考
番号	所在	地番	林班	準林班	小班	地目	面積 (ha)	現況 樹種	現況 林齢	住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類	
1	富士市 南松野	1651-3	142	は	28-1	畑	0.0340	ヒノキ	43				
2	富士市 南松野	1651-9	142	は	23	山林	0.1279	ヒノキ	62				

この計画に同意する。

権利の設定を受ける市町村（乙）所在地同上名称富士市長 小長井 義正

権利を設定する森林の森林所有者（甲）住所又は所在地同上氏名又は名称

(記載注意) (1) この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別葉とすること。

(2) 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の1人が記載された書類を添付すること。

(3) (A) 欄の「面積」は林地台帳に記載された地番ごとの面積を記載することとし、林地台帳に記載された面積が著しく事実と相違する場合には、実測面積を()書きで下段に2段書きにする。

(4) (A) 欄の「現況樹種」及び「現況林齢」は森林簿に記載された内容を記載することとし、森林簿と異なる場合は()書きで下段に2段書きにすること。

(5) (B) 欄は、「〇年」又は「〇〇年〇〇月〇〇日まで」と記載すること。

経営管理権集積計画

1 個別事項

[illegible]

[illegible]

(記載注意) (1) この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別葉とすること。

(2) 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の1人が記載された書類を添付すること。

(3) (A) 欄の「面積」は林地台帳に記載された地番ごとの面積を記載することとし、林地台帳に記載された面積が著しく事実と相違する場合には、実測面積を()書きで下段に2段書きにする。

(4) (A) 欄の「現況樹種」及び「現況林齢」は森林簿に記載された内容を記載することとし、森林簿と異なる場合は()書きで下段に2段書きにすること。

(5) (B) 欄は、「〇年」又は「〇〇年〇〇月〇〇日まで」と記載すること。

経営管理権集積計画

1 個別事項

[illegible]

乙が経営管理権の設定を受ける森林（Ａ）											経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者（Ｅ）			備考
番号	所在	地番	林班	準林班	小班	地目	面積 (ha)	現況 樹種	現況 林齢	備考	住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類	
1	富士市 南松野	1660-1	142	は	1	山林	0.0793	ヒノキ	54					
2	富士市 南松野	1660-2	142	は	2	畑	0.0459	ヒノキ	50					
3	富士市 南松野	1661	142	は	4	山林	0.2598	ヒノキ	47					
4	富士市 南松野	1662	142	は	5	山林	0.4429	ヒノキ 広葉樹	47					
5	富士市 南松野	1665-1				山林	0.3861							
6	富士市 南松野	1665-2				山林	0.0350							
7	富士市 南松野	1666				山林	0.1738							
8	富士市 南松野	1667-1				山林	0.0717							
9	富士市 南松野	1667-2				山林	0.0145							

(記載注意) (1) この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別葉とすること。

(2) 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の1人が記載された書類を添付すること。

(3) (A) 欄の「面積」は林地台帳に記載された地番ごとの面積を記載することとし、林地台帳に記載された面積が著しく事実と相違する場合には、実測面積を()書きで下段に2段書きにする。

(4) (A) 欄の「現況樹種」及び「現況林齢」は森林簿に記載された内容を記載することとし、森林簿と異なる場合は()書きで下段に2段書きにすること。

(5) (B) 欄は、「〇年」又は「〇〇年〇〇月〇〇日まで」と記載すること。

経営管理権集積計画

1 個別事項

[illegible]

乙が経営管理権の設定を受ける森林（Ａ）										経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者（Ｅ）			備考
番号	所在	地番	林班	準林班	小班	地目	面積 (ha)	現況 樹種	現況 林齢	住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類	
1	富士市 南松野	1696	142	は	44	山林	0.2191	ヒノキ	58				
2	富士市 南松野							ヒノキ	65				

(記載注意) (1) この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別葉とすること。

(2) 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の1人が記載された書類を添付すること。

(3) (A) 欄の「面積」は林地台帳に記載された地番ごとの面積を記載することとし、林地台帳に記載された面積が著しく事実と相違する場合には、実測面積を()書きで下段に2段書きにする。

(4) (A) 欄の「現況樹種」及び「現況林齢」は森林簿に記載された内容を記載することとし、森林簿と異なる場合は()書きで下段に2段書きにすること。

(5) (B) 欄は、「〇年」又は「〇〇年〇〇月〇〇日まで」と記載すること。

経営管理権集積計画

1 個別事項

整理 番号	F3-11	経営管理権の設定を受ける 市町村（乙）			(名称) 富士市長 小長井 義正			(所在地) 静岡県富士市永田町1丁目100番地							
		経営管理権を設定する森林 の森林所有者（甲）			(氏名又 は名称)			(住所又は 所在地)							
乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）										経営管理権 の始期	経営管理権 の存続期間 （終期） （B）	経営管理権に基づいて行 われる経営管理の内容 （C）	木材の販売による収入から木材生産等に要する経 費を控除してなお収益がある場合において甲に支 払われるべき金銭（D）の額の算定方法	乙が甲にDを 支払うべき時 期、相手方及 び方法	備考
番 号	所 在	地番	林 班	準 林 班	小 班	地 目	面積 (ha)	現況 樹種	現 況 林 齢						
1	富士市 南松野	1694	142	は	42	山林	0.2608	スギ	0		2022. 1. 14 6 年 (2028. 3. 31)	<経営管理実施権が設定される場合> 1. 森林経営 ・乙が選定した経営管理実施権 者が森林経営を受託し、利用間 伐等の木材生産業務及び木材販 売業務を実施する。 2. 森林管理 ・乙が選定した経営管理実施権 者が森林管理を受託し、火災、 病虫害及び気象災害等の状況を 確認するため、年1回以上、林 道などの既設道からの目視によ る森林巡回を実施する。 3. 森林施業 ・乙が選定した経営管理実施権 者が提示した企画提案書に基づ いて、森林施業を実施すると ともに、溪畔林における伐採等 は控えるなど生物多様性に配慮 する。 <経営管理実施権が設定されな い場合> ・乙は、存続期間中に間伐を実 施する。なお、施業の実施にあ たっては、溪畔林における伐採 等は控えるなど生物多様性に配 慮する。 ・乙は、火災、病虫害及び気象 災害等の状況を確認するため、 年1回以上、林道などの既設道 からの目視による森林巡回を実 施する。	<経営管理実施権が設定される場合> 1. 甲に支払われるべき還元額の算定方法 ・甲に支払われるべき還元額は、木材の販売収入の額と補 助金額から木材生産業務費、木材販売業務費、補助金事務 手数料、森林保険料等の森林管理費を控除した収益額をも とに算定する。 2. 木材の販売収入の額の算定方法 ・木材の販売収入の額については、実際に木材を販売して 得られた収入又は経営管理実施権者が企画提案書に示した 設定金額を勘案して、いずれかの利益が見込める額により 算定する。 3. 木材生産業務費の算定方法 ・木材生産業務費については、実際に木材を生産するの に要した経費又は、経営管理実施権者が企画提案書に示した 設定金額を勘案して、いずれかの利益が見込める額により 算定する。 4. 留意事項 ・森林施業の実施に当たっては、木材生産業務費を補うた めに補助金を適用することができる。 ・経営管理実施権者は、補助金の支給を受けるための事務 手数料を木材生産業務費の10%以内で計上することができる。 ・木材生産等に要する経費が木材の販売による収入と補助 金の合計額を上回ってしまった場合は、経営管理実施権者 がその差額分を負担することとし、甲に金銭的な負担を求 めないこと。 ・甲及び乙は、補助金の適用を受けるのに必要な森林経営 計画を速やかに策定できるように経営管理実施権者に協力 すること。	<経営管理実施権 が設定される場 合> 1. 時期 木材生産業務及 び木材販売業務 が完了し、収支 結果が確定後、 速やかにおこな う。 2. 相手方及び方 法 経営管理実施権 者から甲にDを 支払うこととし 、支払方法 は、甲の指定す る口座振込又は 甲に現金手渡し によりおこな う。	<経営管理実施権 が設定されない 場合> ・時期 相手方 及び方法 乙から甲に対し て金銭の支払い は行わない。
2	富士市 南松野	1695	142	は	43	田	0.0300	ヒノキ	65						
3	富士市 南松野	1697	142	は	17	畑	0.1890	広葉樹	63						
4	富士市 南松野	1699-3	142	は	18	畑	0.0318	ササ							
5	富士市 南松野	1700-1	142	は	19	山林	0.1248	ササ							
6	富士市 南松野	1700-2	142	は	44	畑	0.0333	ヒノキ	58						
7	富士市 南松野	1700-3	142	は	46	畑	0.0251	ヒノキ	58						
8	富士市 南松野	1699-4				畑	0.0641								
9	富士市 南松野	1699-5				山林	0.0050								
10	富士市 南松野	1699-6				畑	0.0012								
11	富士市 南松野	1699-8				山林	0.0008								
12	富士市 南松野	1700-5				山林	0.0447								
13	富士市 南松野	1700-8				山林	0.0884								
14	富士市 南松野	1700-9				山林	0.0019								
15	富士市 南松野	1702-3				畑	0.0161								
16	富士市 南松野	1704-1				山林	0.0059								
17	富士市 南松野	1704-2				山林	0.0191								

乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）											経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者（E）				備考
番号	所在	地番	林班	準林班	小班	地目	面積 (ha)	現況 樹種	現況 林齢	備考	住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類		
1	富士市南松野	1694	142	は	42	山林	0.2608	スギ	0						
2	富士市南松野	1695	142	は	43	田	0.0300	ヒノキ	65						
3	富士市南松野	1697	142	は	17	畑	0.1890	広葉樹	63						
4	富士市南松野	1699-3	142	は	18	畑	0.0318	サケ							
5	富士市南松野	1700-1	142	は	19	山林	0.1248	サケ							
6	富士市南松野	1700-2	142	は	44	畑	0.0333	ヒノキ	58						
7	富士市南松野	1700-3	142	は	46	畑	0.0251	ヒノキ	58						
8	富士市南松野	1699-4				畑	0.0641								
9	富士市南松野	1699-5				山林	0.0050								
10	富士市南松野	1699-6				畑	0.0012								
11	富士市南松野	1699-8				山林	0.0008								
12	富士市南松野	1700-5				山林	0.0447								
13	富士市南松野	1700-8				山林	0.0884								
14	富士市南松野	1700-9				山林	0.0019								
15	富士市南松野	1702-3				畑	0.0161								
16	富士市南松野	1704-1				山林	0.0059								
17	富士市南松野	1704-2				山林	0.0191								

(記載注意) (1) この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別葉とすること。

(2) 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の1人が記載された書類を添付すること。

(3) (A) 欄の「面積」は林地台帳に記載された地番ごとの面積を記載することとし、林地台帳に記載された面積が著しく事実と相違する場合には、実測面積を()書きで下段に2段書きにする。

(4) (A) 欄の「現況樹種」及び「現況林齢」は森林簿に記載された内容を記載することとし、森林簿と異なる場合は()書きで下段に2段書きにすること。

(5) (B) 欄は、「〇年」又は「〇〇年〇〇月〇〇日まで」と記載すること。

経営管理権集積計画

1 個別事項

整理 番号	F3-13	経営管理権の設定を受ける 市町村（乙）		(名称) 富士市長 小長井 義正		(所在地) 静岡県富士市永田町1丁目100番地									
		経営管理権を設定する森林 の森林所有者（甲）		(氏名又 は名称)		(住所又は 所在地)									
乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）										経営管理権 の初期	経営管理権 の存続期間 （終期） （B）	経営管理権に基づいて行 われる経営管理の内容 （C）	木材の販売による収入から木材生産等に要する経 費を控除してなお収益がある場合において甲に支 払われるべき金銭（D）の額の算定方法	乙が甲にDを 支払うべき時 期、相手方及 び方法	備考
番 号	所 在	地番	林 班	準 林 班	小 班	地 目	面積 (ha)	現況 樹種	現 況 林 齢						
1	富士市 南松野	1651-1	142	は	22	山林	0.1259	ヒノキ	58		<経営管理実施権が設定される 場合> 1. 森林経営 ・乙が選定した経営管理実施権 者が森林経営を受託し、利用間 伐等の木材生産業務及び木材販 売業務を実施する。 2. 森林管理 ・乙が選定した経営管理実施権 者が森林管理を受託し、火災、 病害虫及び気象災害等の状況を 確認するため、年1回以上、林 道などの既設道からの目視によ る森林巡回を実施する。 3. 森林施業 ・乙が選定した経営管理実施権 者が提示した企画提案書に基づ いて、森林施業を実施するとと もに、溪畔林における伐採等は 控えるなど生物多様性に配慮す る。 <経営管理実施権が設定されな い場合> ・乙は、存続期間中に間伐を実 施する。なお、施業の実施にあ たっては、溪畔林における伐採 等は控えるなど生物多様性に配 慮する。 ・乙は、火災、病害虫及び気象 災害等の状況を確認するため、 年1回以上、林道などの既設道 からの目視による森林巡回を実 施する。	<経営管理実施権が設定される場合> 1. 甲に支払われるべき還元額の算定方法 ・甲に支払われるべき還元額は、木材の販売収入の額と補助金額から木材生産業務費、木材販売業務費、補助金事務手数料、森林保険料等の森林管理費を控除した収益額をもとに算定する。 2. 木材の販売収入の額の算定方法 ・木材の販売収入の額については、実際に木材を販売して得られた収入又は経営管理実施権者が企画提案書に示した設定金額を勘案して、いずれかの利益が見込める額により算定する。 3. 木材生産業務費の算定方法 ・木材生産業務費については、実際に木材を生産するのに要した経費又は、経営管理実施権者が企画提案書に示した設定金額を勘案して、いずれかの利益が見込める額により算定する。 4. 留意事項 ・森林施業の実施に当たっては、木材生産業務費を補うために補助金を適用することができる。 ・経営管理実施権者は、補助金の支給を受けるための事務手数料を木材生産業務費の10%以内で計上することができる。 ・木材生産等に要する経費が木材の販売による収入と補助金の合計額を上回ってしまった場合は、経営管理実施権者がその差額分を負担することとし、甲に金銭的な負担を求めないこと。 ・甲及び乙は、補助金の適用を受けるのに必要な森林経営計画を速やかに策定できるように経営管理実施権者に協力すること。 <経営管理実施権が設定されない場合> 1. 甲に支払われるべき還元額の算定方法 ・経営管理権に基づき乙が実施する間伐の結果生じた木材の販売による収益はこのものとする。 2. 留意事項 ・乙が経営管理を行うために要した経費は乙が負担するものとする。	<経営管理実施権が設定される場合> 1. 時期 木材生産業務及び木材販売業務が完了し、収支結果が確定後、速やかにおこなう。 2. 相手方及び方法 経営管理実施権者から甲にDを支払うこととし、支払方法は、甲の指定する口座振込又は甲に現金手渡しによりおこなう。 <経営管理実施権が設定されない場合> ・時期、相手方及び方法 乙から甲に対して金銭の支払いは行わない。		
2	富士市 南松野	1651-7	142	は	28-1	畑	0.0400	ヒノキ	43						
3	富士市 南松野	3057-1	142	に	13-2	山林	0.0654	ナギ	47						
4	富士市 南松野	3057-2				畑	0.0588								
5	富士市 南松野	3058				畑	0.0396								

乙が経営管理権の設定を受ける森林（Ａ）										経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者（Ｅ）			備考
番号	所在	地番	林班	準林班	小班	地目	面積 (ha)	現況 樹種	現況 林齢	住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類	
1	富士市 南松野	1651-1	142	は	22	山林	0.1259	ヒノキ	58				
2	富士市 南松野	1651-7	142	は	28-1	畑	0.0400	ヒノキ	43				
3	富士市 南松野	3057-1	142	に	13-2	山林	0.0654	スギ	47				
4	富士市 南松野	3057-2				畑	0.0588						
5	富士市 南松野	3058				畑	0.0396						

(記載注意) (1) この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別葉とすること。

(2) 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の1人が記載された書類を添付すること。

(3) (A) 欄の「面積」は林地台帳に記載された地番ごとの面積を記載することとし、林地台帳に記載された面積が著しく事実と相違する場合には、実測面積を()書きで下段に2段書きにする。

(4) (A) 欄の「現況樹種」及び「現況林齢」は森林簿に記載された内容を記載することとし、森林簿と異なる場合は()書きで下段に2段書きにすること。

(5) (B) 欄は、「〇年」又は「〇〇年〇〇月〇〇日まで」と記載すること。

経営管理権集積計画

1 個別事項

整理 番号	F3-14	経営管理権の設定を受ける 市町村（乙）		(名称) 富士市長 小長井 義正		(所在地) 静岡県富士市永田町1丁目100番地									
		経営管理権を設定する森林 の森林所有者（甲）		(氏名又 は名称)		(住所又は 所在地)									
乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）										経営管理権 の始期	経営管理権 の存続期間 （終期） （B）	経営管理権に基づいて行 われる経営管理の内容 （C）	木材の販売による収入から木材生産等に要する経 費を控除してなお収益がある場合において甲に支 払われるべき金銭（D）の額の算定方法	乙が甲にDを 支払うべき時 期、相手方及 び方法	備考
番 号	所 在	地番	林 班	準 林 班	小 班	地 目	面積 (ha)	現況 樹種	現 況 林 齢						
1	富士市 南松野	1342	141	ほ	14	山林	0.0449	スギ	54		＜経営管理実施権が設定される 場合＞ 1. 森林経営 ・乙が選定した経営管理実施権 者が森林経営を受託し、利用間 伐等の木材生産業務及び木材販 売業務を実施する。 2. 森林管理 ・乙が選定した経営管理実施権 者が森林管理を受託し、火災、 病虫害及び気象災害等の状況を 確認するため、年1回以上、林 道などの既設道からの目視によ る森林巡回を実施する。 3. 森林施業 ・乙が選定した経営管理実施権 者が提示した企画提案書に基づ いて、森林施業を実施するとと もに、溪畔林における伐採等は 控えるなど生物多様性に配慮す る。 ＜経営管理実施権が設定されな い場合＞ ・乙は、存続期間中に間伐を実 施する。なお、施業の実施にあ たっては、溪畔林における伐採 等は控えるなど生物多様性に配 慮する。 ・乙は、火災、病虫害及び気象 災害等の状況を確認するため、 年1回以上、林道などの既設道 からの目視による森林巡回を実 施する。	＜経営管理実施権が設定される 場合＞ 1. 甲に支払われるべき還元額 の算定方法 ・甲に支払われるべき還元額は 、木材の販売収入の額と補助金 額から木材生産業務費、木材販 売業務費、補助金事務手数料、 森林保険料等の森林管理費を 控除した収益額をもとに算定 する。 2. 木材の販売収入の額の算定 方法 ・木材の販売収入の額について は、実際に木材を販売して得ら れた収入又は経営管理実施権者 が企画提案書に示した設定金 額を勘案して、いずれかの利益 が見込める額により算定する。 3. 木材生産業務費の算定方法 ・木材生産業務費については、 実際に木材を生産するのに要し た経費又は、経営管理実施権者 が企画提案書に示した設定金 額を勘案して、いずれかの利益 が見込める額により算定する。 4. 留意事項 ・森林施業の実施に当たっては 、木材生産業務費を補うために 補助金を適用することができる 。 ・経営管理実施権者は、補助金 の支給を受けるための事務手 数料を木材生産業務費の10%以 内で計上することができる。 ・木材生産等に要する経費が木 材の販売による収入と補助金の 合計額を上回ってしまった場合 は、経営管理実施権者がその差 額分を負担することとし、甲に 金銭的な負担を求めないこと。 ・甲及び乙は、補助金の適用を 受けるのに必要な森林経営計 画を速やかに策定できるように 経営管理実施権者に協力するこ と。 ＜経営管理実施権が設定されない 場合＞ 1. 甲に支払われるべき還元額 の算定方法 ・経営管理権に基づき乙が実施 する間伐の結果生じた木材の 販売による収益は乙のものとし る。 2. 留意事項 ・乙が経営管理を行うために要 した経費は乙が負担するものと する。	＜経営管理実施権 が設定される場 合＞ 1. 時期 木材生産業務及 び木材販売業務 が完了し、収支 結果が確定後、 速やかにおこな う。 2. 相手方及び方 法 経営管理実施権 者から甲にDを 支払うこととし 、支払方法は、 甲の指定する 口座振込又は 甲に現金手渡し によりおこなう 。 ＜経営管理実施権 が設定されない 場合＞ ・時期、相手方 及び方法 乙から甲に対し て金銭の支払 いは行わない。		
2	富士市 南松野	1504-1	141	へ	17-1	山林	1.1629	ヒノキ	44						
3	富士市 南松野	1504-2	141	へ	26	畑	0.1190	広葉樹	62						
4	富士市 南松野	1518-1	141	へ	27	山林	0.5285	広葉樹	65						
			141	へ	28			ヒノキ	55						
			141	へ	29			広葉樹	52						
			141	へ	29-1			スギ	55						
5	富士市 南松野	1508	141	へ	16	山林	0.2687	スギ	55						
6	富士市 南松野	1515-1-2	141	へ	21	山林	0.1447	広葉樹	55						
7	富士市 南松野	1515-3	141	へ	22	畑	0.0145	ササ	62						
			141	へ	24			ヒノキ	38						
8	富士市 南松野	1516-1-4	141	へ	14	畑	0.0310	ヒノキ	64						
9	富士市 南松野	1526-1	141	へ	6-2	畑	0.1051	ヒノキ	50						
10	富士市 南松野	1526-2	141	へ	6-3	畑	0.1709	ヒノキ	52						
			141	へ	6-4			ヒノキ	43						

乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）											経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者（E）			備考
番号	所在	地番	林班	準林班	小班	地目	面積 (ha)	現況 樹種	現況 林齢	備考	住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類	
1	富士市 南松野	1342	141	ほ	14	山林	0.0449	スギ	54					
2	富士市 南松野	1504-1	141	へ	17-1	山林	1.1629	ヒノキ	44					
3	富士市 南松野	1504-2	141	へ	26	畑	0.1190	広葉樹	62					
4	富士市 南松野	1518-1	141	へ	27	山林	0.5285	広葉樹	65					
			141	へ	28			ヒノキ	55					
			141	へ	29			広葉樹	52					
			141	へ	29-1			スギ	55					
5	富士市 南松野	1508	141	へ	16	山林	0.2687	スギ	55					
6	富士市 南松野	1515-1-2	141	へ	21	山林	0.1447	広葉樹	55					
7	富士市 南松野	1515-3	141	へ	22	畑	0.0145	ササ	62					
			141	へ	24			ヒノキ	38					
8	富士市 南松野	1516-1-4	141	へ	14	畑	0.0310	ヒノキ	64					
9	富士市 南松野	1526-1	141	へ	6-2	畑	0.1051	ヒノキ	50					
10	富士市 南松野	1526-2	141	へ	6-3	畑	0.1709	ヒノキ	52					
			141	へ	6-4			ヒノキ	43					

この計画に同意する。

権利の設定を受ける市町村（乙）	所在地	同上	名称	富士市長 小長井 義正
権利を設定する森林の森林所有者（甲）	住所又は所在地	同上	氏名又は名称	

（記載注意）（１） この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別葉とすること。

（２） 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者のJが記載された書類を添付すること。

（３）（A）欄の「面積」は林地台帳に記載された地番ごとの面積を記載することとし、林地台帳に記載された面積が著しく事実と相違する場合には、実測面積を（ ）書きで下段に２段書きにする。

（４）（A）欄の「現況樹種」及び「現況林齢」は森林簿に記載された内容を記載することとし、森林簿と異なる場合は（ ）書きで下段に２段書きにすること。

（５）（B）欄は、「〇年」又は「〇〇年〇〇月〇〇日まで」と記載すること。

経営管理権集積計画

1 個別事項

整理 番号	F3-16	経営管理権の設定を受ける 市町村（乙）				（名称） 富士市長 小長井 義正				（所在地） 静岡県富士市永田町1丁目100番地					
		経営管理権を設定する森林 の森林所有者（甲）				（氏名又 は名称）				（住所又は 所在地）					
乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）										経営管理権 の始期	経営管理権 の存続期間 （終期） （B）	経営管理権に基づいて行 われる経営管理の内容 （C）	木材の販売による収入から木材生産等に要する経 費を控除してなお収益がある場合において甲に支 払われるべき金銭（D）の額の算定方法	乙が甲にDを 支払うべき時 期、相手方及 び方法	備考
番 号	所 在	地番	林 班	準 林 班	小 班	地 目	面積 (ha)	現況 樹種	現 況 林 齢						
1	富士市 南松野	1511-1	141	へ	24	原野	0.0198	ヒノキ	38		2022. 1. 14 6 年 (2028. 3. 31)	<経営管理実施権が設定される 場合> 1. 森林経営 ・乙が選定した経営管理実施権 者が森林経営を受託し、利用間 伐等の木材生産業務及び木材販 売業務を実施する。 2. 森林管理 ・乙が選定した経営管理実施権 者が森林管理を受託し、火災、 病害虫及び気象災害等の状況を 確認するため、年1回以上、林 道などの既設道からの目視によ る森林巡回を実施する。 3. 森林施業 ・乙が選定した経営管理実施権 者が提示した企画提案書に基づ いて、森林施業を実施するとと もに、溪畔林における伐採等は 控えるなど生物多様性に配慮す る。 <経営管理実施権が設定されな い場合> ・乙は、存続期間中に間伐を実 施する。なお、施業の実施にあ たっては、溪畔林における伐採 等は控えるなど生物多様性に配 慮する。 ・乙は、火災、病害虫及び気象 災害等の状況を確認するため、 年1回以上、林道などの既設道 からの目視による森林巡回を実 施する。	<経営管理実施権が設定される場合> 1. 甲に支払われるべき還元額の算定方法 ・甲に支払われるべき還元額は、木材の販売収入の額と補助金額から木材生産業務費、木材販売業務費、補助金事務手数料、森林保険料等の森林管理費を控除した収益額をもとに算定する。 2. 木材の販売収入の額の算定方法 ・木材の販売収入の額については、実際に木材を販売して得られた収入又は経営管理実施権者が企画提案書に示した設定金額を勘案して、いずれかの利益が見込める額により算定する。 3. 木材生産業務費の算定方法 ・木材生産業務費については、実際に木材を生産するのに要した経費又は、経営管理実施権者が企画提案書に示した設定金額を勘案して、いずれかの利益が見込める額により算定する。 4. 留意事項 ・森林施業の実施に当たっては、木材生産業務費を補うために補助金を適用することができる。 ・経営管理実施権者は、補助金の支給を受けるための事務手数料を木材生産業務費の10%以内で計上することができる。 ・木材生産等に要する経費が木材の販売による収入と補助金の合計額を上回ってしまった場合は、経営管理実施権者がその差額分を負担することとし、甲に金銭的な負担を求めないこと。 ・甲及び乙は、補助金の適用を受けるのに必要な森林経営計画を速やかに策定できるように経営管理実施権者に協力すること。 <経営管理実施権が設定されない場合> 1. 甲に支払われるべき還元額の算定方法 ・経営管理権に基づき乙が実施する間伐の結果生じた木材の販売による収益はこのものとする。 2. 留意事項 ・乙が経営管理を行うために要した経費は乙が負担するものとする。	<経営管理実施権が設定される場合> 1. 時期 木材生産業務及び木材販売業務が完了し、収支結果が確定後、速やかにおこなう。 2. 相手方及び方法 経営管理実施権者から甲にDを支払うこととし、支払方法は、甲の指定する口座振込又は甲に現金手渡しによりおこなう。 <経営管理実施権が設定されない場合> ・時期、相手方及び方法 乙から甲に対して金銭の支払いは行わない。	
2	富士市 南松野	1516-1-6	141	へ	15	畑	0.0095	ヒノキ	64						
3	富士市 南松野	1518-3	141	へ	17	畑	0.0267	広葉樹	63						
4	富士市 南松野	1652	141	へ	6-1	畑	0.0155	ヒノキ	47						

乙が経営管理権の設定を受ける森林（Ａ）										経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者（Ｅ）			備考
番号	所在	地番	林班	準林班	小班	地目	面積 (ha)	現況 樹種	現況 林齢	住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類	
1	富士市 南松野	1511-1	141	へ	24	原野	0.0198	ヒノキ	38				
2	富士市 南松野	1516-1-6	141	へ	15	畑	0.0095	ヒノキ	64				
3	富士市 南松野	1518-3	141	へ	17	畑	0.0267	広葉樹	63				
4	富士市 南松野	1652	141	へ	6-1	畑	0.0155	ヒノキ	47				

(記載注意) (1) この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別葉とすること。

(2) 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の1人が記載された書類を添付すること。

(3) (A) 欄の「面積」は林地台帳に記載された地番ごとの面積を記載することとし、林地台帳に記載された面積が著しく事実と相違する場合には、実測面積を()書きで下段に2段書きにする。

(4) (A) 欄の「現況樹種」及び「現況林齢」は森林簿に記載された内容を記載することとし、森林簿と異なる場合は()書きで下段に2段書きにすること。

(5) (B) 欄は、「〇年」又は「〇〇年〇〇月〇〇日まで」と記載すること。

経営管理権集積計画

1 個別事項

整理 番号	F3-17	経営管理権の設定を受ける 市町村（乙）		（名称） 富士市長 小長井 義正		（所在地） 静岡県富士市永田町1丁目100番地									
		経営管理権を設定する森林 の森林所有者（甲）		（氏名又 は名称）		（住所又は 所在地）									
乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）										経営管理権 の初期	経営管理権 の存続期間 （終期） （B）	経営管理権に基づいて行 われる経営管理の内容 （C）	木材の販売による収入から木材生産等に要する経 費を控除してなお収益がある場合において甲に支 払われるべき金銭（D）の額の算定方法	乙が甲にDを 支払うべき時 期、相手方及 び方法	備考
番 号	所 在	地 番	林 班	準 林 班	小 班	地 目	面積 (ha)	現況 樹種	現 況 林 齢						
1	富士市 南松野	1505-6	141	へ	21	山林	0.1401	広葉樹	69		経営管理実施権が設定される場合 1. 森林経営 ・乙が選定した経営管理実施権者が森林経営を受託し、利用間伐等の木材生産業務及び木材販売業務を実施する。 2. 森林管理 ・乙が選定した経営管理実施権者が森林管理を受託し、火災、病虫害及び気象災害等の状況を確認するため、年1回以上、林道などの既設道からの目視による森林巡回を実施する。 3. 森林施業 ・乙が選定した経営管理実施権者が提示した企画提案書に基づいて、森林施業を実施するとともに、溪畔林における伐採等は控えるなど生物多様性に配慮する。 経営管理実施権が設定されない場合 ・乙は、存続期間中に間伐を実施する。なお、施業の実施にあたっては、溪畔林における伐採等は控えるなど生物多様性に配慮する。 ・乙は、火災、病虫害及び気象災害等の状況を確認するため、年1回以上、林道などの既設道からの目視による森林巡回を実施する。	経営管理実施権が設定される場合 1. 甲に支払われるべき還元額の算定方法 ・甲に支払われるべき還元額は、木材の販売収入の額と補助金額から木材生産業務費、木材販売業務費、補助金事務手数料、森林保険料等の森林管理費を控除した収益額をもとに算定する。 2. 木材の販売収入の額の算定方法 ・木材の販売収入の額については、実際に木材を販売して得られた収入又は経営管理実施権者が企画提案書に示した設定金額を勘案して、いずれかの利益が見込める額により算定する。 3. 木材生産業務費の算定方法 ・木材生産業務費については、実際に木材を生産するのに要した経費又は、経営管理実施権者が企画提案書に示した設定金額を勘案して、いずれかの利益が見込める額により算定する。 4. 留意事項 ・森林施業の実施に当たっては、木材生産業務費を補うために補助金を適用することができる。 ・経営管理実施権者は、補助金の支給を受けるための事務手数料を木材生産業務費の10%以内で計上することができる。 ・木材生産等に要する経費が木材の販売による収入と補助金の合計額を上回ってしまった場合は、経営管理実施権者がその差額分を負担することとし、甲に金銭的な負担を求めないこと。 ・甲及び乙は、補助金の適用を受けるのに必要な森林経営計画を速やかに策定できるように経営管理実施権者に協力すること。 経営管理実施権が設定されない場合 1. 甲に支払われるべき還元額の算定方法 ・経営管理権に基づき乙が実施する間伐の結果生じた木材の販売による収益は乙のものとする。 2. 留意事項 ・乙が経営管理を行うために要した経費は乙が負担するものとする。	経営管理実施権が設定される場合 1. 時期 木材生産業務及び木材販売業務が完了し、収支結果が確定後、速やかにおこなう。 2. 相手方及び方法 経営管理実施権者から甲にDを支払うこととし、支払方法は、甲の指定する口座振込又は甲に現金手渡しによりおこなう。 経営管理実施権が設定されない場合 ・時期 相手方及び方法 乙から甲に対して金銭の支払いは行わない。		

[illegible]

(記載注意) (1) この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別葉とすること。

(2) 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の1人が記載された書類を添付すること。

(3) (A) 欄の「面積」は林地台帳に記載された地番ごとの面積を記載することとし、林地台帳に記載された面積が著しく事実と相違する場合には、実測面積を()書きで下段に2段書きにする。

(4) (A) 欄の「現況樹種」及び「現況林齢」は森林簿に記載された内容を記載することとし、森林簿と異なる場合は()書きで下段に2段書きにすること。

(5) (B) 欄は、「〇年」又は「〇〇年〇〇月〇〇日まで」と記載すること。

経営管理権集積計画

1 個別事項

整理 番号	F3-18	経営管理権の設定を受ける市町村（乙）		（名称） 富士市長 小長井 義正		（所在地） 静岡県富士市永田町1丁目100番地									
		経営管理権を設定する森林の森林所有者（甲）		（氏名又は名称）		（住所又は所在地）									
乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）										経営管理権の 初期	経営管理権の 存続期間 （終期） （B）	経営管理権に基づいて行 われる経営管理の内容 （C）	木材の販売による収入から木材生産等に要する経 費を控除してなお収益がある場合において甲に支 払われるべき金銭（D）の額の算定方法	乙が甲にDを 支払うべき時 期、相手方及 び方法	備考
番 号	所 在	地番	林 班	準 林 班	小 班	地 目	面積 (ha)	現況 樹種	現況 林 齢						
1	富士市 南松野	1516-1-1	141	へ	13	山林	0.7517	ヒノキ	64		＜経営管理実施権が設定される 場合＞ 1. 森林経営 ・乙が選定した経営管理実施権 者が森林経営を受託し、利用間 伐等の木材生産業務及び木材販 売業務を実施する。 2. 森林管理 ・乙が選定した経営管理実施権 者が森林管理を受託し、火災、 病虫害及び気象災害等の状況を 確認するため、年1回以上、林 道などの既設道からの目視によ る森林巡回を実施する。 3. 森林施業 ・乙が選定した経営管理実施権 者が提示した企画提案書に基づ いて、森林施業を実施するとと もに、溪畔林における伐採等は 控えるなど生物多様性に配慮す る。 ＜経営管理実施権が設定されな い場合＞ ・乙は、存続期間中に間伐を実 施する。なお、施業の実施にあ たっては、溪畔林における伐採 等は控えるなど生物多様性に配 慮する。 ・乙は、火災、病虫害及び気象 災害等の状況を確認するため、 年1回以上、林道などの既設道 からの目視による森林巡回を実 施する。	木材の販売による収入から木材生産等に要する経 費を控除してなお収益がある場合において甲に支 払われるべき金銭（D）の額の算定方法 ＜経営管理実施権が設定される場合＞ 1. 甲に支払われるべき還元額の算定方法 ・甲に支払われるべき還元額は、木材の販売収入の額と補 助金額から木材生産業務費、木材販売業務費、補助金事務 手数料、森林保険料等の森林管理費を控除した収益額をも とに算定する。 2. 木材の販売収入の額の算定方法 ・木材の販売収入の額については、実際に木材を販売して 得られた収入又は経営管理実施権者が企画提案書に示した 設定金額を勘案して、いずれかの利益が見込める額により 算定する。 3. 木材生産業務費の算定方法 ・木材生産業務費については、実際に木材を生産するの に要した経費又は、経営管理実施権者が企画提案書に示した 設定金額を勘案して、いずれかの利益が見込める額により 算定する。 4. 留意事項 ・森林施業の実施に当たっては、木材生産業務費を補うた めに補助金を適用することができる。 ・経営管理実施権者は、補助金の支給を受けるための事務 手数料を木材生産業務費の10%以内で計上することができる。 ・木材生産等に要する経費が木材の販売による収入と補助 金の合計額を上回ってしまった場合は、経営管理実施権者 がその差額分を負担することとし、甲に金銭的な負担を求 めないこと。 ・甲及び乙は、補助金の適用を受けるのに必要な森林経営 計画を速やかに策定できるように経営管理実施権者に協力 すること。 ＜経営管理実施権が設定されない場合＞ 1. 甲に支払われるべき還元額の算定方法 ・経営管理権に基づき乙が実施する間伐の結果生じた木材 の販売による収益は乙のものとする。 2. 留意事項 ・乙が経営管理を行うために要した経費は乙が負担するも のとする。	＜経営管理実施権 が設定される場 合＞ 1. 時期 木材生産業務及 び木材販売業務 が完了し、収支 結果が確定後、 速やかにおこな う。 2. 相手方及び方 法 経営管理実施権 者から甲にDを 支払うこととし 、支払方法は、 甲の指定する 口座振込又は 甲に現金手渡し によりおこな う。 ＜経営管理実施権 が設定されない 場合＞ ・時期 相手方 及び方法 乙から甲に対し て金銭の支払い は行わない。		
2	富士市 南松野	1520	141	へ	10	山林	0.2006	ヒノキ	57						
3	富士市 南松野	1336	141	に	29	山林	0.6019	スギ	71						
4	富士市 南松野	1529-1	141	に	30	山林	0.5719	ヒノキ	87						
5	富士市 南松野	1529-2	141	に	30-1	畑	0.0297	スギ ヒノキ	29						
6	富士市 南松野	1532	141	に	31	山林	0.0092	ヒノキ	62						
7	富士市 南松野	1533-1	141	ほ	19	山林	0.5705	ヒノキ	58						
8	富士市 南松野	1535-1	141	へ	1	山林	0.2512	ヒノキ 広葉樹	29						
9	富士市 南松野	1535-2	141	へ	3	畑	0.0872	ヒノキ	55						
10	富士市 南松野	1535-4	141	へ	4	畑	0.0575	スギ ヒノキ	56						
11	富士市 南松野	1535-5				畑	0.1180								
12	富士市 南松野	1536				畑	0.1580								
13	富士市 南松野	1539				畑	0.0284								
14	富士市 南松野	1574				山林	0.2327								

乙が経営管理権の設定を受ける森林（Ａ）											経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者（Ｅ）			
番号	所在	地番	林班	準林班	小班	地目	面積 (ha)	現況 樹種	現況 林齢	備考	住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類	備考
1	富士市 南松野	1516-1-1	141	へ	13	山林	0.7517	ヒノキ	64					
			141	へ	14			ヒノキ	64					
			141	へ	15			ヒノキ	64					
2	富士市 南松野	1520	141	へ	10	山林	0.2006	ヒノキ	57					
3	富士市 南松野	1336	141	に	29	山林	0.6019	スギ	71					
4	富士市 南松野	1529-1	141	に	30	山林	0.5719	ヒノキ	87					
5	富士市 南松野	1529-2	141	に	30-1	畑	0.0297	スギ ヒノキ	29					
6	富士市 南松野	1532	141	に	31	山林	0.0092	ヒノキ	62					
7	富士市 南松野	1533-1	141	ほ	19	山林	0.5705	ヒノキ	58					
8	富士市 南松野	1535-1	141	へ	1	山林	0.2512	ヒノキ 広葉樹	29					
9	富士市 南松野	1535-2	141	へ	3	畑	0.0872	ヒノキ	55					
10	富士市 南松野	1535-4	141	へ	4	畑	0.0575	スギ ヒノキ	56					
11	富士市 南松野	1535-5				畑	0.1180							
12	富士市 南松野	1536				畑	0.1580							
13	富士市 南松野	1539				畑	0.0284							
14	富士市 南松野	1574				山林	0.2327							

(記載注意) (1) この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別葉とすること。

(2) 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の1人が記載された書類を添付すること。

(3) (A) 欄の「面積」は林地台帳に記載された地番ごとの面積を記載することとし、林地台帳に記載された面積が著しく事実と相違する場合には、実測面積を()書きで下段に2段書きにする。

(4) (A) 欄の「現況樹種」及び「現況林齢」は森林簿に記載された内容を記載することとし、森林簿と異なる場合は()書きで下段に2段書きにすること。

(5) (B) 欄は、「〇年」又は「〇〇年〇〇月〇〇日まで」と記載すること。

経営管理権集積計画

1 個別事項

整理 番号	F3-19	経営管理権の設定を受ける 市町村（乙）				(名称) 富士市長 小長井 義正				(所在地) 静岡県富士市永田町1丁目100番地					
		経営管理権を設定する森林 の森林所有者（甲）				(氏名又 は名称)				(住所又は 所在地)					
乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）										経営管理権 の始期	経営管理権 の存続期間 (終期) (B)	経営管理権に基づいて行 われる経営管理の内容 (C)	木材の販売による収入から木材生産等に要する経 費を控除してなお収益がある場合において甲に支 払われるべき金銭（D）の額の算定方法	乙が甲にDを 支払うべき時 期、相手方及 び方法	備考
番号	所在	地番	林 班	準 林 班	小 班	地 目	面積 (ha)	現況 樹種	現 況 林 齢						
1	富士市 南松野	1502	141	へ	31	山林	0.4684	ヒノキ	52		2022. 1. 14 6 年 (2028. 3. 31)	<経営管理実施権が設定される場合> 1. 森林経営 ・乙が選定した経営管理実施権 者が森林経営を受託し、利用間 伐等の木材生産業務及び木材販 売業務を実施する。 2. 森林管理 ・乙が選定した経営管理実施権 者が森林管理を受託し、火災、 病虫害及び気象災害等の状況 を確認するため、年1回以上、林 道などの既設道からの目視によ る森林巡回を実施する。 3. 森林施業 ・乙が選定した経営管理実施権 者が提示した企画提案書に基づ いて、森林施業を実施するとと もに、溪畔林における伐採等は 控えるなど生物多様性に配慮す る。 <経営管理実施権が設定されな い場合> ・乙は、存続期間中に間伐を実 施する。なお、施業の実施にあ たっては、溪畔林における伐採 等は控えるなど生物多様性に配 慮する。 ・乙は、火災、病虫害及び気象 災害等の状況を確認するため、 年1回以上、林道などの既設道 からの目視による森林巡回を実 施する。	<経営管理実施権が設定される場合> 1. 甲に支払われるべき還元額の算定方法 ・甲に支払われるべき還元額は、木材の販売収入の額と補助金額から木材生産業務費、木材販売業務費、補助金事務手数料、森林保険料等の森林管理費を控除した収益額をもとに算定する。 2. 木材の販売収入の額の算定方法 ・木材の販売収入の額については、実際に木材を販売して得られた収入又は経営管理実施権者が企画提案書に示した設定金額を勘案して、いずれかの利益が見込める額により算定する。 3. 木材生産業務費の算定方法 ・木材生産業務費については、実際に木材を生産するのに要した経費又は、経営管理実施権者が企画提案書に示した設定金額を勘案して、いずれかの利益が見込める額により算定する。 4. 留意事項 ・森林施業の実施に当たっては、木材生産業務費を補うために補助金を適用することができる。 ・経営管理実施権者は、補助金の支給を受けるための事務手数料を木材生産業務費の10%以内で計上することができる。 ・木材生産等に要する経費が木材の販売による収入と補助金の合計額を上回ってしまった場合は、経営管理実施権者がその差額分を負担することとし、甲に金銭的な負担を求めないこと。 ・甲及び乙は、補助金の適用を受けるのに必要な森林経営計画を速やかに策定できるように経営管理実施権者に協力すること。 <経営管理実施権が設定されない場合> 1. 甲に支払われるべき還元額の算定方法 ・経営管理権に基づき乙が実施する間伐の結果生じた木材の販売による収益はこのものとする。 2. 留意事項 ・乙が経営管理を行うために要した経費は乙が負担するものとする。	<経営管理実施権が設定される場合> 1. 時期 木材生産業務及び木材販売業務が完了し、収支結果が確定後、速やかにおこなう。 2. 相手方及び方法 経営管理実施権者から甲にDを支払うこととし、支払方法は、甲の指定する口座振込又は甲に現金手渡しによりおこなう。 <経営管理実施権が設定されない場合> ・時期、相手方及び方法 乙から甲に対して金銭の支払いは行わない。	
			141	へ	32			ササ							
			141	へ	34			ササ	55						

乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）											経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者（E）			備考
番号	所在	地番	林班	準林班	小班	地目	面積 (ha)	現況 樹種	現況 林齢	備考	住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類	
1	富士市 南松野	1502	141	へ	31	山林	0.4684	ヒノキ	52					
			141	へ	32			ナナ						
			141	へ	34			スギ ナナ	55					
この計画に同意する。 権利の設定を受ける市町村（乙） 所在地 同上 名称 富士市長 小長井 義正 権利を設定する森林の森林所有者（甲）住所又は所在地 同上 氏名又は名称														

（記載注意）（１） この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別葉とすること。

（２） 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者のJが記載された書類を添付すること。

（３）（A）欄の「面積」は林地台帳に記載された地番ごとの面積を記載することとし、林地台帳に記載された面積が著しく事実と相違する場合には、実測面積を（ ）書きで下段に２段書きにする。

（４）（A）欄の「現況樹種」及び「現況林齢」は森林簿に記載された内容を記載することとし、森林簿と異なる場合は（ ）書きで下段に２段書きにすること。

（５）（B）欄は、「〇年」又は「〇〇年〇〇月〇〇日まで」と記載すること。

経営管理権集積計画

1 個別事項

[illegible]

[illegible]

(記載注意) (1) この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別葉とすること。

(2) 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の1人が記載された書類を添付すること。

(3) (A) 欄の「面積」は林地台帳に記載された地番ごとの面積を記載することとし、林地台帳に記載された面積が著しく事実と相違する場合には、実測面積を()書きで下段に2段書きにする。

(4) (A) 欄の「現況樹種」及び「現況林齢」は森林簿に記載された内容を記載することとし、森林簿と異なる場合は()書きで下段に2段書きにすること。

(5) (B) 欄は、「〇年」又は「〇〇年〇〇月〇〇日まで」と記載すること。

経営管理権集積計画

1 個別事項

整理 番号	F3-21	経営管理権の設定を受ける 市町村（乙）				（名称） 富士市長 小長井 義正				（所在地） 静岡県富士市永田町1丁目100番地					
		経営管理権を設定する森林 の森林所有者（甲）				（氏名又 は名称）				（住所又は 所在地）					
乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）										経営管理権 の始期	経営管理権 の存続期間 （終期） （B）	経営管理権に基づいて行 われる経営管理の内容 （C）	木材の販売による収入から木材生産等に要する経 費を控除してなお収益がある場合において甲に支 払われるべき金銭（D）の額の算定方法	乙が甲にDを 支払うべき時 期、相手方及 び方法	備考
番 号	所 在	地番	林 班	準 林 班	小 班	地 目	面積 (ha)	現況 樹種	現 況 林 齢						
1	富士市 南松野	1518-2	141	へ	18	山林	0.4046	広葉樹	72		2022. 1. 14 6 年 (2028. 3. 31)	<経営管理実施権が設定される 場合> 1. 森林経営 ・乙が選定した経営管理実施権 者が森林経営を受託し、利用間 伐等の木材生産業務及び木材販 売業務を実施する。 2. 森林管理 ・乙が選定した経営管理実施権 者が森林管理を受託し、火災、 病害虫及び気象災害等の状況を 確認するため、年1回以上、林 道などの既設道からの目視によ る森林巡回を実施する。 3. 森林施業 ・乙が選定した経営管理実施権 者が提示した企画提案書に基づ いて、森林施業を実施するとと もに、溪畔林における伐採等は 控えるなど生物多様性に配慮す る。 <経営管理実施権が設定されな い場合> ・乙は、存続期間中に間伐を実 施する。なお、施業の実施にあ たっては、溪畔林における伐採 等は控えるなど生物多様性に配 慮する。 ・乙は、火災、病害虫及び気象 災害等の状況を確認するため、 年1回以上、林道などの既設道 からの目視による森林巡回を実 施する。	木材の販売による収入から木材生産等に要する経 費を控除してなお収益がある場合において甲に支 払われるべき金銭（D）の額の算定方法 <経営管理実施権が設定される場合> 1. 甲に支払われるべき還元額の算定方法 ・甲に支払われるべき還元額は、木材の販売収入の額と補助 金額から木材生産業務費、木材販売業務費、補助金事務 手数料、森林保険料等の森林管理費を控除した収益額をも とに算定する。 2. 木材の販売収入の額の算定方法 ・木材の販売収入の額については、実際に木材を販売して 得られた収入又は経営管理実施権者が企画提案書に示した 設定金額を勘案して、いずれかの利益が見込める額により 算定する。 3. 木材生産業務費の算定方法 ・木材生産業務費については、実際に木材を生産するの に要した経費又は、経営管理実施権者が企画提案書に示した 設定金額を勘案して、いずれかの利益が見込める額により 算定する。 4. 留意事項 ・森林施業の実施に当たっては、木材生産業務費を補うた めに補助金を適用することができる。 ・経営管理実施権者は、補助金の支給を受けるための事務 手数料を木材生産業務費の10%以内で計上することができる。 ・木材生産等に要する経費が木材の販売による収入と補助 金の合計額を上回ってしまった場合は、経営管理実施権者 がその差額分を負担することとし、甲に金銭的な負担を求 めないこと。 ・甲及び乙は、補助金の適用を受けるのに必要な森林経営 計画を速やかに策定できるように経営管理実施権者に協力 すること。 <経営管理実施権が設定されない場合> 1. 甲に支払われるべき還元額の算定方法 ・経営管理権に基づき乙が実施する間伐の結果生じた木材 の販売による収益は乙のものとする。 2. 留意事項 ・乙が経営管理を行うために要した経費は乙が負担するも のとする。	<経営管理実施権 が設定される場 合> 1. 時期 木材生産業務及 び木材販売業務 が完了し、収支 結果が確定後、 速やかにおこな う。 2. 相手方及び方 法 経営管理実施権 者から甲にDを 支払うことと し、支払方法 は、甲の指定す る口座振込又は 甲に現金手渡し によりおこな う。 <経営管理実施権 が設定されない 場合> ・時期、相手方 及び方法 乙から甲に対し て金銭の支払い は行わない。	
2	富士市 南松野	1518-4	141	へ	20	畑	0.0297	ヒ/キ	61						
3	富士市 南松野	1528	141	へ	5	山林	0.4800	ヒ/キ	52						
			141	へ	7			スギ ヒ/キ	53						
4	富士市 南松野	1568-2	141	に	30	山林	0.1008	ヒ/キ	53						

乙が経営管理権の設定を受ける森林（Ａ）											経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者（Ｅ）			備考
番号	所在	地番	林班	準林班	小班	地目	面積 (ha)	現況 樹種	現況 林齢		住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類	
1	富士市 南松野	1518-2	141	へ	18	山林	0.4046	広葉樹	72					
2	富士市 南松野	1518-4	141	へ	20	畑	0.0297	ヒノキ	61					
3	富士市 南松野	1528	141	へ	5	山林	0.4800	ヒノキ	52					
			141	へ	7			スギ ヒノキ	53					
4	富士市 南松野	1568-2	141	に	30	山林	0.1008	ヒノキ	53					

(記載注意) (1) この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別葉とすること。

(2) 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の1人が記載された書類を添付すること。

(3) (A) 欄の「面積」は林地台帳に記載された地番ごとの面積を記載することとし、林地台帳に記載された面積が著しく事実と相違する場合には、実測面積を()書きで下段に2段書きにする。

(4) (A) 欄の「現況樹種」及び「現況林齢」は森林簿に記載された内容を記載することとし、森林簿と異なる場合は()書きで下段に2段書きにすること。

(5) (B) 欄は、「〇年」又は「〇〇年〇〇月〇〇日まで」と記載すること。

経営管理権集積計画

1 個別事項

整理 番号	F3-22	経営管理権の設定を受ける 市町村（乙）				(名称) 富士市長 小長井 義正				(所在地) 静岡県富士市永田町1丁目100番地						
		経営管理権を設定する森林 の森林所有者（甲）				(氏名又 は名称)				(住所又は 所在地)						
乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）										経営管理権 の始期	経営管理権 の存続期間 (終期) (B)	経営管理権に基づいて行 われる経営管理の内容 (C)	木材の販売による収入から木材生産等に要する経 費を控除してなお収益がある場合において甲に支 払われるべき金銭（D）の額の算定方法	乙が甲にDを 支払うべき時 期、相手方及 び方法	備考	
番 号	所 在	地番	林 班	準 林 班	小 班	地 目	面積 (ha)	現況 樹種	現 況 林 齢							備考
1	富士市 南松野	1341	141	へ	8	山林	0.0109	スギ	61		2022. 1. 14	6 年 (2028. 3. 31)	<経営管理実施権が設定される 場合> 1. 森林経営 ・乙が選定した経営管理実施権 者が森林経営を受託し、利用間 伐等の木材生産業務及び木材販 売業務を実施する。 2. 森林管理 ・乙が選定した経営管理実施権 者が森林管理を受託し、火災、 病害虫及び気象災害等の状況を 確認するため、年1回以上、林 道などの既設道からの目視によ る森林巡回を実施する。 3. 森林施業 ・乙が選定した経営管理実施権 者が提示した企画提案書に基づ いて、森林施業を実施するとと もに、溪畔林における伐採等は 控えるなど生物多様性に配慮す る。 <経営管理実施権が設定されな い場合> ・乙は、存続期間中に間伐を実 施する。なお、施業の実施にあ たっては、溪畔林における伐採 等は控えるなど生物多様性に配 慮する。 ・乙は、火災、病害虫及び気象 災害等の状況を確認するため、 年1回以上、林道などの既設道 からの目視による森林巡回を実 施する。	<経営管理実施権が設定される場合> 1. 甲に支払われるべき還元額の算定方法 ・甲に支払われるべき還元額は、木材の販売収入の額と補助金額から木材生産業務費、木材販売業務費、補助金事務手数料、森林保険料等の森林管理費を控除した収益額をもとに算定する。 2. 木材の販売収入の額の算定方法 ・木材の販売収入の額については、実際に木材を販売して得られた収入又は経営管理実施権者が企画提案書に示した設定金額を勘案して、いずれかの利益が見込める額により算定する。 3. 木材生産業務費の算定方法 ・木材生産業務費については、実際に木材を生産するのに要した経費又は、経営管理実施権者が企画提案書に示した設定金額を勘案して、いずれかの利益が見込める額により算定する。 4. 留意事項 ・森林施業の実施に当たっては、木材生産業務費を補うために補助金を適用することができる。 ・経営管理実施権者は、補助金の支給を受けるための事務手数料を木材生産業務費の10%以内で計上することができる。 ・木材生産等に要する経費が木材の販売による収入と補助金の合計額を上回ってしまった場合は、経営管理実施権者がその差額分を負担することとし、甲に金銭的な負担を求めないこと。 ・甲及び乙は、補助金の適用を受けるのに必要な森林経営計画を速やかに策定できるように経営管理実施権者に協力すること。 <経営管理実施権が設定されない場合> 1. 甲に支払われるべき還元額の算定方法 ・経営管理権に基づき乙が実施する間伐の結果生じた木材の販売による収益はこのものとする。 2. 留意事項 ・乙が経営管理を行うために要した経費は乙が負担するものとする。	<経営管理実施権が設定される場合> 1. 時期 木材生産業務及び木材販売業務が完了し、収支結果が確定後、速やかにおこなう。 2. 相手方及び方法 経営管理実施権者から甲にDを支払うこととし、支払方法は、甲の指定する口座振込又は甲に現金手渡しによりおこなう。 <経営管理実施権が設定されない場合> ・時期、相手方及び方法 乙から甲に対して金銭の支払いは行わない。	
2	富士市 南松野	1519-1	141	へ	9	山林	0.6221	広葉樹	67							
3	富士市 南松野	1522	141	へ	11	山林	1.1295	スギ ヒノキ	56							
4	富士市 南松野	1527-1	141	へ	5	山林	0.0119	ヒノキ	52							

乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）											経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者（E）			備考
番号	所在	地番	林班	準林班	小班	地目	面積 (ha)	現況 樹種	現況 林齢	備考	住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類	
1	富士市 南松野	1341	141	へ	8	山林	0.0109	スギ	61					
2	富士市 南松野	1519-1	141	へ	9	山林	0.6221	広葉樹	67					
3	富士市 南松野	1522	141	へ	11	山林	1.1295	スギ ヒノキ	56					
4	富士市 南松野	1527-1	141	へ	5	山林	0.0119	ヒノキ	52					
この計画に同意する。														
権利の設定を受ける市町村（乙）		所在地	同上		名称		富士市長 小長井 義正							
権利を設定する森林の森林所有者（甲）住所又は所在地		同上			氏名又は名称									

（記載注意）（１） この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別葉とすること。

（２） 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の1が記載された書類を添付すること。

（３）（A）欄の「面積」は林地台帳に記載された地番ごとの面積を記載することとし、林地台帳に記載された面積が著しく事実と相違する場合には、実測面積を（ ）書きで下段に2段書きにする。

（４）（A）欄の「現況樹種」及び「現況林齢」は森林簿に記載された内容を記載することとし、森林簿と異なる場合は（ ）書きで下段に2段書きにする。

（５）（B）欄は、「〇年」又は「〇〇年〇〇月〇〇日まで」と記載すること。

経営管理権集積計画

1 個別事項

整理 番号	F3-24	経営管理権の設定を受ける 市町村（乙）				（名称） 富士市長 小長井 義正				（所在地） 静岡県富士市永田町1丁目100番地					
		経営管理権を設定する森林 の森林所有者（甲）				（氏名又 は名称）				（住所又は 所在地）					
乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）										経営管理権 の始期	経営管理権 の存続期間 （終期） （B）	経営管理権に基づいて行 われる経営管理の内容 （C）	木材の販売による収入から木材生産等に要する経 費を控除してなお収益がある場合において甲に支 払われるべき金銭（D）の額の算定方法	乙が甲にDを 支払うべき時 期、相手方及 び方法	備考
番 号	所 在	地番	林 班	準 林 班	小 班	地 目	面積 (ha)	現況 樹種	現 況 林 齢						
1	富士市 南松野	1651-4	142	は	24	畑	0.1623	杉	62		2022. 1. 14 6 年 (2028. 3. 31)	<経営管理実施権が設定される 場合> 1. 森林経営 ・乙が選定した経営管理実施権 者が森林経営を受託し、利用間 伐等の木材生産業務及び木材販 売業務を実施する。 2. 森林管理 ・乙が選定した経営管理実施権 者が森林管理を受託し、火災、 病害虫及び気象災害等の状況を 確認するため、年1回以上、林 道などの既設道からの目視によ る森林巡回を実施する。 3. 森林施業 ・乙が選定した経営管理実施権 者が提示した企画提案書に基づ いて、森林施業を実施するとと もに、溪畔林における伐採等は 控えるなど生物多様性に配慮す る。 <経営管理実施権が設定されな い場合> ・乙は、存続期間中に間伐を実 施する。なお、施業の実施にあ たっては、溪畔林における伐採 等は控えるなど生物多様性に配 慮する。 ・乙は、火災、病害虫及び気象 災害等の状況を確認するため、 年1回以上、林道などの既設道 からの目視による森林巡回を実 施する。	<経営管理実施権が設定される場合> 1. 甲に支払われるべき還元額の算定方法 ・甲に支払われるべき還元額は、木材の販売収入の額と補助金額から木材生産業務費、木材販売業務費、補助金事務手数料、森林保険料等の森林管理費を控除した収益額をもとに算定する。 2. 木材の販売収入の額の算定方法 ・木材の販売収入の額については、実際に木材を販売して得られた収入又は経営管理実施権者が企画提案書に示した設定金額を勘案して、いずれかの利益が見込める額により算定する。 3. 木材生産業務費の算定方法 ・木材生産業務費については、実際に木材を生産するのに要した経費又は、経営管理実施権者が企画提案書に示した設定金額を勘案して、いずれかの利益が見込める額により算定する。 4. 留意事項 ・森林施業の実施に当たっては、木材生産業務費を補うために補助金を適用することができる。 ・経営管理実施権者は、補助金の支給を受けるための事務手数料を木材生産業務費の10%以内で計上することができる。 ・木材生産等に要する経費が木材の販売による収入と補助金の合計額を上回ってしまった場合は、経営管理実施権者がその差額分を負担することとし、甲に金銭的な負担を求めないこと。 ・甲及び乙は、補助金の適用を受けるのに必要な森林経営計画を速やかに策定できるように経営管理実施権者に協力すること。 <経営管理実施権が設定されない場合> 1. 甲に支払われるべき還元額の算定方法 ・経営管理権に基づき乙が実施する間伐の結果生じた木材の販売による収益は乙のものとする。 2. 留意事項 ・乙が経営管理を行うために要した経費は乙が負担するものとする。	<経営管理実施権が設定される場合> 1. 時期 木材生産業務及び木材販売業務が完了し、収支結果が確定後、速やかにおこなう。 2. 相手方及び方法 経営管理実施権者から甲にDを支払うこととし、支払方法は、甲の指定する口座振込又は甲に現金手渡しによりおこなう。 <経営管理実施権が設定されない場合> ・時期、相手方及び方法 乙から甲に対して金銭の支払いは行わない。	

[illegible]

(記載注意) (1) この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別葉とすること。

(2) 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の1人が記載された書類を添付すること。

(3) (A) 欄の「面積」は林地台帳に記載された地番ごとの面積を記載することとし、林地台帳に記載された面積が著しく事実と相違する場合には、実測面積を()書きで下段に2段書きにする。

(4) (A) 欄の「現況樹種」及び「現況林齢」は森林簿に記載された内容を記載することとし、森林簿と異なる場合は()書きで下段に2段書きにすること。

(5) (B) 欄は、「〇年」又は「〇〇年〇〇月〇〇日まで」と記載すること。

経営管理権集積計画

1 個別事項

[illegible]

[illegible]

(記載注意) (1) この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別葉とすること。

(2) 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の1人が記載された書類を添付すること。

(3) (A) 欄の「面積」は林地台帳に記載された地番ごとの面積を記載することとし、林地台帳に記載された面積が著しく事実と相違する場合には、実測面積を()書きで下段に2段書きにする。

(4) (A) 欄の「現況樹種」及び「現況林齢」は森林簿に記載された内容を記載することとし、森林簿と異なる場合は()書きで下段に2段書きにすること。

(5) (B) 欄は、「〇年」又は「〇〇年〇〇月〇〇日まで」と記載すること。

経営管理権集積計画

1 個別事項

整理 番号	F3-26	経営管理権の設定を受ける 市町村（乙）		（名称） 富士市長 小長井 義正		（所在地） 静岡県富士市永田町1丁目100番地									
		経営管理権を設定する森林 の森林所有者（甲）		（氏名又 は名称）		（住所又は 所在地）									
乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）										経営管理権 の始期	経営管理権 の存続期間 （終期） （B）	経営管理権に基づいて行 われる経営管理の内容 （C）	木材の販売による収入から木材生産等に要する経 費を控除してなお収益がある場合において甲に支 払われるべき金銭（D）の額の算定方法	乙が甲にDを 支払うべき時 期、相手方及 び方法	備考
番 号	所 在	地番	林 班	準 林 班	小 班	地 目	面積 (ha)	現況 樹種	現 況 林 齢						
1	富士市 南松野	1638-1	142	に	15	山林	0.0839	広葉樹 杉*	61		＜経営管理実施権が設定される場合＞ 1. 森林経営 ・乙が選定した経営管理実施権者が森林経営を受託し、利用間伐等の木材生産業務及び木材販売業務を実施する。 2. 森林管理 ・乙が選定した経営管理実施権者が森林管理を受託し、火災、病虫害及び気象災害等の状況を確認するため、年1回以上、林道などの既設道からの目視による森林巡回を実施する。 3. 森林施業 ・乙が選定した経営管理実施権者が提示した企画提案書に基づいて、森林施業を実施するとともに、溪畔林における伐採等は控えるなど生物多様性に配慮する。 ＜経営管理実施権が設定されない場合＞ ・乙は、存続期間中に間伐を実施する。なお、施業の実施にあたっては、溪畔林における伐採等は控えるなど生物多様性に配慮する。 ・乙は、火災、病虫害及び気象災害等の状況を確認するため、年1回以上、林道などの既設道からの目視による森林巡回を実施する。	＜経営管理実施権が設定される場合＞ 1. 甲に支払われるべき還元額の算定方法 ・甲に支払われるべき還元額は、木材の販売収入の額と補助金額から木材生産業務費、木材販売業務費、補助金事務手数料、森林保険料等の森林管理費を控除した収益額をもとに算定する。 2. 木材の販売収入の額の算定方法 ・木材の販売収入の額については、実際に木材を販売して得られた収入又は経営管理実施権者が企画提案書に示した設定金額を勘案して、いずれかの利益が見込める額により算定する。 3. 木材生産業務費の算定方法 ・木材生産業務費については、実際に木材を生産するのに要した経費又は、経営管理実施権者が企画提案書に示した設定金額を勘案して、いずれかの利益が見込める額により算定する。 4. 留意事項 ・森林施業の実施に当たっては、木材生産業務費を補うために補助金を適用することができる。 ・経営管理実施権者は、補助金の支給を受けるための事務手数料を木材生産業務費の10%以内で計上することができる。 ・木材生産等に要する経費が木材の販売による収入と補助金の合計額を上回ってしまった場合は、経営管理実施権者がその差額分を負担することとし、甲に金銭的な負担を求めないこと。 ・甲及び乙は、補助金の適用を受けるのに必要な森林経営計画を速やかに策定できるように経営管理実施権者に協力すること。 ＜経営管理実施権が設定されない場合＞ 1. 甲に支払われるべき還元額の算定方法 ・経営管理権に基づき乙が実施する間伐の結果生じた木材の販売による収益はこのものとする。 2. 留意事項 ・乙が経営管理を行うために要した経費は乙が負担するものとする。	＜経営管理実施権が設定される場合＞ 1. 時期 木材生産業務及び木材販売業務が完了し、収支結果が確定後、速やかにおこなう。 2. 相手方及び方法 経営管理実施権者から甲にDを支払うこととし、支払方法は、甲の指定する口座振込又は甲に現金手渡しによりおこなう。 ＜経営管理実施権が設定されない場合＞ ・時期、相手方及び方法 乙から甲に対して金銭の支払いは行わない。		
2	富士市 南松野	1648-7	142	は	29-1	山林	0.2816	ヒノキ	57						
3	富士市 南松野	1649-1	142	は	33	山林	0.0360	杉*	63						
4	富士市 南松野	3136	142	に	27	山林	0.0770	杉*	72						

乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）											経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者（E）			備考
番号	所在	地番	林班	準林班	小班	地目	面積（ha）	現況樹種	現況林齢	備考	住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類	
1	富士市南松野	1638-1	142	に	15	山林	0.0839	広葉樹 ｽｷﾞ	61					
2	富士市南松野	1648-7	142	は	29-1	山林	0.2816	ﾋｷﾞ	57					
3	富士市南松野	1649-1	142	は	33	山林	0.0360	ｽｷﾞ	63					
4	富士市南松野	3136	142	に	27	山林	0.0770	ｽｷﾞ	72					
この計画に同意する。														
権利の設定を受ける市町村（乙）		所在地		同上		名称		富士市長 小長井 義正						
権利を設定する森林の森林所有者（甲）		住所又は所在地		同上		氏名又は名称								

（記載注意）（１） この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別葉とすること。

（２） 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の1が記載された書類を添付すること。

（３）（A）欄の「面積」は林地台帳に記載された地番ごとの面積を記載することとし、林地台帳に記載された面積が著しく事実と相違する場合には、実測面積を（ ）書きで下段に2段書きにする。

（４）（A）欄の「現況樹種」及び「現況林齢」は森林簿に記載された内容を記載することとし、森林簿と異なる場合は（ ）書きで下段に2段書きにすること。

（５）（B）欄は、「〇年」又は「〇〇年〇〇月〇〇日まで」と記載すること。

経営管理権集積計画

1 個別事項

整理 番号	F3-27	経営管理権の設定を受ける 市町村（乙）		（名称） 富士市長 小長井 義正		（所在地） 静岡県富士市永田町1丁目100番地									
		経営管理権を設定する森林 の森林所有者（甲）		（氏名又 は名称）		（住所又は 所在地）									
乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）										経営管理権 の初期	経営管理権 の存続期間 （終期） （B）	経営管理権に基づいて行 われる経営管理の内容 （C）	木材の販売による収入から木材生産等に要する経 費を控除してなお収益がある場合において甲に支 払われるべき金銭（D）の額の算定方法	乙が甲にDを 支払うべき時 期、相手方及 び方法	備考
番 号	所 在	地番	林 班	準 林 班	小 班	地 目	面積 (ha)	現況 樹種	現 況 林 齢						
1	富士市 南松野	1338-2	141	ほ	9	山林	0.0085	広葉樹	34		＜経営管理実施権が設定される場合＞ 1. 森林経営 ・乙が選定した経営管理実施権者が森林経営を受託し、利用間伐等の木材生産業務及び木材販売業務を実施する。 2. 森林管理 ・乙が選定した経営管理実施権者が森林管理を受託し、火災、病虫害及び気象災害等の状況を確認するため、年1回以上、林道などの既設道からの目視による森林巡回を実施する。 3. 森林施業 ・乙が選定した経営管理実施権者が提示した企画提案書に基づいて、森林施業を実施するとともに、溪畔林における伐採等は控えるなど生物多様性に配慮する。 ＜経営管理実施権が設定されない場合＞ ・乙は、存続期間中に間伐を実施する。なお、施業の実施にあたっては、溪畔林における伐採等は控えるなど生物多様性に配慮する。 ・乙は、火災、病虫害及び気象災害等の状況を確認するため、年1回以上、林道などの既設道からの目視による森林巡回を実施する。	＜経営管理実施権が設定される場合＞ 1. 甲に支払われるべき還元額の算定方法 ・甲に支払われるべき還元額は、木材の販売収入の額と補助金額から木材生産業務費、木材販売業務費、補助金事務手数料、森林保険料等の森林管理費を控除した収益額をもとに算定する。 2. 木材の販売収入の額の算定方法 ・木材の販売収入の額については、実際に木材を販売して得られた収入又は経営管理実施権者が企画提案書に示した設定金額を勘案して、いずれかの利益が見込める額により算定する。 3. 木材生産業務費の算定方法 ・木材生産業務費については、実際に木材を生産するのに要した経費又は、経営管理実施権者が企画提案書に示した設定金額を勘案して、いずれかの利益が見込める額により算定する。 4. 留意事項 ・森林施業の実施に当たっては、木材生産業務費を補うために補助金を適用することができる。 ・経営管理実施権者は、補助金の支給を受けるための事務手数料を木材生産業務費の10%以内で計上することができる。 ・木材生産等に要する経費が木材の販売による収入と補助金の合計額を上回ってしまった場合は、経営管理実施権者がその差額分を負担することとし、甲に金銭的な負担を求めないこと。 ・甲及び乙は、補助金の適用を受けるのに必要な森林経営計画を速やかに策定できるように経営管理実施権者に協力すること。 ＜経営管理実施権が設定されない場合＞ 1. 甲に支払われるべき還元額の算定方法 ・経営管理権に基づき乙が実施する間伐の結果生じた木材の販売による収益はこのものとする。 2. 留意事項 ・乙が経営管理を行うために要した経費は乙が負担するものとする。	＜経営管理実施権が設定される場合＞ 1. 時期 木材生産業務及び木材販売業務が完了し、収支結果が確定後、速やかにおこなう。 2. 相手方及び方法 経営管理実施権者から甲にDを支払うこととし、支払方法は、甲の指定する口座振込又は甲に現金手渡しによりおこなう。 ＜経営管理実施権が設定されない場合＞ ・時期、相手方及び方法 乙から甲に対して金銭の支払いは行わない。		
2	富士市 南松野	1344-1	141	ほ	10	山林	0.2909	ヒノキ	62						
3	富士市 南松野	1344-2	141	ほ	11	山林	0.0271	ヒノキ	63						

乙が経営管理権の設定を受ける森林（Ａ）											経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者（Ｅ）			備考
番号	所在	地番	林班	準林班	小班	地目	面積 (ha)	現況 樹種	現況 林齢	備考	住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類	
1	富士市 南松野	1338-2	141	ほ	9	山林	0.0085	広葉樹	34					
2	富士市 南松野	1344-1	141	ほ	10	山林	0.2909	ヒノキ	62					
3	富士市 南松野	1344-2	141	ほ	11	山林	0.0271	ヒノキ	63					

(記載注意) (1) この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別葉とすること。

(2) 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の1人が記載された書類を添付すること。

(3) (A) 欄の「面積」は林地台帳に記載された地番ごとの面積を記載することとし、林地台帳に記載された面積が著しく事実と相違する場合には、実測面積を()書きで下段に2段書きにする。

(4) (A) 欄の「現況樹種」及び「現況林齢」は森林簿に記載された内容を記載することとし、森林簿と異なる場合は()書きで下段に2段書きにすること。

(5) (B) 欄は、「〇年」又は「〇〇年〇〇月〇〇日まで」と記載すること。

経営管理権集積計画

1 個別事項

整理 番号	F3-30	経営管理権の設定を受ける 市町村（乙）		（名称） 富士市長 小長井 義正		（所在地） 静岡県富士市永田町1丁目100番地									
		経営管理権を設定する森林 の森林所有者（甲）		（氏名又 は名称）		（住所又は 所在地）									
乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）										経営管理権 の始期	経営管理権 の存続期間 （終期） （B）	経営管理権に基づいて行 われる経営管理の内容 （C）	木材の販売による収入から木材生産等に要する経 費を控除してなお収益がある場合において甲に支 払われるべき金銭（D）の額の算定方法	乙が甲にDを 支払うべき時 期、相手方及 び方法	備考
番 号	所 在	地 番	林 班	準 林 班	小 班	地 目	面積 (ha)	現況 樹種	現況 林 齢						
1	富士市 南松野	1534-2	141	へ	2	山林	0.2376	ヒノキ	34		<経営管理実施権が設定される場合> 1. 森林経営 ・乙が選定した経営管理実施権者が森林経営を受託し、利用間伐等の木材生産業務及び木材販売業務を実施する。 2. 森林管理 ・乙が選定した経営管理実施権者が森林管理を受託し、火災、病虫害及び気象災害等の状況を確認するため、年1回以上、林道などの既設道からの目視による森林巡回を実施する。 3. 森林施業 ・乙が選定した経営管理実施権者が提示した企画提案書に基づいて、森林施業を実施するとともに、溪畔林における伐採等は控えるなど生物多様性に配慮する。 <経営管理実施権が設定されない場合> ・乙は、存続期間中に間伐を実施する。なお、施業の実施にあたっては、溪畔林における伐採等は控えるなど生物多様性に配慮する。 ・乙は、火災、病虫害及び気象災害等の状況を確認するため、年1回以上、林道などの既設道からの目視による森林巡回を実施する。	<経営管理実施権が設定される場合> 1. 甲に支払われるべき還元額の算定方法 ・甲に支払われるべき還元額は、木材の販売収入の額と補助金額から木材生産業務費、木材販売業務費、補助金事務手数料、森林保険料等の森林管理費を控除した収益額をもとに算定する。 2. 木材の販売収入の額の算定方法 ・木材の販売収入の額については、実際に木材を販売して得られた収入又は経営管理実施権者が企画提案書に示した設定金額を勘案して、いずれかの利益が見込める額により算定する。 3. 木材生産業務費の算定方法 ・木材生産業務費については、実際に木材を生産するのに要した経費又は、経営管理実施権者が企画提案書に示した設定金額を勘案して、いずれかの利益が見込める額により算定する。 4. 留意事項 ・森林施業の実施に当たっては、木材生産業務費を補うために補助金を適用することができる。 ・経営管理実施権者は、補助金の支給を受けるための事務手数料を木材生産業務費の10%以内で計上することができる。 ・木材生産等に要する経費が木材の販売による収入と補助金の合計額を上回ってしまった場合は、経営管理実施権者がその差額分を負担することとし、甲に金銭的な負担を求めないこと。 ・甲及び乙は、補助金の適用を受けるのに必要な森林経営計画を速やかに策定できるように経営管理実施権者に協力すること。 <経営管理実施権が設定されない場合> 1. 甲に支払われるべき還元額の算定方法 ・経営管理権に基づき乙が実施する間伐の結果生じた木材の販売による収益はこのものとする。 2. 留意事項 ・乙が経営管理を行うために要した経費は乙が負担するものとする。	<経営管理実施権が設定される場合> 1. 時期 木材生産業務及び木材販売業務が完了し、収支結果が確定後、速やかにおこなう。 2. 相手方及び方法 経営管理実施権者から甲にDを支払うこととし、支払方法は、甲の指定する口座振込又は甲に現金手渡しによりおこなう。 <経営管理実施権が設定されない場合> ・時期、相手方及び方法 乙から甲に対して金銭の支払いは行わない。		
			141	へ	3			ヒノキ	55						

乙が経営管理権の設定を受ける森林（Ａ）										経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者（Ｅ）			備考
番号	所在	地番	林班	準林班	小班	地目	面積 (ha)	現況 樹種	現況 林齢	住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類	
1	富士市 南松野	1534-2	141	へ	2	山林	0.2376	ヒノキ	34				
			141	へ	3			ヒノキ	55				

この計画に同意する。

権利の設定を受ける市町村（乙）所在地同上

名称富士市長 小長井 義正

権利を設定する森林の森林所有者（甲）住所又は所在地同上

氏名又は名称

(記載注意) (1) この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別葉とすること。

(2) 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の1人が記載された書類を添付すること。

(3) (A) 欄の「面積」は林地台帳に記載された地番ごとの面積を記載することとし、林地台帳に記載された面積が著しく事実と相違する場合には、実測面積を()書きで下段に2段書きにする。

(4) (A) 欄の「現況樹種」及び「現況林齢」は森林簿に記載された内容を記載することとし、森林簿と異なる場合は()書きで下段に2段書きにすること。

(5) (B) 欄は、「〇年」又は「〇〇年〇〇月〇〇日まで」と記載すること。

経営管理権集積計画

1 個別事項

[illegible]

[illegible]

(記載注意) (1) この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別葉とすること。

(2) 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の1人が記載された書類を添付すること。

(3) (A) 欄の「面積」は林地台帳に記載された地番ごとの面積を記載することとし、林地台帳に記載された面積が著しく事実と相違する場合には、実測面積を()書きで下段に2段書きにする。

(4) (A) 欄の「現況樹種」及び「現況林齢」は森林簿に記載された内容を記載することとし、森林簿と異なる場合は()書きで下段に2段書きにすること。

(5) (B) 欄は、「〇年」又は「〇〇年〇〇月〇〇日まで」と記載すること。

経営管理権集積計画

1 個別事項

整理 番号	F3-32	経営管理権の設定を受ける 市町村（乙）		（名称） 富士市長 小長井 義正		（所在地） 静岡県富士市永田町1丁目100番地									
		経営管理権を設定する森林 の森林所有者（甲）		（氏名又 は名称）		（住所又は 所在地）									
乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）										経営管理権 の始期	経営管理権 の存続期間 （終期） （B）	経営管理権に基づいて行 われる経営管理の内容 （C）	木材の販売による収入から木材生産等に要する経 費を控除してなお収益がある場合において甲に支 払われるべき金銭（D）の額の算定方法	乙が甲にDを 支払うべき時 期、相手方及 び方法	備考
番 号	所 在	地番	林 班	準 林 班	小 班	地 目	面積 (ha)	現況 樹種	現 況 林 齢						
1	富士市 南松野	1345-1	141	ほ	12	山林	0.4833	ヒノキ	44		＜経営管理実施権が設定される場合＞ 1. 森林経営 ・乙が選定した経営管理実施権者が森林経営を受託し、利用間伐等の木材生産業務及び木材販売業務を実施する。 2. 森林管理 ・乙が選定した経営管理実施権者が森林管理を受託し、火災、病虫害及び気象災害等の状況を確認するため、年1回以上、林道などの既設道からの目視による森林巡回を実施する。 3. 森林施業 ・乙が選定した経営管理実施権者が提示した企画提案書に基づいて、森林施業を実施するとともに、溪畔林における伐採等は控えるなど生物多様性に配慮する。 ＜経営管理実施権が設定されない場合＞ ・乙は、存続期間中に間伐を実施する。なお、施業の実施にあたっては、溪畔林における伐採等は控えるなど生物多様性に配慮する。 ・乙は、火災、病虫害及び気象災害等の状況を確認するため、年1回以上、林道などの既設道からの目視による森林巡回を実施する。	＜経営管理実施権が設定される場合＞ 1. 甲に支払われるべき還元額の算定方法 ・甲に支払われるべき還元額は、木材の販売収入の額と補助金額から木材生産業務費、木材販売業務費、補助金事務手数料、森林保険料等の森林管理費を控除した収益額をもとに算定する。 2. 木材の販売収入の額の算定方法 ・木材の販売収入の額については、実際に木材を販売して得られた収入又は経営管理実施権者が企画提案書に示した設定金額を勘案して、いずれかの利益が見込める額により算定する。 3. 木材生産業務費の算定方法 ・木材生産業務費については、実際に木材を生産するのに要した経費又は、経営管理実施権者が企画提案書に示した設定金額を勘案して、いずれかの利益が見込める額により算定する。 4. 留意事項 ・森林施業の実施に当たっては、木材生産業務費を補うために補助金を適用することができる。 ・経営管理実施権者は、補助金の支給を受けるための事務手数料を木材生産業務費の10%以内で計上することができる。 ・木材生産等に要する経費が木材の販売による収入と補助金の合計額を上回ってしまった場合は、経営管理実施権者がその差額分を負担することとし、甲に金銭的な負担を求めないこと。 ・甲及び乙は、補助金の適用を受けるのに必要な森林経営計画を速やかに策定できるように経営管理実施権者に協力すること。 ＜経営管理実施権が設定されない場合＞ 1. 甲に支払われるべき還元額の算定方法 ・経営管理権に基づき乙が実施する間伐の結果生じた木材の販売による収益はこのものとする。 2. 留意事項 ・乙が経営管理を行うために要した経費は乙が負担するものとする。	＜経営管理実施権が設定される場合＞ 1. 時期 木材生産業務及び木材販売業務が完了し、収支結果が確定後、速やかにおこなう。 2. 相手方及び方法 経営管理実施権者から甲にDを支払うこととし、支払方法は、甲の指定する口座振込又は甲に現金手渡しによりおこなう。 ＜経営管理実施権が設定されない場合＞ ・時期、相手方及び方法 乙から甲に対して金銭の支払いは行わない。		
2	富士市 南松野	1345-2				畑	0.1090								
3	富士市 南松野	1346				山林	0.0158								

乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）										経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者（E）			備考
番号	所在	地番	林班	準林班	小班	地目	面積 (ha)	現況 樹種	現況 林齢	住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類	
1	富士市 南松野	1345-1	141	ほ	12	山林	0.4833	ヒノキ	44				
2	富士市 南松野	1345-2				畑	0.1090						
3	富士市 南松野	1346				山林	0.0158						
					</								

(記載注意) (1) この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別葉とすること。

(2) 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の1人が記載された書類を添付すること。

(3) (A) 欄の「面積」は林地台帳に記載された地番ごとの面積を記載することとし、林地台帳に記載された面積が著しく事実と相違する場合には、実測面積を()書きで下段に2段書きにする。

(4) (A) 欄の「現況樹種」及び「現況林齢」は森林簿に記載された内容を記載することとし、森林簿と異なる場合は()書きで下段に2段書きにすること。

(5) (B) 欄は、「〇年」又は「〇〇年〇〇月〇〇日まで」と記載すること。

経営管理権集積計画

1 個別事項

整理 番号	F3-33	経営管理権の設定を受ける 市町村（乙）		（名称） 富士市長 小長井 義正		（所在地） 静岡県富士市永田町1丁目100番地									
		経営管理権を設定する森林 の森林所有者（甲）		（氏名又 は名称）		（住所又は 所在地）									
乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）										経営管理権 の始期	経営管理権 の存続期間 （終期） （B）	経営管理権に基づいて行 われる経営管理の内容 （C）	木材の販売による収入から木材生産等に要する経 費を控除してなお収益がある場合において甲に支 払われるべき金銭（D）の額の算定方法	乙が甲にDを 支払うべき時 期、相手方及 び方法	備考
番 号	所 在	地番	林 班	準 林 班	小 班	地 目	面積 (ha)	現況 樹種	現 況 林 齢						
1	富士市 南松野	1670-31	142	は	13	山林	0.0462	広葉樹	30		＜経営管理実施権が設定される場合＞ 1. 森林経営 ・乙が選定した経営管理実施権者が森林経営を受託し、利用間伐等の木材生産業務及び木材販売業務を実施する。 2. 森林管理 ・乙が選定した経営管理実施権者が森林管理を受託し、火災、病虫害及び気象災害等の状況を確認するため、年1回以上、林道などの既設道からの目視による森林巡回を実施する。 3. 森林施業 ・乙が選定した経営管理実施権者が提示した企画提案書に基づいて、森林施業を実施するとともに、溪畔林における伐採等は控えるなど生物多様性に配慮する。 ＜経営管理実施権が設定されない場合＞ ・乙は、存続期間中に間伐を実施する。なお、施業の実施にあたっては、溪畔林における伐採等は控えるなど生物多様性に配慮する。 ・乙は、火災、病虫害及び気象災害等の状況を確認するため、年1回以上、林道などの既設道からの目視による森林巡回を実施する。	＜経営管理実施権が設定される場合＞ 1. 甲に支払われるべき還元額の算定方法 ・甲に支払われるべき還元額は、木材の販売収入の額と補助金額から木材生産業務費、木材販売業務費、補助金事務手数料、森林保険料等の森林管理費を控除した収益額をもとに算定する。 2. 木材の販売収入の額の算定方法 ・木材の販売収入の額については、実際に木材を販売して得られた収入又は経営管理実施権者が企画提案書に示した設定金額を勘案して、いずれかの利益が見込める額により算定する。 3. 木材生産業務費の算定方法 ・木材生産業務費については、実際に木材を生産するのに要した経費又は、経営管理実施権者が企画提案書に示した設定金額を勘案して、いずれかの利益が見込める額により算定する。 4. 留意事項 ・森林施業の実施に当たっては、木材生産業務費を補うために補助金を適用することができる。 ・経営管理実施権者は、補助金の支給を受けるための事務手数料を木材生産業務費の10%以内で計上することができる。 ・木材生産等に要する経費が木材の販売による収入と補助金の合計額を上回ってしまった場合は、経営管理実施権者がその差額分を負担することとし、甲に金銭的な負担を求めないこと。 ・甲及び乙は、補助金の適用を受けるのに必要な森林経営計画を速やかに策定できるように経営管理実施権者に協力すること。 ＜経営管理実施権が設定されない場合＞ 1. 甲に支払われるべき還元額の算定方法 ・経営管理権に基づき乙が実施する間伐の結果生じた木材の販売による収益はこのものとする。 2. 留意事項 ・乙が経営管理を行うために要した経費は乙が負担するものとする。	＜経営管理実施権が設定される場合＞ 1. 時期 木材生産業務及び木材販売業務が完了し、収支結果が確定後、速やかにおこなう。 2. 相手方及び方法 経営管理実施権者から甲にDを支払うこととし、支払方法は、甲の指定する口座振込又は甲に現金手渡しによりおこなう。 ＜経営管理実施権が設定されない場合＞ ・時期、相手方及び方法 乙から甲に対して金銭の支払いは行わない。		
2	富士市 南松野	3148-1	142	と	2	山林	0.1507	スギ ヒノキ	62						
3	富士市 南松野	3148-2				山林	0.1537								
4	富士市 南松野	3148-3				山林	0.1824								

乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）										経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者（E）			備考
番号	所在	地番	林班	準林班	小班	地目	面積（ha）	現況樹種	現況林齢	備考	住所又は所在地	氏名又は名称	
1	富士市南松野	1670-31	142	は	13	山林	0.0462	広葉樹	30				
2	富士市南松野	3148-1	142	と	2	山林	0.1507	針葉樹	62				
3	富士市南松野	3148-2				山林	0.1537						
4	富士市南松野	3148-3				山林	0.1824						
この計画に同意する。													
権利の設定を受ける市町村（乙）		所在地		同上		名称		富士市長 小長井 義正					
権利を設定する森林の森林所有者（甲）住所又は所在地		同上		氏名又は名称									

（記載注意）（１） この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別葉とすること。

（２） 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の1が記載された書類を添付すること。

（３）（A）欄の「面積」は林地台帳に記載された地番ごとの面積を記載することとし、林地台帳に記載された面積が著しく事実と相違する場合には、実測面積を（ ）書きで下段に2段書きにする。

（４）（A）欄の「現況樹種」及び「現況林齢」は森林簿に記載された内容を記載することとし、森林簿と異なる場合は（ ）書きで下段に2段書きにする。

（５）（B）欄は、「〇年」又は「〇〇年〇〇月〇〇日まで」と記載すること。

経営管理権集積計画

1 個別事項

[illegible]

[illegible]

(記載注意) (1) この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別葉とすること。

(2) 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の1人が記載された書類を添付すること。

(3) (A) 欄の「面積」は林地台帳に記載された地番ごとの面積を記載することとし、林地台帳に記載された面積が著しく事実と相違する場合には、実測面積を()書きで下段に2段書きにする。

(4) (A) 欄の「現況樹種」及び「現況林齢」は森林簿に記載された内容を記載することとし、森林簿と異なる場合は()書きで下段に2段書きにすること。

(5) (B) 欄は、「〇年」又は「〇〇年〇〇月〇〇日まで」と記載すること。

経営管理権集積計画

1 個別事項

整理 番号	F3-36	経営管理権の設定を受ける 市町村（乙）		（名称） 富士市長 小長井 義正		（所在地） 静岡県富士市永田町1丁目100番地									
		経営管理権を設定する森林 の森林所有者（甲）		（氏名又 は名称）		（住所又は 所在地）									
乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）										経営管理権 の始期	経営管理権 の存続期間 （終期） （B）	経営管理権に基づいて行 われる経営管理の内容 （C）	木材の販売による収入から木材生産等に要する経 費を控除してなお収益がある場合において甲に支 払われるべき金銭（D）の額の算定方法	乙が甲にDを 支払うべき時 期、相手方及 び方法	備考
番 号	所 在	地番	林 班	準 林 班	小 班	地 目	面積 (ha)	現況 樹種	現 況 林 齢						
1	富士市 南松野	1517-2	141	へ	13	畑	0.1044	サ	0		＜経営管理実施権が設定される場合＞ 1. 森林経営 ・乙が選定した経営管理実施権者が森林経営を受託し、利用間伐等の木材生産業務及び木材販売業務を実施する。 2. 森林管理 ・乙が選定した経営管理実施権者が森林管理を受託し、火災、病害虫及び気象災害等の状況を確認するため、年1回以上、林道などの既設道からの目視による森林巡回を実施する。 3. 森林施業 ・乙が選定した経営管理実施権者が提示した企画提案書に基づいて、森林施業を実施するとともに、溪畔林における伐採等は控えるなど生物多様性に配慮する。 ＜経営管理実施権が設定されない場合＞ ・乙は、存続期間中に間伐を実施する。なお、施業の実施にあたっては、溪畔林における伐採等は控えるなど生物多様性に配慮する。 ・乙は、火災、病害虫及び気象災害等の状況を確認するため、年1回以上、林道などの既設道からの目視による森林巡回を実施する。	＜経営管理実施権が設定される場合＞ 1. 甲に支払われるべき還元額の算定方法 ・甲に支払われるべき還元額は、木材の販売収入の額と補助金額から木材生産業務費、木材販売業務費、補助金事務手数料、森林保険料等の森林管理費を控除した収益額をもとに算定する。 2. 木材の販売収入の額の算定方法 ・木材の販売収入の額については、実際に木材を販売して得られた収入又は経営管理実施権者が企画提案書に示した設定金額を勘案して、いずれかの利益が見込める額により算定する。 3. 木材生産業務費の算定方法 ・木材生産業務費については、実際に木材を生産するのに要した経費又は、経営管理実施権者が企画提案書に示した設定金額を勘案して、いずれかの利益が見込める額により算定する。 4. 留意事項 ・森林施業の実施に当たっては、木材生産業務費を補うために補助金を適用することができる。 ・経営管理実施権者は、補助金の支給を受けるための事務手数料を木材生産業務費の10%以内で計上することができる。 ・木材生産等に要する経費が木材の販売による収入と補助金の合計額を上回ってしまった場合は、経営管理実施権者がその差額分を負担することとし、甲に金銭的な負担を求めないこと。 ・甲及び乙は、補助金の適用を受けるのに必要な森林経営計画を速やかに策定できるように経営管理実施権者に協力すること。 ＜経営管理実施権が設定されない場合＞ 1. 甲に支払われるべき還元額の算定方法 ・経営管理権に基づき乙が実施する間伐の結果生じた木材の販売による収益はこのものとする。 2. 留意事項 ・乙が経営管理を行うために要した経費は乙が負担するものとする。	＜経営管理実施権が設定される場合＞ 1. 時期 木材生産業務及び木材販売業務が完了し、収支結果が確定後、速やかにおこなう。 2. 相手方及び方法 経営管理実施権者から甲にDを支払うこととし、支払方法は、甲の指定する口座振込又は甲に現金手渡しによりおこなう。 ＜経営管理実施権が設定されない場合＞ ・時期、相手方及び方法 乙から甲に対して金銭の支払いは行わない。		
2	富士市 南松野	1519-3	141	へ	17	山林	0.1398	広葉樹	63						

乙が経営管理権の設定を受ける森林（Ａ）											経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者（Ｅ）			備考
番号	所在	地番	林班	準林班	小班	地目	面積 (ha)	現況 樹種	現況 林齢	備考	住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類	
1	富士市 南松野	1517-2	141	へ	13	畑	0.1044	雑	0					
2	富士市 南松野	1519-3	141	へ	17	山林	0.1398	広葉樹	63					

(記載注意) (1) この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別葉とすること。

(2) 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の1人が記載された書類を添付すること。

(3) (A) 欄の「面積」は林地台帳に記載された地番ごとの面積を記載することとし、林地台帳に記載された面積が著しく事実と相違する場合には、実測面積を()書きで下段に2段書きにする。

(4) (A) 欄の「現況樹種」及び「現況林齢」は森林簿に記載された内容を記載することとし、森林簿と異なる場合は()書きで下段に2段書きにすること。

(5) (B) 欄は、「〇年」又は「〇〇年〇〇月〇〇日まで」と記載すること。

経営管理権集積計画

1 個別事項

整理 番号	F3-37	経営管理権の設定を受ける 市町村（乙）				(名称) 富士市長 小長井 義正				(所在地) 静岡県富士市永田町1丁目100番地						
		経営管理権を設定する森林 の森林所有者（甲）				(氏名又 は名称)				(住所又は 所在地)						
乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）										経営管理権 の初期	経営管理権 の存続期間 （終期） （B）	経営管理権に基づいて行 われる経営管理の内容 （C）	木材の販売による収入から木材生産等に要する経 費を控除してなお収益がある場合において甲に支 払われるべき金銭（D）の額の算定方法	乙が甲にDを 支払うべき時 期、相手方及 び方法	備考	
番 号	所 在	地 番	林 班	準 林 班	小 班	地 目	面積 (ha)	現況 樹種	現 況 林 齢							備 考
1	富士市 南松野	1505-4	141	へ	25	山林	0.1196	スギ	62		2022. 1. 14	6 年 (2028. 3. 31)	<経営管理実施権が設定される場合> 1. 森林経営 ・乙が選定した経営管理実施権者が森林経営を受託し、利用間伐等の木材生産業務及び木材販売業務を実施する。 2. 森林管理 ・乙が選定した経営管理実施権者が森林管理を受託し、火災、病虫害及び気象災害等の状況を 確認するため、年1回以上、林道などの既設道からの目視による森林巡回を実施する。 3. 森林施業 ・乙が選定した経営管理実施権者が提示した企画提案書に基づいて、森林施業を実施するとともに、溪畔林における伐採等は 控えるなど生物多様性に配慮する。 <経営管理実施権が設定されない場合> ・乙は、存続期間中に間伐を実施する。なお、施業の実施にあたっては、溪畔林における伐採等は 控えるなど生物多様性に配慮する。 ・乙は、火災、病虫害及び気象災害等の状況を 確認するため、年1回以上、林道などの既設道からの目視による森林巡回を実施する。	<経営管理実施権が設定される場合> 1. 甲に支払われるべき還元額の算定方法 ・甲に支払われるべき還元額は、木材の販売収入の額と補助金額から木材生産業務費、木材販売業務費、補助金事務手数料、森林保険料等の森林管理費を控除した収益額をもとに算定する。 2. 木材の販売収入の額の算定方法 ・木材の販売収入の額については、実際に木材を販売して得られた収入又は経営管理実施権者が企画提案書に示した設定金額を勘案して、いずれかの利益が見込める額により算定する。 3. 木材生産業務費の算定方法 ・木材生産業務費については、実際に木材を生産するのに要した経費又は、経営管理実施権者が企画提案書に示した設定金額を勘案して、いずれかの利益が見込める額により算定する。 4. 留意事項 ・森林施業の実施に当たっては、木材生産業務費を補うために補助金を適用することができる。 ・経営管理実施権者は、補助金の支給を受けるための事務手数料を木材生産業務費の10%以内で計上することができる。 ・木材生産等に要する経費が木材の販売による収入と補助金の合計額を上回ってしまった場合は、経営管理実施権者がその差額分を負担することとし、甲に金銭的な負担を求めないこと。 ・甲及び乙は、補助金の適用を受けるのに必要な森林経営計画を速やかに策定できるように経営管理実施権者に協力すること。 <経営管理実施権が設定されない場合> 1. 甲に支払われるべき還元額の算定方法 ・経営管理権に基づき乙が実施する間伐の結果生じた木材の販売による収益は乙のものとする。 2. 留意事項 ・乙が経営管理を行うために要した経費は乙が負担するものとする。	<経営管理実施権が設定される場合> 1. 時期 木材生産業務及び木材販売業務が完了し、収支結果が確定後、速やかにおこなう。 2. 相手方及び方法 経営管理実施権者から甲にDを支払うこととし、支払方法は、甲の指定する口座振込又は甲に現金手渡しによりおこなう。 <経営管理実施権が設定されない場合> ・時期、相手方及び方法 乙から甲に対して金銭の支払いは行わない。	
2	富士市 南松野	1519-5	141	へ	11	山林	0.0433	広葉樹 ヒノキ	56							
3	富士市 南松野	1530-1	141	へ	6-1	山林	0.0654	スギ ヒノキ	65							
4	富士市 南松野	1530-2				畑	0.1293									
5	富士市 南松野	1530-3				山林	0.0651									
6	富士市 南松野	1530-4				畑	0.1058									
7	富士市 南松野	1531-1				山林	0.0323									
8	富士市 南松野	1531-2				畑	0.0614									
9	富士市 南松野	1535-3	141	へ	3	山林	0.0148	ヒノキ	55							

乙が経営管理権の設定を受ける森林（Ａ）										経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者（Ｅ）			備考
番号	所在	地番	林班	準林班	小班	地目	面積 (ha)	現況 樹種	現況 林齢	住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類	
1	富士市 南松野	1505-4	141	へ	25	山林	0.1196	スギ	62				
2	富士市 南松野	1519-5	141	へ	11	山林	0.0433	広葉樹 ヒノキ	56				
3	富士市 南松野	1530-1	141	へ	6-1	山林	0.0654	スギ ヒノキ	65				
4	富士市 南松野	1530-2				畑	0.1293						
5	富士市 南松野	1530-3				山林	0.0651						
6	富士市 南松野	1530-4				畑	0.1058						
7	富士市 南松野	1531-1				山林	0.0323						
8	富士市 南松野	1531-2				畑	0.0614						
9	富士市 南松野	1535-3				141	へ						3

この計画に同意する。

権利の設定を受ける市町村（乙）

所在地

同上

名称

富士市長 小長井 義正

権利を設定する森林の森林所有者（甲）

住所又は
所在地

同上

氏名又は
名称

(記載注意) (1) この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別葉とすること。

(2) 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の1人が記載された書類を添付すること。

(3) (A) 欄の「面積」は林地台帳に記載された地番ごとの面積を記載することとし、林地台帳に記載された面積が著しく事実と相違する場合には、実測面積を()書きで下段に2段書きにする。

(4) (A) 欄の「現況樹種」及び「現況林齢」は森林簿に記載された内容を記載することとし、森林簿と異なる場合は()書きで下段に2段書きにすること。

(5) (B) 欄は、「〇年」又は「〇〇年〇〇月〇〇日まで」と記載すること。

経営管理権集積計画

1 個別事項

整理 番号	F3-39	経営管理権の設定を受ける 市町村（乙）		(名称) 富士市長 小長井 義正		(所在地) 静岡県富士市永田町1丁目100番地					
		経営管理権を設定する森林 の森林所有者（甲）		(氏名又 は名称)		(住所又は 所在地)					
乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）						経営管理権 の初期	経営管理権 の存続期間 （終期） （B）	経営管理権に基づいて行 われる経営管理の内容 （C）	木材の販売による収入から木材生産等に要する経 費を控除してなお収益がある場合において甲に支 払われるべき金銭（D）の額の算定方法	乙が甲にDを 支払うべき時 期、相手方及 び方法	備考
番 号	所 在	地番	林 班	準 林 班	小 班						
1	富士市 南松野	1647-1-2	142	は	30	畑	0.0585	広葉樹 杉*	54		
2	富士市 南松野	1647-3	142	は	31	畑	0.1560	広葉樹 杉*	49		
3	富士市 南松野	1647-4				山林	0.0657				
4	富士市 南松野	1651-2	142	は	28-1	山林	0.1761	ヒノキ 杉	43		
		</									

乙が経営管理権の設定を受ける森林（Ａ）										経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者（Ｅ）			備考
番号	所在	地番	林班	準林班	小班	地目	面積 (ha)	現況 樹種	現況 林齢	住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類	
1	富士市 南松野	1647-1-2	142	は	30	畑	0.0585	広葉樹 ｽｷﾞ	54				
2	富士市 南松野	1647-3	142	は	31	畑	0.1560	広葉樹 ｽｷﾞ	49				
3	富士市 南松野	1647-4				山林	0.0657						
4	富士市 南松野	1651-2	142	は	28-1	山林	0.1761	ﾋﾉｷ ｸﾏ	43				

(記載注意) (1) この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別葉とすること。

(2) 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の1人が記載された書類を添付すること。

(3) (A) 欄の「面積」は林地台帳に記載された地番ごとの面積を記載することとし、林地台帳に記載された面積が著しく事実と相違する場合には、実測面積を()書きで下段に2段書きにする。

(4) (A) 欄の「現況樹種」及び「現況林齢」は森林簿に記載された内容を記載することとし、森林簿と異なる場合は()書きで下段に2段書きにすること。

(5) (B) 欄は、「〇年」又は「〇〇年〇〇月〇〇日まで」と記載すること。

経営管理権集積計画

1 個別事項

整理 番号	F3-40	経営管理権の設定を受ける 市町村（乙）				(名称) 富士市長 小長井 義正				(所在地) 静岡県富士市永田町1丁目100番地						
		経営管理権を設定する森林 の森林所有者（甲）				(氏名又 は名称)				(住所又は 所在地)						
乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）										経営管理権 の初期	経営管理権 の存続期間 （終期） （B）	経営管理権に基づいて行 われる経営管理の内容 （C）	木材の販売による収入から木材生産等に要する経 費を控除してなお収益がある場合において甲に支 払われるべき金銭（D）の額の算定方法	乙が甲にDを 支払うべき時 期、相手方及 び方法	備考	
番 号	所 在	地 番	林 班	準 林 班	小 班	地 目	面積 (ha)	現況 樹種	現 況 林 齢							備 考
1	富士市 南松野	1492-1	141	と	5	山林	0.0743	ヒノキ	54		2022. 1. 14	6 年 (2028. 3. 31)	<経営管理実施権が設定される場合> 1. 森林経営 ・乙が選定した経営管理実施権 者が森林経営を受託し、利用間 伐等の木材生産業務及び木材販 売業務を実施する。 2. 森林管理 ・乙が選定した経営管理実施権 者が森林管理を受託し、火災、 病虫害及び気象災害等の状況を 確認するため、年1回以上、林 道などの既設道からの目視によ る森林巡回を実施する。 3. 森林施業 ・乙が選定した経営管理実施権 者が提示した企画提案書に基づ いて、森林施業を実施するとと もに、溪畔林における伐採等は 控えるなど生物多様性に配慮す る。 <経営管理実施権が設定されな い場合> ・乙は、存続期間中に間伐を実 施する。なお、施業の実施にあ たっては、溪畔林における伐採 等は控えるなど生物多様性に配 慮する。 ・乙は、火災、病虫害及び気象 災害等の状況を確認するため、 年1回以上、林道などの既設道 からの目視による森林巡回を実 施する。	木材の販売による収入から木材生産等に要する経 費を控除してなお収益がある場合において甲に支 払われるべき金銭（D）の額の算定方法 <経営管理実施権が設定される場合> 1. 甲に支払われるべき還元額の算定方法 ・甲に支払われるべき還元額は、木材の販売収入の額と補 助金額から木材生産業務費、木材販売業務費、補助金事務 手数料、森林保険料等の森林管理費を控除した収益額をも とに算定する。 2. 木材の販売収入の額の算定方法 ・木材の販売収入の額については、実際に木材を販売して 得られた収入又は経営管理実施権者が企画提案書に示した 設定金額を勘案して、いずれかの利益が見込める額により 算定する。 3. 木材生産業務費の算定方法 ・木材生産業務費については、実際に木材を生産するのに 要した経費又は、経営管理実施権者が企画提案書に示した 設定金額を勘案して、いずれかの利益が見込める額により 算定する。 4. 留意事項 ・森林施業の実施に当たっては、木材生産業務費を補うた めに補助金を適用することができる。 ・経営管理実施権者は、補助金の支給を受けるための事務 手数料を木材生産業務費の10%以内で計上することができる。 ・木材生産等に要する経費が木材の販売による収入と補助 金の合計額を上回ってしまった場合は、経営管理実施権者 がその差額分を負担することとし、甲に金銭的な負担を求 めないこと。 ・甲及び乙は、補助金の適用を受けるのに必要な森林経営 計画を速やかに策定できるように経営管理実施権者に協力 すること。 <経営管理実施権が設定されない場合> 1. 甲に支払われるべき還元額の算定方法 ・経営管理権に基づき乙が実施する間伐の結果生じた木材 の販売による収益は乙のものとする。 2. 留意事項 ・乙が経営管理を行うために要した経費は乙が負担するも のとする。	<経営管理実施権 が設定される場 合> 1. 時期 木材生産業務及 び木材販売業務 が完了し、収支 結果が確定後、 速やかにおこな う。 2. 相手方及び方 法 経営管理実施権 者から甲にDを 支払うことと し、支払方法 は、甲の指定す る口座振込又は 甲に現金手渡し によりおこな う。 <経営管理実施権 が設定されない 場合> ・時期、相手方 及び方法 乙から甲に対し て金銭の支払い は行わない。	
2	富士市 南松野	1492-3	141	と	6	畑	0.1087	ヒノキ	55							
3	富士市 南松野	1492-4	141	と	9	山林	0.0072	ヒノキ	57							
4	富士市 南松野	1492-5	142	い	1	畑	0.0036	広葉樹 雑	66							
5	富士市 南松野	1496				山林	0.1464									
6	富士市 南松野	1534-1	141	へ	2	山林	0.0138	ササ	55							
7	富士市 南松野	1637-1	142	に	15	山林	0.0680	ササ	55							

乙が経営管理権の設定を受ける森林（Ａ）											経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者（Ｅ）			備考
番号	所在	地番	林班	準林班	小班	地目	面積 (ha)	現況 樹種	現況 林齢	備考	住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類	
1	富士市 南松野	1492-1	141	と	5	山林	0.0743	ヒノキ	54					
2	富士市 南松野	1492-3	141	と	6	畑	0.1087	ヒノキ	55					
3	富士市 南松野	1492-4	141	と	9	山林	0.0072	ヒノキ	57					
4	富士市 南松野	1492-5	142	い	1	畑	0.0036	広葉樹 外	66					
5	富士市 南松野	1496				山林	0.1464							
6	富士市 南松野	1534-1	141	へ	2	山林	0.0138	スギ	55					
7	富士市 南松野	1637-1	142	に	15	山林	0.0680	スギ	55					

(記載注意) (1) この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別葉とすること。

(2) 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の1人が記載された書類を添付すること。

(3) (A) 欄の「面積」は林地台帳に記載された地番ごとの面積を記載することとし、林地台帳に記載された面積が著しく事実と相違する場合には、実測面積を()書きで下段に2段書きにする。

(4) (A) 欄の「現況樹種」及び「現況林齢」は森林簿に記載された内容を記載することとし、森林簿と異なる場合は()書きで下段に2段書きにすること。

(5) (B) 欄は、「〇年」又は「〇〇年〇〇月〇〇日まで」と記載すること。

経営管理権集積計画

1 個別事項

整理 番号	F3-41	経営管理権の設定を受ける 市町村（乙）				(名称) 富士市長 小長井 義正				(所在地) 静岡県富士市永田町1丁目100番地					
		経営管理権を設定する森林 の森林所有者（甲）				(氏名又 は名称)				(住所又は 所在地)					
乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）										経営管理権 の始期	経営管理権 の存続期間 （終期） （B）	経営管理権に基づいて行 われる経営管理の内容 （C）	木材の販売による収入から木材生産等に要する経 費を控除してなお収益がある場合において甲に支 払われるべき金銭（D）の額の算定方法	乙が甲にDを 支払うべき時 期、相手方及 び方法	備考
番号	所在	地番	林班	準林班	小班	地目	面積 (ha)	現況 樹種	現況 林齢						
1	富士市 南松野	1299	141	ほ	8	原野	0.1428	広葉樹	53		経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容（C） <経営管理実施権が設定される場合> 1. 森林経営 ・乙が選定した経営管理実施権者が森林経営を受託し、利用間伐等の木材生産業務及び木材販売業務を実施する。 2. 森林管理 ・乙が選定した経営管理実施権者が森林管理を受託し、火災、病害虫及び気象災害等の状況を確認するため、年1回以上、林道などの既設道からの目視による森林巡回を実施する。 3. 森林施業 ・乙が選定した経営管理実施権者が提示した企画提案書に基づいて、森林施業を実施するとともに、溪畔林における伐採等は控えるなど生物多様性に配慮する。 <経営管理実施権が設定されない場合> ・乙は、存続期間中に間伐を実施する。なお、施業の実施にあたっては、溪畔林における伐採等は控えるなど生物多様性に配慮する。 ・乙は、火災、病害虫及び気象災害等の状況を確認するため、年1回以上、林道などの既設道からの目視による森林巡回を実施する。	木材の販売による収入から木材生産等に要する経費を控除してなお収益がある場合において甲に支払われるべき金銭（D）の額の算定方法 <経営管理実施権が設定される場合> 1. 甲に支払われるべき還元額の算定方法 ・甲に支払われるべき還元額は、木材の販売収入の額と補助金額から木材生産業務費、木材販売業務費、補助金事務手数料、森林保険料等の森林管理費を控除した収益額をもとに算定する。 2. 木材の販売収入の額の算定方法 ・木材の販売収入の額については、実際に木材を販売して得られた収入又は経営管理実施権者が企画提案書に示した設定金額を勘案して、いずれかの利益が見込める額により算定する。 3. 木材生産業務費の算定方法 ・木材生産業務費については、実際に木材を生産するのに要した経費又は、経営管理実施権者が企画提案書に示した設定金額を勘案して、いずれかの利益が見込める額により算定する。 4. 留意事項 ・森林施業の実施に当たっては、木材生産業務費を補うために補助金を適用することができる。 ・経営管理実施権者は、補助金の支給を受けるための事務手数料を木材生産業務費の10%以内で計上することができる。 ・木材生産等に要する経費が木材の販売による収入と補助金の合計額を上回ってしまった場合は、経営管理実施権者がその差額分を負担することとし、甲に金銭的な負担を求めないこと。 ・甲及び乙は、補助金の適用を受けるのに必要な森林経営計画を速やかに策定できるように経営管理実施権者に協力すること。 <経営管理実施権が設定されない場合> 1. 甲に支払われるべき還元額の算定方法 ・経営管理権に基づき乙が実施する間伐の結果生じた木材の販売による収益はこのものとする。 2. 留意事項 ・乙が経営管理を行うために要した経費は乙が負担するものとする。	乙が甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法 <経営管理実施権が設定される場合> 1. 時期 木材生産業務及び木材販売業務が完了し、収支結果が確定後、速やかにおこなう。 2. 相手方及び方法 経営管理実施権者から甲にDを支払うこととし、支払方法は、甲の指定する口座振込又は甲に現金手渡しによりおこなう。 <経営管理実施権が設定されない場合> ・時期、相手方及び方法 乙から甲に対して金銭の支払いは行わない。		

[illegible]

(記載注意) (1) この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別葉とすること。

(2) 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の1人が記載された書類を添付すること。

(3) (A) 欄の「面積」は林地台帳に記載された地番ごとの面積を記載することとし、林地台帳に記載された面積が著しく事実と相違する場合には、実測面積を()書きで下段に2段書きにする。

(4) (A) 欄の「現況樹種」及び「現況林齢」は森林簿に記載された内容を記載することとし、森林簿と異なる場合は()書きで下段に2段書きにすること。

(5) (B) 欄は、「〇年」又は「〇〇年〇〇月〇〇日まで」と記載すること。

経営管理権集積計画

1 個別事項

[illegible]

乙が経営管理権の設定を受ける森林（Ａ）										経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者（Ｅ）				備考
番号	所在	地番	林班	準林班	小班	地目	面積 (ha)	現況 樹種	現況 林齢	備考	住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類	
1	富士市南松野	1295	141	ほ	2	田	0.0426	広葉樹	62					
2	富士市南松野	1296	141	ほ	3	山林	0.0171	広葉樹	70					
3	富士市南松野	1297	141	ほ	4	山林	0.1166	ヒノキ	54					
4	富士市南松野	1298	141	ほ	5	山林	0.1054	ヒノキ	55					
5	富士市南松野	1300	141	ほ	6	雑種地	0.1305	ヒノキ	42					
6	富士市南松野	1301-1	141	ほ	7	山林	0.0284	杉*	71					
7	富士市南松野	1301-3	141	ほ	8	山林	0.0317	広葉樹	53					
8	富士市南松野	1334-1	141	ほ	8-1	山林	0.3024	ヒノキ	56					
9	富士市南松野	1334-2				山林	0.0128							
10	富士市南松野	1334-3				山林	0.0297							
11	富士市南松野	1334-4				山林	0.1140							
12	富士市南松野	1338-1				山林	0.8509							
13	富士市南松野	1344-3				山林	0.0085							
14	富士市南松野	1534-3	141	へ	3	山林	0.0657	ヒノキ	55					
			</											

(記載注意) (1) この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別葉とすること。

(2) 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の1人が記載された書類を添付すること。

(3) (A) 欄の「面積」は林地台帳に記載された地番ごとの面積を記載することとし、林地台帳に記載された面積が著しく事実と相違する場合には、実測面積を()書きで下段に2段書きにする。

(4) (A) 欄の「現況樹種」及び「現況林齢」は森林簿に記載された内容を記載することとし、森林簿と異なる場合は()書きで下段に2段書きにすること。

(5) (B) 欄は、「〇年」又は「〇〇年〇〇月〇〇日まで」と記載すること。

経営管理権集積計画

1 個別事項

整理 番号	F3-44	経営管理権の設定を受ける 市町村（乙）		（名称） 富士市長 小長井 義正		（所在地） 静岡県富士市永田町1丁目100番地									
		経営管理権を設定する森林 の森林所有者（甲）		（氏名又 は名称）		（住所又は 所在地）									
乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）										経営管理権 の始期	経営管理権 の存続期間 （終期） （B）	経営管理権に基づいて行 われる経営管理の内容 （C）	木材の販売による収入から木材生産等に要する経 費を控除してなお収益がある場合において甲に支 払われるべき金銭（D）の額の算定方法	乙が甲にDを 支払うべき時 期、相手方及 び方法	備考
番 号	所 在	地番	林 班	準 林 班	小 班	地 目	面積 (ha)	現況 樹種	現 況 林 齢						
1	富士市 南松野	1668-1	142	は	4	田	0.0720	広葉樹	20		＜経営管理実施権が設定される場合＞ 1. 森林経営 ・乙が選定した経営管理実施権者が森林経営を受託し、利用間伐等の木材生産業務及び木材販売業務を実施する。 2. 森林管理 ・乙が選定した経営管理実施権者が森林管理を受託し、火災、病虫害及び気象災害等の状況を確認するため、年1回以上、林道などの既設道からの目視による森林巡回を実施する。 3. 森林施業 ・乙が選定した経営管理実施権者が提示した企画提案書に基づいて、森林施業を実施するとともに、溪畔林における伐採等は控えるなど生物多様性に配慮する。 ＜経営管理実施権が設定されない場合＞ ・乙は、存続期間中に間伐を実施する。なお、施業の実施にあたっては、溪畔林における伐採等は控えるなど生物多様性に配慮する。 ・乙は、火災、病虫害及び気象災害等の状況を確認するため、年1回以上、林道などの既設道からの目視による森林巡回を実施する。	＜経営管理実施権が設定される場合＞ 1. 甲に支払われるべき還元額の算定方法 ・甲に支払われるべき還元額は、木材の販売収入の額と補助金額から木材生産業務費、木材販売業務費、補助金事務手数料、森林保険料等の森林管理費を控除した収益額をもとに算定する。 2. 木材の販売収入の額の算定方法 ・木材の販売収入の額については、実際に木材を販売して得られた収入又は経営管理実施権者が企画提案書に示した設定金額を勘案して、いずれかの利益が見込める額により算定する。 3. 木材生産業務費の算定方法 ・木材生産業務費については、実際に木材を生産するのに要した経費又は、経営管理実施権者が企画提案書に示した設定金額を勘案して、いずれかの利益が見込める額により算定する。 4. 留意事項 ・森林施業の実施に当たっては、木材生産業務費を補うために補助金を適用することができる。 ・経営管理実施権者は、補助金の支給を受けるための事務手数料を木材生産業務費の10%以内で計上することができる。 ・木材生産等に要する経費が木材の販売による収入と補助金の合計額を上回ってしまった場合は、経営管理実施権者がその差額分を負担することとし、甲に金銭的な負担を求めないこと。 ・甲及び乙は、補助金の適用を受けるのに必要な森林経営計画を速やかに策定できるように経営管理実施権者に協力すること。 ＜経営管理実施権が設定されない場合＞ 1. 甲に支払われるべき還元額の算定方法 ・経営管理権に基づき乙が実施する間伐の結果生じた木材の販売による収益は乙のものとする。 2. 留意事項 ・乙が経営管理を行うために要した経費は乙が負担するものとする。	＜経営管理実施権が設定される場合＞ 1. 時期 木材生産業務及び木材販売業務が完了し、収支結果が確定後、速やかにおこなう。 2. 相手方及び方法 経営管理実施権者から甲にDを支払うこととし、支払方法は、甲の指定する口座振込又は甲に現金手渡しによりおこなう。 ＜経営管理実施権が設定されない場合＞ ・時期、相手方及び方法 乙から甲に対して金銭の支払いは行わない。		
2	富士市 南松野	1668-2	142	は	13	畑	0.0446	雑穀	20						
3	富士市 南松野	1668-3				田	0.0492								
4	富士市 南松野	1668-5				畑	0.0231								

乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）											経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者（E）			備考
番号	所在	地番	林班	準林班	小班	地目	面積 (ha)	現況 樹種	現況 林齢	備考	住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類	
1	富士市 南松野	1668-1	142	は	4	田	0.0720	広葉樹	20					
2	富士市 南松野	1668-2	142	は	13	畑	0.0446	雑	20					
3	富士市 南松野	1668-3				田	0.0492							
4	富士市 南松野	1668-5				畑	0.0231							
この計画に同意する。														
権利の設定を受ける市町村（乙）			所在地		同上		名称		富士市長 小長井 義正					
権利を設定する森林の森林所有者（甲）住所又は所在地			同上		氏名又は名称									

（記載注意）（１） この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別葉とすること。

（２） 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の1が記載された書類を添付すること。

（３）（A）欄の「面積」は林地台帳に記載された地番ごとの面積を記載することとし、林地台帳に記載された面積が著しく事実と相違する場合には、実測面積を（ ）書きで下段に2段書きにする。

（４）（A）欄の「現況樹種」及び「現況林齢」は森林簿に記載された内容を記載することとし、森林簿と異なる場合は（ ）書きで下段に2段書きにすること。

（５）（B）欄は、「〇年」又は「〇〇年〇〇月〇〇日まで」と記載すること。

経営管理権集積計画

1 個別事項

整理 番号	F3-45	経営管理権の設定を受ける 市町村（乙）		（名称） 富士市長 小長井 義正		（所在地） 静岡県富士市永田町1丁目100番地									
		経営管理権を設定する森林 の森林所有者（甲）		（氏名又 は名称）		（住所又は 所在地）									
乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）										経営管理権 の始期	経営管理権 の存続期間 （終期） （B）	経営管理権に基づいて行 われる経営管理の内容 （C）	木材の販売による収入から木材生産等に要する経 費を控除してなお収益がある場合において甲に支 払われるべき金銭（D）の額の算定方法	乙が甲にDを 支払うべき時 期、相手方及 び方法	備考
番 号	所 在	地 番	林 班	準 林 班	小 班	地 目	面積 (ha)	現況 樹種	現 況 林 齢						
1	富士市 南松野	1339-1	141	ほ	8-1	山林	0.0760	広葉樹 杉	56		<経営管理実施権が設定される場合> 1. 森林経営 ・乙が選定した経営管理実施権者が森林経営を受託し、利用間伐等の木材生産業務及び木材販売業務を実施する。 2. 森林管理 ・乙が選定した経営管理実施権者が森林管理を受託し、火災、病害虫及び気象災害等の状況を確認するため、年1回以上、林道などの既設道からの目視による森林巡回を実施する。 3. 森林施業 ・乙が選定した経営管理実施権者が提示した企画提案書に基づいて、森林施業を実施するとともに、溪畔林における伐採等は控えるなど生物多様性に配慮する。 <経営管理実施権が設定されない場合> ・乙は、存続期間中に間伐を実施する。なお、施業の実施にあたっては、溪畔林における伐採等は控えるなど生物多様性に配慮する。 ・乙は、火災、病害虫及び気象災害等の状況を確認するため、年1回以上、林道などの既設道からの目視による森林巡回を実施する。	<経営管理実施権が設定される場合> 1. 甲に支払われるべき還元額の算定方法 ・甲に支払われるべき還元額は、木材の販売収入の額と補助金額から木材生産業務費、木材販売業務費、補助金事務手数料、森林保険料等の森林管理費を控除した収益額をもとに算定する。 2. 木材の販売収入の額の算定方法 ・木材の販売収入の額については、実際に木材を販売して得られた収入又は経営管理実施権者が企画提案書に示した設定金額を勘案して、いずれかの利益が見込める額により算定する。 3. 木材生産業務費の算定方法 ・木材生産業務費については、実際に木材を生産するのに要した経費又は、経営管理実施権者が企画提案書に示した設定金額を勘案して、いずれかの利益が見込める額により算定する。 4. 留意事項 ・森林施業の実施に当たっては、木材生産業務費を補うために補助金を適用することができる。 ・経営管理実施権者は、補助金の支給を受けるための事務手数料を木材生産業務費の10%以内で計上することができる。 ・木材生産等に要する経費が木材の販売による収入と補助金の合計額を上回ってしまった場合は、経営管理実施権者がその差額分を負担することとし、甲に金銭的な負担を求めないこと。 ・甲及び乙は、補助金の適用を受けるのに必要な森林経営計画を速やかに策定できるように経営管理実施権者に協力すること。 <経営管理実施権が設定されない場合> 1. 甲に支払われるべき還元額の算定方法 ・経営管理権に基づき乙が実施する間伐の結果生じた木材の販売による収益はこのものとする。 2. 留意事項 ・乙が経営管理を行うために要した経費は乙が負担するものとする。	<経営管理実施権が設定される場合> 1. 時期 木材生産業務及び木材販売業務が完了し、収支結果が確定後、速やかにおこなう。 2. 相手方及び方法 経営管理実施権者から甲にDを支払うこととし、支払方法は、甲の指定する口座振込又は甲に現金手渡しによりおこなう。 <経営管理実施権が設定されない場合> ・時期、相手方及び方法 乙から甲に対して金銭の支払いは行わない。		
2	富士市 南松野	1339-2				畑	0.0095								

乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）										経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者（E）			備考
番号	所在	地番	林班	準林班	小班	地目	面積（ha）	現況樹種	現況林齢	備考	住所又は所在地	氏名又は名称	
1	富士市南松野	1339-1	141	ほ	8-1	山林	0.0760	広葉樹 杉	56				
2	富士市南松野	1339-2				畑	0.0095						
この計画に同意する。													
権利の設定を受ける市町村（乙）			所在地		同上		名称		富士市長 小長井 義正				
権利を設定する森林の森林所有者（甲）住所又は所在地			同上		氏名又は名称								

（記載注意）（１） この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別葉とすること。

（２） 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の1が記載された書類を添付すること。

（３）（A）欄の「面積」は林地台帳に記載された地番ごとの面積を記載することとし、林地台帳に記載された面積が著しく事実と相違する場合には、実測面積を（ ）書きで下段に2段書きにする。

（４）（A）欄の「現況樹種」及び「現況林齢」は森林簿に記載された内容を記載することとし、森林簿と異なる場合は（ ）書きで下段に2段書きにすること。

（５）（B）欄は、「〇年」又は「〇〇年〇〇月〇〇日まで」と記載すること。

経営管理権集積計画

1 個別事項

整理 番号	F3-46	経営管理権の設定を受ける 市町村（乙）				（名称） 富士市長 小長井 義正				（所在地） 静岡県富士市永田町1丁目100番地					
		経営管理権を設定する森林 の森林所有者（甲）				（氏名又 は名称）				（住所又は 所在地）					
乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）										経営管理権 の始期	経営管理権 の存続期間 （終期） （B）	経営管理権に基づいて行 われる経営管理の内容 （C）	木材の販売による収入から木材生産等に要する経 費を控除してなお収益がある場合において甲に支 払われるべき金銭（D）の額の算定方法	乙が甲にDを 支払うべき時 期、相手方及 び方法	備考
番 号	所 在	地番	林 班	準 林 班	小 班	地 目	面積 (ha)	現況 樹種	現 況 林 齢						
1	富士市 南松野	3115-2	142	に	39	畑	0.1656	広葉樹	62		2022. 1. 14 6 年 (2028. 3. 31)	<経営管理実施権が設定される場合> 1. 森林経営 ・乙が選定した経営管理実施権 者が森林経営を受託し、利用間 伐等の木材生産業務及び木材販 売業務を実施する。 2. 森林管理 ・乙が選定した経営管理実施権 者が森林管理を受託し、火災、 病害虫及び気象災害等の状況を 確認するため、年1回以上、林 道などの既設道からの目視によ る森林巡回を実施する。 3. 森林施業 ・乙が選定した経営管理実施権 者が提示した企画提案書に基づ いて、森林施業を実施するとと もに、溪畔林における伐採等は 控えるなど生物多様性に配慮す る。 <経営管理実施権が設定されな い場合> ・乙は、存続期間中に間伐を実 施する。なお、施業の実施にあ たっては、溪畔林における伐採 等は控えるなど生物多様性に配 慮する。 ・乙は、火災、病害虫及び気象 災害等の状況を確認するため、 年1回以上、林道などの既設道 からの目視による森林巡回を実 施する。	<経営管理実施権が設定される場合> 1. 甲に支払われるべき還元額の算定方法 ・甲に支払われるべき還元額は、木材の販売収入の額と補 助金額から木材生産業務費、木材販売業務費、補助金事務 手数料、森林保険料等の森林管理費を控除した収益額をも とに算定する。 2. 木材の販売収入の額の算定方法 ・木材の販売収入の額については、実際に木材を販売して 得られた収入又は経営管理実施権者が企画提案書に示した 設定金額を勘案して、いずれかの利益が見込める額により 算定する。 3. 木材生産業務費の算定方法 ・木材生産業務費については、実際に木材を生産するの に要した経費又は、経営管理実施権者が企画提案書に示した 設定金額を勘案して、いずれかの利益が見込める額により 算定する。 4. 留意事項 ・森林施業の実施に当たっては、木材生産業務費を補うた めに補助金を適用することができる。 ・経営管理実施権者は、補助金の支給を受けるための事務 手数料を木材生産業務費の10%以内で計上することができる。 ・木材生産等に要する経費が木材の販売による収入と補助 金の合計額を上回ってしまった場合は、経営管理実施権者 がその差額分を負担することとし、甲に金銭的な負担を求 めないこと。 ・甲及び乙は、補助金の適用を受けるのに必要な森林経営 計画を速やかに策定できるように経営管理実施権者に協力 すること。 <経営管理実施権が設定されない場合> 1. 甲に支払われるべき還元額の算定方法 ・経営管理権に基づき乙が実施する間伐の結果生じた木材 の販売による収益はこのものとする。 2. 留意事項 ・乙が経営管理を行うために要した経費は乙が負担するも のとする。	<経営管理実施権 が設定される場 合> 1. 時期 木材生産業務及 び木材販売業務 が完了し、収支 結果が確定後、 速やかにおこな う。 2. 相手方及び方 法 経営管理実施権 者から甲にDを 支払うことと し、支払方法 は、甲の指定す る口座振込又は 甲に現金手渡し によりおこな う。 <経営管理実施権 が設定されない 場合> ・時期、相手方 及び方法 乙から甲に対し て金銭の支払い は行わない。	
			142	と	3			広葉樹	54						

[illegible]

(記載注意) (1) この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別葉とすること。

(2) 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の1人が記載された書類を添付すること。

(3) (A) 欄の「面積」は林地台帳に記載された地番ごとの面積を記載することとし、林地台帳に記載された面積が著しく事実と相違する場合には、実測面積を()書きで下段に2段書きにする。

(4) (A) 欄の「現況樹種」及び「現況林齢」は森林簿に記載された内容を記載することとし、森林簿と異なる場合は()書きで下段に2段書きにすること。

(5) (B) 欄は、「〇年」又は「〇〇年〇〇月〇〇日まで」と記載すること。

経営管理権集積計画

1 個別事項

整理 番号	F3-47	経営管理権の設定を受ける 市町村（乙）				（名称） 富士市長 小長井 義正				（所在地） 静岡県富士市永田町1丁目100番地					
		経営管理権を設定する森林 の森林所有者（甲）				（氏名又 は名称）				（住所又は 所在地）					
乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）										経営管理権 の始期	経営管理権 の存続期間 （終期） （B）	経営管理権に基づいて行 われる経営管理の内容 （C）	木材の販売による収入から木材生産等に要する経 費を控除してなお収益がある場合において甲に支 払われるべき金銭（D）の額の算定方法	乙が甲にDを 支払うべき時 期、相手方及 び方法	備考
番 号	所 在	地番	林 班	準 林 班	小 班	地 目	面積 (ha)	現況 樹種	現 況 林 齢						
1	富士市 南松野	1524-1	141	へ	6	山林	0.2476	スギ ヒノキ	65		<経営管理実施権が設定される 場合> 1. 森林経営 ・乙が選定した経営管理実施権 者が森林経営を受託し、利用間 伐等の木材生産業務及び木材販 売業務を実施する。 2. 森林管理 ・乙が選定した経営管理実施権 者が森林管理を受託し、火災、 病害虫及び気象災害等の状況を 確認するため、年1回以上、林 道などの既設道からの目視によ る森林巡回を実施する。 3. 森林施業 ・乙が選定した経営管理実施権 者が提示した企画提案書に基づ いて、森林施業を実施するとと もに、溪畔林における伐採等は 控えるなど生物多様性に配慮す る。 <経営管理実施権が設定されな い場合> ・乙は、存続期間中に間伐を実 施する。なお、施業の実施にあ たっては、溪畔林における伐採 等は控えるなど生物多様性に配 慮する。 ・乙は、火災、病害虫及び気象 災害等の状況を確認するため、 年1回以上、林道などの既設道 からの目視による森林巡回を実 施する。	<経営管理実施権が設定される場合> 1. 甲に支払われるべき還元額の算定方法 ・甲に支払われるべき還元額は、木材の販売収入の額と補助金額から木材生産業務費、木材販売業務費、補助金事務手数料、森林保険料等の森林管理費を控除した収益額をもとに算定する。 2. 木材の販売収入の額の算定方法 ・木材の販売収入の額については、実際に木材を販売して得られた収入又は経営管理実施権者が企画提案書に示した設定金額を勘案して、いずれかの利益が見込める額により算定する。 3. 木材生産業務費の算定方法 ・木材生産業務費については、実際に木材を生産するのに要した経費又は、経営管理実施権者が企画提案書に示した設定金額を勘案して、いずれかの利益が見込める額により算定する。 4. 留意事項 ・森林施業の実施に当たっては、木材生産業務費を補うために補助金を適用することができる。 ・経営管理実施権者は、補助金の支給を受けるための事務手数料を木材生産業務費の10%以内で計上することができる。 ・木材生産等に要する経費が木材の販売による収入と補助金の合計額を上回ってしまった場合は、経営管理実施権者がその差額分を負担することとし、甲に金銭的な負担を求めないこと。 ・甲及び乙は、補助金の適用を受けるのに必要な森林経営計画を速やかに策定できるように経営管理実施権者に協力すること。 <経営管理実施権が設定されない場合> 1. 甲に支払われるべき還元額の算定方法 ・経営管理権に基づき乙が実施する間伐の結果生じた木材の販売による収益はこのものとする。 2. 留意事項 ・乙が経営管理を行うために要した経費は乙が負担するものとする。	<経営管理実施権が設定される場合> 1. 時期 木材生産業務及び木材販売業務が完了し、収支結果が確定後、速やかにおこなう。 2. 相手方及び方法 経営管理実施権者から甲にDを支払うこととし、支払方法は、甲の指定する口座振込又は甲に現金手渡しによりおこなう。 <経営管理実施権が設定されない場合> ・時期、相手方及び方法 乙から甲に対して金銭の支払いは行わない。		
2	富士市 南松野	3115-1	142	と	4	山林	0.2945	スギ	49						
3	富士市 南松野	3116				山林	0.0634								

乙が経営管理権の設定を受ける森林（Ａ）										経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者（Ｅ）			備考
番号	所在	地番	林班	準林班	小班	地目	面積 (ha)	現況 樹種	現況 林齢	住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類	
1	富士市 南松野	1524-1	141	へ	6	山林	0.2476	スギ・ヒノキ	65				
2	富士市 南松野	3115-1	142	と	4	山林	0.2945	スギ	49				
3	富士市 南松野	3116				山林	0.0634						

(記載注意) (1) この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別葉とすること。

(2) 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の1人が記載された書類を添付すること。

(3) (A) 欄の「面積」は林地台帳に記載された地番ごとの面積を記載することとし、林地台帳に記載された面積が著しく事実と相違する場合には、実測面積を()書きで下段に2段書きにする。

(4) (A) 欄の「現況樹種」及び「現況林齢」は森林簿に記載された内容を記載することとし、森林簿と異なる場合は()書きで下段に2段書きにすること。

(5) (B) 欄は、「〇年」又は「〇〇年〇〇月〇〇日まで」と記載すること。

経営管理権集積計画

1 個別事項

整理 番号	F3-48	経営管理権の設定を受ける 市町村（乙）		（名称） 富士市長 小長井 義正		（所在地） 静岡県富士市永田町1丁目100番地					
		経営管理権を設定する森林 の森林所有者（甲）		（氏名又 は名称）		（住所又は 所在地）					
乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）						経営管理権 の初期	経営管理権 の存続期間 （終期） （B）	経営管理権に基づいて行 われる経営管理の内容 （C）	木材の販売による収入から木材生産等に要する経 費を控除してなお収益がある場合において甲に支 払われるべき金銭（D）の額の算定方法	乙が甲にDを 支払うべき時 期、相手方及 び方法	備考
番 号	所 在	地番	林 班	準 林 班	小 班						
1	富士市 南松野	1670-1	142	は	13	山林	0.0495	ヒノキ	58		
2	富士市 南松野	1670-21	142	は	15	畑	0.0657	アサギ	65		
3	富士市 南松野	1670-23	142	は	16	畑	0.0357	ヒノキ	62		

乙が経営管理権の設定を受ける森林（Ａ）											経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者（Ｅ）			備考
番号	所在	地番	林班	準林班	小班	地目	面積 (ha)	現況 樹種	現況 林齢		住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類	
1	富士市 南松野	1670-1	142	は	13	山林	0.0495	ヒノキ	58					
2	富士市 南松野	1670-21	142	は	15	畑	0.0657	スギ	65					
3	富士市 南松野	1670-23	142	は	16	畑	0.0357	ヒノキ	62					
									</					

(記載注意) (1) この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別葉とすること。

(2) 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の1人が記載された書類を添付すること。

(3) (A) 欄の「面積」は林地台帳に記載された地番ごとの面積を記載することとし、林地台帳に記載された面積が著しく事実と相違する場合には、実測面積を()書きで下段に2段書きにする。

(4) (A) 欄の「現況樹種」及び「現況林齢」は森林簿に記載された内容を記載することとし、森林簿と異なる場合は()書きで下段に2段書きにすること。

(5) (B) 欄は、「〇年」又は「〇〇年〇〇月〇〇日まで」と記載すること。

経営管理権集積計画

1 個別事項

整理 番号	F3-49	経営管理権の設定を受ける 市町村（乙）		（名称） 富士市長 小長井 義正		（所在地） 静岡県富士市永田町1丁目100番地								
		経営管理権を設定する森林 の森林所有者（甲）		（氏名又 は名称）		（住所又は 所在地）								
乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）						経営管理権 の初期	経営管理権 の存続期間 （終期） （B）	経営管理権に基づいて行 われる経営管理の内容 （C）	木材の販売による収入から木材生産等に要する経 費を控除してなお収益がある場合において甲に支 払われるべき金銭（D）の額の算定方法	乙が甲にDを 支払うべき時 期、相手方及 び方法	備考			
番 号	所 在	地番	林 班	準 林 班	小 班							地 目	面積 (ha)	現況 樹種
1	富士市 南松野	1715-1	142	ろ	18	山林	0.5378	広葉樹	58	2022. 1. 14	6 年 (2028. 3. 31)	<経営管理実施権が設定される 場合> 1. 森林経営 ・乙が選定した経営管理実施権 者が森林経営を受託し、利用間 伐等の木材生産業務及び木材販 売業務を実施する。 2. 森林管理 ・乙が選定した経営管理実施権 者が森林管理を受託し、火災、 病害虫及び気象災害等の状況を 確認するため、年1回以上、林 道などの既設道からの目視によ る森林巡回を実施する。 3. 森林施業 ・乙が選定した経営管理実施権 者が提示した企画提案書に基づ いて、森林施業を実施するとと もに、溪畔林における伐採等は 控えるなど生物多様性に配慮す る。 <経営管理実施権が設定されな い場合> ・乙は、存続期間中に間伐を実 施する。なお、施業の実施にあ たっては、溪畔林における伐採 等は控えるなど生物多様性に配 慮する。 ・乙は、火災、病害虫及び気象 災害等の状況を確認するため、 年1回以上、林道などの既設道 からの目視による森林巡回を実 施する。	<経営管理実施権が設定される場合> 1. 甲に支払われるべき還元額の算定方法 ・甲に支払われるべき還元額は、木材の販売収入の額と補 助金額から木材生産業務費、木材販売業務費、補助金事務 手数料、森林保険料等の森林管理費を控除した収益額をも とに算定する。 2. 木材の販売収入の額の算定方法 ・木材の販売収入の額については、実際に木材を販売して 得られた収入又は経営管理実施権者が企画提案書に示した 設定金額を勘案して、いずれかの利益が見込める額により 算定する。 3. 木材生産業務費の算定方法 ・木材生産業務費については、実際に木材を生産するの に要した経費又は、経営管理実施権者が企画提案書に示した 設定金額を勘案して、いずれかの利益が見込める額により 算定する。 4. 留意事項 ・森林施業の実施に当たっては、木材生産業務費を補うた めに補助金を適用することができる。 ・経営管理実施権者は、補助金の支給を受けるための事務 手数料を木材生産業務費の10%以内で計上することができる。 ・木材生産等に要する経費が木材の販売による収入と補助 金の合計額を上回ってしまった場合は、経営管理実施権者 がその差額分を負担することとし、甲に金銭的な負担を求 めないこと。 ・甲及び乙は、補助金の適用を受けるのに必要な森林経営 計画を速やかに策定できるように経営管理実施権者に協力 すること。 <経営管理実施権が設定されない場合> 1. 甲に支払われるべき還元額の算定方法 ・経営管理権に基づき乙が実施する間伐の結果生じた木材 の販売による収益は乙のものとする。 2. 留意事項 ・乙が経営管理を行うために要した経費は乙が負担するも のとする。	<経営管理実施権 が設定される場 合> 1. 時期 木材生産業務及 び木材販売業務 が完了し、収支 結果が確定後、 速やかにおこな う。 2. 相手方及び方 法 経営管理実施権 者から甲にDを 支払うことと し、支払方法 は、甲の指定す る口座振込又は 甲に現金手渡し によりおこな う。 <経営管理実施権 が設定されない 場合> ・時期、相手方 及び方法 乙から甲に対し て金銭の支払い は行わない。
2	富士市 南松野	1715-2	142	ろ	21	山林	0.0049	スギ ヒノキ	58					
			142	は	3			スギ ヒノキ	58					

乙が経営管理権の設定を受ける森林（Ａ）											経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者（Ｅ）			備考
番号	所在	地番	林班	準林班	小班	地目	面積 (ha)	現況 樹種	現況 林齢		住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類	
1	富士市 南松野	1715-1	142	ろ	18	山林	0.5378	広葉樹	58					
2	富士市 南松野	1715-2	142	ろ	21	山林	0.0049	ｽｷﾞ ｷﾉｷ	58					
			142	は	3			ｽｷﾞ ｷﾉｷ	58					

この計画に同意する。

権利の設定を受ける市町村（乙）所在地同上名称富士市長 小長井 義正

権利を設定する森林の森林所有者（甲）住所又は所在地同上氏名又は名称

(記載注意) (1) この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別葉とすること。

(2) 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の1人が記載された書類を添付すること。

(3) (A) 欄の「面積」は林地台帳に記載された地番ごとの面積を記載することとし、林地台帳に記載された面積が著しく事実と相違する場合には、実測面積を()書きで下段に2段書きにする。

(4) (A) 欄の「現況樹種」及び「現況林齢」は森林簿に記載された内容を記載することとし、森林簿と異なる場合は()書きで下段に2段書きにすること。

(5) (B) 欄は、「〇年」又は「〇〇年〇〇月〇〇日まで」と記載すること。

経営管理権集積計画

1 個別事項

整理 番号	F3-50	経営管理権の設定を受ける 市町村（乙）		（名称） 富士市長 小長井 義正		（所在地） 静岡県富士市永田町1丁目100番地									
		経営管理権を設定する森林 の森林所有者（甲）		（氏名又 は名称）		（住所又は 所在地）									
乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）										経営管理権 の始期	経営管理権 の存続期間 （終期） （B）	経営管理権に基づいて行 われる経営管理の内容 （C）	木材の販売による収入から木材生産等に要する経 費を控除してなお収益がある場合において甲に支 払われるべき金銭（D）の額の算定方法	乙が甲にDを 支払うべき時 期、相手方及 び方法	備考
番 号	所 在	地番	林 班	準 林 班	小 班	地 目	面積 (ha)	現況 樹種	現 況 林 齢						
1	富士市 南松野	1644-1	142	は	28	山林	0.4790	スギ	64		<経営管理実施権が設定される場合> 1. 森林経営 ・乙が選定した経営管理実施権者が森林経営を受託し、利用間伐等の木材生産業務及び木材販売業務を実施する。 2. 森林管理 ・乙が選定した経営管理実施権者が森林管理を受託し、火災、病害虫及び気象災害等の状況を確認するため、年1回以上、林道などの既設道からの目視による森林巡回を実施する。 3. 森林施業 ・乙が選定した経営管理実施権者が提示した企画提案書に基づいて、森林施業を実施するとともに、溪畔林における伐採等は控えるなど生物多様性に配慮する。 <経営管理実施権が設定されない場合> ・乙は、存続期間中に間伐を実施する。なお、施業の実施にあたっては、溪畔林における伐採等は控えるなど生物多様性に配慮する。 ・乙は、火災、病害虫及び気象災害等の状況を確認するため、年1回以上、林道などの既設道からの目視による森林巡回を実施する。	<経営管理実施権が設定される場合> 1. 甲に支払われるべき還元額の算定方法 ・甲に支払われるべき還元額は、木材の販売収入の額と補助金額から木材生産業務費、木材販売業務費、補助金事務手数料、森林保険料等の森林管理費を控除した収益額をもとに算定する。 2. 木材の販売収入の額の算定方法 ・木材の販売収入の額については、実際に木材を販売して得られた収入又は経営管理実施権者が企画提案書に示した設定金額を勘案して、いずれかの利益が見込める額により算定する。 3. 木材生産業務費の算定方法 ・木材生産業務費については、実際に木材を生産するのに要した経費又は、経営管理実施権者が企画提案書に示した設定金額を勘案して、いずれかの利益が見込める額により算定する。 4. 留意事項 ・森林施業の実施に当たっては、木材生産業務費を補うために補助金を適用することができる。 ・経営管理実施権者は、補助金の支給を受けるための事務手数料を木材生産業務費の10%以内で計上することができる。 ・木材生産等に要する経費が木材の販売による収入と補助金の合計額を上回ってしまった場合は、経営管理実施権者がその差額分を負担することとし、甲に金銭的な負担を求めないこと。 ・甲及び乙は、補助金の適用を受けるのに必要な森林経営計画を速やかに策定できるように経営管理実施権者に協力すること。 <経営管理実施権が設定されない場合> 1. 甲に支払われるべき還元額の算定方法 ・経営管理権に基づき乙が実施する間伐の結果生じた木材の販売による収益はこのものとする。 2. 留意事項 ・乙が経営管理を行うために要した経費は乙が負担するものとする。	<経営管理実施権が設定される場合> 1. 時期 木材生産業務及び木材販売業務が完了し、収支結果が確定後、速やかにおこなう。 2. 相手方及び方法 経営管理実施権者から甲にDを支払うこととし、支払方法は、甲の指定する口座振込又は甲に現金手渡しによりおこなう。 <経営管理実施権が設定されない場合> ・時期、相手方及び方法 乙から甲に対して金銭の支払いは行わない。		
2	富士市 南松野	1644-3	142	は	29	山林	0.0095	スギ	49						
3	富士市 南松野	1644-4	142	は	29-1	山林	0.0370	スギ	57						
4	富士市 南松野	1648-1-3	142	は	41	山林	0.0373	スギ 広葉樹	62						
5	富士市 南松野	1649-2				山林	0.1312								

乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）										経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者（E）			備考
番号	所在	地番	林班	準林班	小班	地目	面積（ha）	現況樹種	現況林齢	備考	住所又は所在地	氏名又は名称	
1	富士市南松野	1644-1	142	は	28	山林	0.4790	ｽｷﾞ	64				
2	富士市南松野	1644-3	142	は	29	山林	0.0095	ｽｷﾞ	49				
3	富士市南松野	1644-4	142	は	29-1	山林	0.0370	ｽｷﾞ	57				
4	富士市南松野	1648-1-3	142	は	41	山林	0.0373	ｽｷﾞ 広葉樹	62				
5	富士市南松野	1649-2				山林	0.1312						
この計画に同意する。													
		権利の設定を受ける市町村（乙）			所在地	同上		名称	富士市長 小長井 義正				
		権利を設定する森林の森林所有者（甲）住所又は所在地			所在地	同上		氏名又は名称					

（記載注意）（１） この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別葉とすること。

（２） 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者のJが記載された書類を添付すること。

（３）（A）欄の「面積」は林地台帳に記載された地番ごとの面積を記載することとし、林地台帳に記載された面積が著しく事実と相違する場合には、実測面積を（ ）書きで下段に２段書きにする。

（４）（A）欄の「現況樹種」及び「現況林齢」は森林簿に記載された内容を記載することとし、森林簿と異なる場合は（ ）書きで下段に２段書きにすること。

（５）（B）欄は、「〇年」又は「〇〇年〇〇月〇〇日まで」と記載すること。

経営管理権集積計画

1 個別事項

整理 番号	F3-51	経営管理権の設定を受ける 市町村（乙）		（名称） 富士市長 小長井 義正		（所在地） 静岡県富士市永田町1丁目100番地									
		経営管理権を設定する森林 の森林所有者（甲）		（氏名又 は名称）		（住所又は 所在地）									
乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）										経営管理権 の初期	経営管理権 の存続期間 （終期） （B）	経営管理権に基づいて行 われる経営管理の内容 （C）	木材の販売による収入から木材生産等に要する経 費を控除してなお収益がある場合において甲に支 払われるべき金銭（D）の額の算定方法	乙が甲にDを 支払うべき時 期、相手方及 び方法	備考
番 号	所 在	地番	林 班	準 林 班	小 班	地 目	面積 (ha)	現況 樹種	現 況 林 齢						
1	富士市 南松野	1498-1	141	と	2	山林	0.3173	スギ	59		<経営管理実施権が設定される 場合> 1. 森林経営 ・乙が選定した経営管理実施権 者が森林経営を受託し、利用間 伐等の木材生産業務及び木材販 売業務を実施する。 2. 森林管理 ・乙が選定した経営管理実施権 者が森林管理を受託し、火災、 病害虫及び気象災害等の状況を 確認するため、年1回以上、林 道などの既設道からの目視によ る森林巡回を実施する。 3. 森林施業 ・乙が選定した経営管理実施権 者が提示した企画提案書に基づ いて、森林施業を実施するとと もに、溪畔林における伐採等は 控えるなど生物多様性に配慮す る。 <経営管理実施権が設定されな い場合> ・乙は、存続期間中に間伐を実 施する。なお、施業の実施にあ たっては、溪畔林における伐採 等は控えるなど生物多様性に配 慮する。 ・乙は、火災、病害虫及び気象 災害等の状況を確認するため、 年1回以上、林道などの既設道 からの目視による森林巡回を実 施する。	<経営管理実施権が設定される場合> 1. 甲に支払われるべき還元額の算定方法 ・甲に支払われるべき還元額は、木材の販売収入の額と補助金額から木材生産業務費、木材販売業務費、補助金事務手数料、森林保険料等の森林管理費を控除した収益額をもとに算定する。 2. 木材の販売収入の額の算定方法 ・木材の販売収入の額については、実際に木材を販売して得られた収入又は経営管理実施権者が企画提案書に示した設定金額を勘案して、いずれかの利益が見込める額により算定する。 3. 木材生産業務費の算定方法 ・木材生産業務費については、実際に木材を生産するのに要した経費又は、経営管理実施権者が企画提案書に示した設定金額を勘案して、いずれかの利益が見込める額により算定する。 4. 留意事項 ・森林施業の実施に当たっては、木材生産業務費を補うために補助金を適用することができる。 ・経営管理実施権者は、補助金の支給を受けるための事務手数料を木材生産業務費の10%以内で計上することができる。 ・木材生産等に要する経費が木材の販売による収入と補助金の合計額を上回ってしまった場合は、経営管理実施権者がその差額分を負担することとし、甲に金銭的な負担を求めないこと。 ・甲及び乙は、補助金の適用を受けるのに必要な森林経営計画を速やかに策定できるように経営管理実施権者に協力すること。 <経営管理実施権が設定されない場合> 1. 甲に支払われるべき還元額の算定方法 ・経営管理権に基づき乙が実施する間伐の結果生じた木材の販売による収益はこのものとする。 2. 留意事項 ・乙が経営管理を行うために要した経費は乙が負担するものとする。	<経営管理実施権が設定される場合> 1. 時期 木材生産業務及び木材販売業務が完了し、収支結果が確定後、速やかにおこなう。 2. 相手方及び方法 経営管理実施権者から甲にDを支払うこととし、支払方法は、甲の指定する口座振込又は甲に現金手渡しによりおこなう。 <経営管理実施権が設定されない場合> ・時期、相手方及び方法 乙から甲に対して金銭の支払いは行わない。		
2	富士市 南松野	1498-2	141	と	3	畑	0.0112	スギ ヒノキ	54						
3	富士市 南松野	1498-3	141	と	4	畑	0.0981	ヒノキ 広葉樹	54						

乙が経営管理権の設定を受ける森林（Ａ）										経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者（Ｅ）			備考
番号	所在	地番	林班	準林班	小班	地目	面積 (ha)	現況 樹種	現況 林齢	住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類	
1	富士市 南松野	1498-1	141	と	2	山林	0.3173	スギ	59				
2	富士市 南松野	1498-2	141	と	3	畑	0.0112	スギ ヒノキ	54				
3	富士市 南松野	1498-3	141	と	4	畑	0.0981	ヒノキ 広葉樹	54				

(記載注意) (1) この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別葉とすること。

(2) 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の1人が記載された書類を添付すること。

(3) (A) 欄の「面積」は林地台帳に記載された地番ごとの面積を記載することとし、林地台帳に記載された面積が著しく事実と相違する場合には、実測面積を()書きで下段に2段書きにする。

(4) (A) 欄の「現況樹種」及び「現況林齢」は森林簿に記載された内容を記載することとし、森林簿と異なる場合は()書きで下段に2段書きにすること。

(5) (B) 欄は、「〇年」又は「〇〇年〇〇月〇〇日まで」と記載すること。

経営管理権集積計画

1 個別事項

[illegible]

乙が経営管理権の設定を受ける森林（Ａ）											経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者（Ｅ）			備考
番号	所在	地番	林班	準林班	小班	地目	面積 (ha)	現況 樹種	現況 林齢		住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類	
1	富士市 南松野	1654	142	は	7	山林	1.0369	ヒノキ	48					
2	富士市 南松野	1657-2	142	は	8	山林	0.8148	ヒノキ	61					
			142	は	9			スギ	52					

この計画に同意する。

権利の設定を受ける市町村（乙）所在地同上名称富士市長 小長井 義正

権利を設定する森林の森林所有者（甲）住所又は所在地同上氏名又は名称

(記載注意) (1) この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別葉とすること。

(2) 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の1人が記載された書類を添付すること。

(3) (A) 欄の「面積」は林地台帳に記載された地番ごとの面積を記載することとし、林地台帳に記載された面積が著しく事実と相違する場合には、実測面積を()書きで下段に2段書きにする。

(4) (A) 欄の「現況樹種」及び「現況林齢」は森林簿に記載された内容を記載することとし、森林簿と異なる場合は()書きで下段に2段書きにすること。

(5) (B) 欄は、「〇年」又は「〇〇年〇〇月〇〇日まで」と記載すること。

経営管理権集積計画

1 個別事項

[illegible]

乙が経営管理権の設定を受ける森林（Ａ）										経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者（Ｅ）			備考
番号	所在	地番	林班	準林班	小班	地目	面積 (ha)	現況 樹種	現況 林齢	住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類	
1	富士市 南松野	1505-3	141	へ	23	山林	0.1064	広葉樹	57				
2	富士市 南松野	1519-7	141	へ	10	山林	0.0862	広葉樹	57				

この計画に同意する。

権利の設定を受ける市町村（乙）
所在地
同上

名称
富士市長 小長井 義正

権利を設定する森林の森林所有者（甲）
住所又は所在地
同上

氏名又は名称

(記載注意) (1) この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別葉とすること。

(2) 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の1人が記載された書類を添付すること。

(3) (A) 欄の「面積」は林地台帳に記載された地番ごとの面積を記載することとし、林地台帳に記載された面積が著しく事実と相違する場合には、実測面積を()書きで下段に2段書きにする。

(4) (A) 欄の「現況樹種」及び「現況林齢」は森林簿に記載された内容を記載することとし、森林簿と異なる場合は()書きで下段に2段書きにすること。

(5) (B) 欄は、「〇年」又は「〇〇年〇〇月〇〇日まで」と記載すること。

経営管理権集積計画

1 個別事項

整理 番号	F3-55	経営管理権の設定を受ける 市町村（乙）				(名称) 富士市長 小長井 義正				(所在地) 静岡県富士市永田町1丁目100番地					
		経営管理権を設定する森林 の森林所有者（甲）				(氏名又 は名称)				(住所又は 所在地)					
乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）										経営管理権 の初期	経営管理権 の存続期間 （終期） （B）	経営管理権に基づいて行 われる経営管理の内容 （C）	木材の販売による収入から木材生産等に要する経 費を控除してなお収益がある場合において甲に支 払われるべき金銭（D）の額の算定方法	乙が甲にDを 支払うべき時 期、相手方及 び方法	備考
番 号	所 在	地番	林 班	準 林 班	小 班	地 目	面積 (ha)	現況 樹種	現 況 林 齢						
1	富士市 南松野	1337	141	ほ	17	山林	0.4330	スギ ヒノキ	63		2022. 1. 14 6 年 (2028. 3. 31)	<経営管理実施権が設定される場合> 1. 森林経営 ・乙が選定した経営管理実施権 者が森林経営を受託し、利用間 伐等の木材生産業務及び木材販 売業務を実施する。 2. 森林管理 ・乙が選定した経営管理実施権 者が森林管理を受託し、火災、 病害虫及び気象災害等の状況を 確認するため、年1回以上、林 道などの既設道からの目視によ る森林巡回を実施する。 3. 森林施業 ・乙が選定した経営管理実施権 者が提示した企画提案書に基づ いて、森林施業を実施するとと もに、溪畔林における伐採等は 控えるなど生物多様性に配慮す る。 <経営管理実施権が設定されな い場合> ・乙は、存続期間中に間伐を実 施する。なお、施業の実施にあ たっては、溪畔林における伐採 等は控えるなど生物多様性に配 慮する。 ・乙は、火災、病害虫及び気象 災害等の状況を確認するため、 年1回以上、林道などの既設道 からの目視による森林巡回を実 施する。	<経営管理実施権が設定される場合> 1. 甲に支払われるべき還元額の算定方法 ・甲に支払われるべき還元額は、木材の販売収入の額と補助金額から木材生産業務費、木材販売業務費、補助金事務手数料、森林保険料等の森林管理費を控除した収益額をもとに算定する。 2. 木材の販売収入の額の算定方法 ・木材の販売収入の額については、実際に木材を販売して得られた収入又は経営管理実施権者が企画提案書に示した設定金額を勘案して、いずれかの利益が見込める額により算定する。 3. 木材生産業務費の算定方法 ・木材生産業務費については、実際に木材を生産するのに要した経費又は、経営管理実施権者が企画提案書に示した設定金額を勘案して、いずれかの利益が見込める額により算定する。 4. 留意事項 ・森林施業の実施に当たっては、木材生産業務費を補うために補助金を適用することができる。 ・経営管理実施権者は、補助金の支給を受けるための事務手数料を木材生産業務費の10%以内で計上することができる。 ・木材生産等に要する経費が木材の販売による収入と補助金の合計額を上回ってしまった場合は、経営管理実施権者がその差額分を負担することとし、甲に金銭的な負担を求めないこと。 ・甲及び乙は、補助金の適用を受けるのに必要な森林経営計画を速やかに策定できるように経営管理実施権者に協力すること。 <経営管理実施権が設定されない場合> 1. 甲に支払われるべき還元額の算定方法 ・経営管理権に基づき乙が実施する間伐の結果生じた木材の販売による収益は乙のものとする。 2. 留意事項 ・乙が経営管理を行うために要した経費は乙が負担するものとする。	<経営管理実施権が設定される場合> 1. 時期 木材生産業務及び木材販売業務が完了し、収支結果が確定後、速やかにおこなう。 2. 相手方及び方法 経営管理実施権者から甲にDを支払うこととし、支払方法は、甲の指定する口座振込又は甲に現金手渡しによりおこなう。 <経営管理実施権が設定されない場合> ・時期、相手方及び方法 乙から甲に対して金銭の支払いは行わない。	
2	富士市 南松野	1360	141	へ	10	山林	0.0304	スギ	57						
3	富士市 南松野	1527-2	141	へ	5	山林	0.0462	広葉樹	52						
4	富士市 南松野	1640	142	は	36	山林	0.5874	ヒノキ	55						
5	富士市 南松野	3130-1	142	に	31	山林	0.3413	ヒノキ	47						

乙が経営管理権の設定を受ける森林（Ａ）											経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者（Ｅ）			備考
番号	所在	地番	林班	準林班	小班	地目	面積 (ha)	現況 樹種	現況 林齢		住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類	
1	富士市 南松野	1337	141	ほ	17	山林	0.4330	ｽｷﾞ ｷﾉｷ	63					
			141	ほ	18			広葉樹 ｷﾉｷ	73					
2	富士市 南松野	1360	141	へ	10	山林	0.0304	ｽｷﾞ	57					
3	富士市 南松野	1527-2	141	へ	5	山林	0.0462	広葉樹	52					
4	富士市 南松野	1640	142	は	36	山林	0.5874	ｷﾉｷ	55					
			142	に	15			ｽｷﾞ	55					
5	富士市 南松野	3130-1	142	に	31	山林	0.3413	ｷﾉｷ	47					

(記載注意) (1) この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別葉とすること。

(2) 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の1人が記載された書類を添付すること。

(3) (A) 欄の「面積」は林地台帳に記載された地番ごとの面積を記載することとし、林地台帳に記載された面積が著しく事実と相違する場合には、実測面積を()書きで下段に2段書きにする。

(4) (A) 欄の「現況樹種」及び「現況林齢」は森林簿に記載された内容を記載することとし、森林簿と異なる場合は()書きで下段に2段書きにすること。

(5) (B) 欄は、「〇年」又は「〇〇年〇〇月〇〇日まで」と記載すること。

経営管理権集積計画

1 個別事項

[illegible]

乙が経営管理権の設定を受ける森林（Ａ）										経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者（Ｅ）			備考
番号	所在	地番	林班	準林班	小班	地目	面積 (ha)	現況 樹種	現況 林齢	住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類	
1	富士市 南松野	1683-1	142	は	26	畑	0.0069	スギ・ヒノキ	52				
2	富士市 南松野	1683-7				山林	0.0270						

(記載注意) (1) この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別葉とすること。

(2) 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の1人が記載された書類を添付すること。

(3) (A) 欄の「面積」は林地台帳に記載された地番ごとの面積を記載することとし、林地台帳に記載された面積が著しく事実と相違する場合には、実測面積を()書きで下段に2段書きにする。

(4) (A) 欄の「現況樹種」及び「現況林齢」は森林簿に記載された内容を記載することとし、森林簿と異なる場合は()書きで下段に2段書きにすること。

(5) (B) 欄は、「〇年」又は「〇〇年〇〇月〇〇日まで」と記載すること。

経営管理権集積計画

1 個別事項

[illegible]

乙が経営管理権の設定を受ける森林（Ａ）											経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者（Ｅ）			備考
番号	所在	地番	林班	準林班	小班	地目	面積 (ha)	現況 樹種	現況 林齢	備考	住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類	
1	富士市南松野	1656-1	142	は	9	山林	0.6000	ヒノキ	52					
2	富士市南松野	1656-2	142	は	10	山林	0.0122	スギ	57					
3	富士市南松野	1657-1	142	は	11	山林	0.2393	スギ ヒノキ	74					
4	富士市南松野	1669	142	は	12	山林	0.0495	広葉樹	65					
5	富士市南松野	1670-24	142	は	13	山林	0.0393	スギ	58					
6	富士市南松野	1670-28	142	は	14	山林	0.0287	ヒノキ	54					
7	富士市南松野	1670-30	142	は	15	山林	0.0806	スギ	65					
8	富士市南松野	1670-32	142	は	20	山林	0.1190	サテ	0					
9	富士市南松野	1670-33				山林	0.3847							
10	富士市南松野	1712-1				山林	0.0396							
11	富士市南松野	1712-2				山林	0.0555							
12	富士市南松野	1699-1	142	は	44	山林	0.2277	広葉樹 ヒノキ	58					
			142	は	46			広葉樹 ヒノキ	58					

(記載注意) (1) この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別葉とすること。

(2) 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の1人が記載された書類を添付すること。

(3) (A) 欄の「面積」は林地台帳に記載された地番ごとの面積を記載することとし、林地台帳に記載された面積が著しく事実と相違する場合には、実測面積を()書きで下段に2段書きにする。

(4) (A) 欄の「現況樹種」及び「現況林齢」は森林簿に記載された内容を記載することとし、森林簿と異なる場合は()書きで下段に2段書きにすること。

(5) (B) 欄は、「〇年」又は「〇〇年〇〇月〇〇日まで」と記載すること。

経営管理権集積計画

1 個別事項

整理 番号	F3-60	経営管理権の設定を受ける 市町村（乙）				（名称） 富士市長 小長井 義正				（所在地） 静岡県富士市永田町1丁目100番地						
		経営管理権を設定する森林 の森林所有者（甲）				（氏名又 は名称）				（住所又は 所在地）						
乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）										経営管理権 の始期	経営管理権 の存続期間 （終期） （B）	経営管理権に基づいて行 われる経営管理の内容 （C）	木材の販売による収入から木材生産等に要する経 費を控除してなお収益がある場合において甲に支 払われるべき金銭（D）の額の算定方法	乙が甲にDを 支払うべき時 期、相手方及 び方法	備考	
番 号	所 在	地番	林 班	準 林 班	小 班	地 目	面積 (ha)	現況 樹種	現 況 林 齢							備 考
1	富士市 南松野	1650-2	142	は	27	畑	0.0261	ヒノキ	55		2022. 1. 14	6 年 (2028. 3. 31)	<経営管理実施権が設定される 場合> 1. 森林経営 ・乙が選定した経営管理実施権 者が森林経営を受託し、利用間 伐等の木材生産業務及び木材販 売業務を実施する。 2. 森林管理 ・乙が選定した経営管理実施権 者が森林管理を受託し、火災、 病害虫及び気象災害等の状況を 確認するため、年1回以上、林 道などの既設道からの目視によ る森林巡回を実施する。 3. 森林施業 ・乙が選定した経営管理実施権 者が提示した企画提案書に基づ いて、森林施業を実施するとと もに、溪畔林における伐採等は 控えるなど生物多様性に配慮す る。 <経営管理実施権が設定されな い場合> ・乙は、存続期間中に間伐を実 施する。なお、施業の実施にあ たっては、溪畔林における伐採 等は控えるなど生物多様性に配 慮する。 ・乙は、火災、病害虫及び気象 災害等の状況を確認するため、 年1回以上、林道などの既設道 からの目視による森林巡回を実 施する。	<経営管理実施権が設定される場合> 1. 甲に支払われるべき還元額の算定方法 ・甲に支払われるべき還元額は、木材の販売収入の額と補助金額から木材生産業務費、木材販売業務費、補助金事務手数料、森林保険料等の森林管理費を控除した収益額をもとに算定する。 2. 木材の販売収入の額の算定方法 ・木材の販売収入の額については、実際に木材を販売して得られた収入又は経営管理実施権者が企画提案書に示した設定金額を勘案して、いずれかの利益が見込める額により算定する。 3. 木材生産業務費の算定方法 ・木材生産業務費については、実際に木材を生産するのに要した経費又は、経営管理実施権者が企画提案書に示した設定金額を勘案して、いずれかの利益が見込める額により算定する。 4. 留意事項 ・森林施業の実施に当たっては、木材生産業務費を補うために補助金を適用することができる。 ・経営管理実施権者は、補助金の支給を受けるための事務手数料を木材生産業務費の10%以内で計上することができる。 ・木材生産等に要する経費が木材の販売による収入と補助金の合計額を上回ってしまった場合は、経営管理実施権者がその差額分を負担することとし、甲に金銭的な負担を求めないこと。 ・甲及び乙は、補助金の適用を受けるのに必要な森林経営計画を速やかに策定できるように経営管理実施権者に協力すること。 <経営管理実施権が設定されない場合> 1. 甲に支払われるべき還元額の算定方法 ・経営管理権に基づき乙が実施する間伐の結果生じた木材の販売による収益はこのものとする。 2. 留意事項 ・乙が経営管理を行うために要した経費は乙が負担するものとする。	<経営管理実施権が設定される場合> 1. 時期 木材生産業務及び木材販売業務が完了し、収支結果が確定後、速やかにおこなう。 2. 相手方及び方法 経営管理実施権者から甲にDを支払うこととし、支払方法は、甲の指定する口座振込又は甲に現金手渡しによりおこなう。 <経営管理実施権が設定されない場合> ・時期、相手方及び方法 乙から甲に対して金銭の支払いは行わない。	
2	富士市 南松野	1650-3	142	は	28-1	畑	0.0386	広葉樹	43							
3	富士市 南松野	1655	142	は	21	山林	0.2433	サ 広葉樹	50							

乙が経営管理権の設定を受ける森林（Ａ）											経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者（Ｅ）			備考
番号	所在	地番	林班	準林班	小班	地目	面積 (ha)	現況 樹種	現況 林齢		住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類	
1	富士市 南松野	1650-2	142	は	27	畑	0.0261	ヒノキ	55					
2	富士市 南松野	1650-3	142	は	28-1	畑	0.0386	広葉樹	43					
3	富士市 南松野	1655	142	は	21	山林	0.2433	サ 広葉樹	50					

(記載注意) (1) この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別葉とすること。

(2) 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の1人が記載された書類を添付すること。

(3) (A) 欄の「面積」は林地台帳に記載された地番ごとの面積を記載することとし、林地台帳に記載された面積が著しく事実と相違する場合には、実測面積を()書きで下段に2段書きにする。

(4) (A) 欄の「現況樹種」及び「現況林齢」は森林簿に記載された内容を記載することとし、森林簿と異なる場合は()書きで下段に2段書きにすること。

(5) (B) 欄は、「〇年」又は「〇〇年〇〇月〇〇日まで」と記載すること。

経営管理権集積計画

1 個別事項

[illegible]

乙が経営管理権の設定を受ける森林（Ａ）										経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者（Ｅ）			備考
番号	所在	地番	林班	準林班	小班	地目	面積 (ha)	現況 樹種	現況 林齢	住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類	
1	富士市 南松野	1575-1	141	に	30	山林	0.2178	スギ	62				
2	富士市 南松野	1575-2	141	に	31	畑	0.2000	ヒノキ	62				

この計画に同意する。

権利の設定を受ける市町村（乙）所在地同上名称富士市長 小長井 義正

権利を設定する森林の森林所有者（甲）住所又は所在地同上氏名又は名称

(記載注意) (1) この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別葉とすること。

(2) 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の1人が記載された書類を添付すること。

(3) (A) 欄の「面積」は林地台帳に記載された地番ごとの面積を記載することとし、林地台帳に記載された面積が著しく事実と相違する場合には、実測面積を()書きで下段に2段書きにする。

(4) (A) 欄の「現況樹種」及び「現況林齢」は森林簿に記載された内容を記載することとし、森林簿と異なる場合は()書きで下段に2段書きにすること。

(5) (B) 欄は、「〇年」又は「〇〇年〇〇月〇〇日まで」と記載すること。

経営管理権集積計画

1 個別事項

整理 番号	F3-63	経営管理権の設定を受ける 市町村（乙）				（名称） 富士市長 小長井 義正				（所在地） 静岡県富士市永田町1丁目100番地					
		経営管理権を設定する森林 の森林所有者（甲）				（氏名又 は名称）				（住所又は 所在地）					
乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）										経営管理権 の始期	経営管理権 の存続期間 （終期） （B）	経営管理権に基づいて行 われる経営管理の内容 （C）	木材の販売による収入から木材生産等に要する経 費を控除してなお収益がある場合において甲に支 払われるべき金銭（D）の額の算定方法	乙が甲にDを 支払うべき時 期、相手方及 び方法	備考
番 号	所 在	地 番	林 班	準 林 班	小 班	地 目	面積 (ha)	現況 樹種	現 況 林 齢						
1	富士市 南松野	1505-5	141	へ	25	山林	0.1209	広葉樹 杉	62		2022. 1. 14 6 年 (2028. 3. 31)	<経営管理実施権が設定される 場合> 1. 森林経営 ・乙が選定した経営管理実施権 者が森林経営を受託し、利用間 伐等の木材生産業務及び木材販 売業務を実施する。 2. 森林管理 ・乙が選定した経営管理実施権 者が森林管理を受託し、火災、 病虫害及び気象災害等の状況を 確認するため、年1回以上、林 道などの既設道からの目視によ る森林巡回を実施する。 3. 森林施業 ・乙が選定した経営管理実施権 者が提示した企画提案書に基づ いて、森林施業を実施するとと もに、溪畔林における伐採等は 控えるなど生物多様性に配慮す る。 <経営管理実施権が設定されな い場合> ・乙は、存続期間中に間伐を実 施する。なお、施業の実施にあ たっては、溪畔林における伐採 等は控えるなど生物多様性に配 慮する。 ・乙は、火災、病虫害及び気象 災害等の状況を確認するため、 年1回以上、林道などの既設道 からの目視による森林巡回を実 施する。	<経営管理実施権が設定される場合> 1. 甲に支払われるべき還元額の算定方法 ・甲に支払われるべき還元額は、木材の販売収入の額と補 助金額から木材生産業務費、木材販売業務費、補助金事務 手数料、森林保険料等の森林管理費を控除した収益額をも とに算定する。 2. 木材の販売収入の額の算定方法 ・木材の販売収入の額については、実際に木材を販売して 得られた収入又は経営管理実施権者が企画提案書に示した 設定金額を勘案して、いずれかの利益が見込める額により 算定する。 3. 木材生産業務費の算定方法 ・木材生産業務費については、実際に木材を生産するの に要した経費又は、経営管理実施権者が企画提案書に示した 設定金額を勘案して、いずれかの利益が見込める額により 算定する。 4. 留意事項 ・森林施業の実施に当たっては、木材生産業務費を補うた めに補助金を適用することができる。 ・経営管理実施権者は、補助金の支給を受けるための事務 手数料を木材生産業務費の10%以内で計上することができる。 ・木材生産等に要する経費が木材の販売による収入と補助 金の合計額を上回ってしまった場合は、経営管理実施権者 がその差額分を負担することとし、甲に金銭的な負担を求 めないこと。 ・甲及び乙は、補助金の適用を受けるのに必要な森林経営 計画を速やかに策定できるように経営管理実施権者に協力 すること。 <経営管理実施権が設定されない場合> 1. 甲に支払われるべき還元額の算定方法 ・経営管理権に基づき乙が実施する間伐の結果生じた木材 の販売による収益はこのものとする。 2. 留意事項 ・乙が経営管理を行うために要した経費は乙が負担するも のとする。	<経営管理実施権 が設定される場 合> 1. 時期 木材生産業務及 び木材販売業務 が完了し、収支 結果が確定後、 速やかにおこな う。 2. 相手方及び方 法 経営管理実施権 者から甲にDを 支払うこととし 、支払方法は は、甲の指定す る口座振込又は 甲に現金手渡し によりおこな う。 <経営管理実施権 が設定されない 場合> ・時期、相手方 及び方法 乙から甲に対 して金銭の支払 いは行わない。	

[illegible]

(記載注意) (1) この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別葉とすること。

(2) 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の1人が記載された書類を添付すること。

(3) (A) 欄の「面積」は林地台帳に記載された地番ごとの面積を記載することとし、林地台帳に記載された面積が著しく事実と相違する場合には、実測面積を()書きで下段に2段書きにする。

(4) (A) 欄の「現況樹種」及び「現況林齢」は森林簿に記載された内容を記載することとし、森林簿と異なる場合は()書きで下段に2段書きにすること。

(5) (B) 欄は、「〇年」又は「〇〇年〇〇月〇〇日まで」と記載すること。

経営管理権集積計画

1 個別事項

整理 番号	F3-66	経営管理権の設定を受ける 市町村（乙）	(名称) 富士市長 小長井 義正					(所在地) 静岡県富士市永田町1丁目100番地									
		経営管理権を設定する森林 の森林所有者（甲）	(氏名又は 名称)					(住所又は 所在地)									
乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）												経営管理権 の初期	経営管理権 の存続期間 （終期） （B）	経営管理権に基づいて行 われる経営管理の内容 （C）	木材の販売による収入から木材生産等に要する経 費を控除してなお収益がある場合において甲に支 払われるべき金銭（D）の額の算定方法	乙が甲にDを 支払うべき時 期、相手方及 び方法	備考
番 号	所 在	地 番	林 班	準 林 班	小 班	地 目	面積 (ha)	現況 樹種	現 況 林 齢	備 考							
1	富士市 南松野	3117-1	142	に	27	畑	0.0357	ササ	72		2022. 1. 14	6 年 (2028. 3. 31)	経営管理実施権が設定される場合 1. 森林経営 ・乙が選定した経営管理実施権者が森林経営を受託し、利用間伐等の木材生産業務及び木材販売業務を実施する。 2. 森林管理 ・乙が選定した経営管理実施権者が森林管理を受託し、火災、病虫害及び気象災害等の状況を確認するため、年1回以上、林道などの既設道からの目視による森林巡回を実施する。 3. 森林施業 ・乙が選定した経営管理実施権者が提示した企画提案書に基づいて、森林施業を実施するとともに、溪畔林における伐採等は控えるなど生物多様性に配慮する。 経営管理実施権が設定されない場合 ・乙は、存続期間中に間伐を実施する。なお、施業の実施にあたっては、溪畔林における伐採等は控えるなど生物多様性に配慮する。 ・乙は、火災、病虫害及び気象災害等の状況を確認するため、年1回以上、林道などの既設道からの目視による森林巡回を実施する。	木材の販売による収入から木材生産等に要する経費を控除してなお収益がある場合において甲に支払われるべき金銭（D）の額の算定方法 経営管理実施権が設定される場合 1. 甲に支払われるべき還元額の算定方法 ・甲に支払われるべき還元額は、木材の販売収入の額と補助金額から木材生産業務費、木材販売業務費、補助金事務手数料、森林保険料等の森林管理費を控除した収益額をもとに算定する。 2. 木材の販売収入の額の算定方法 ・木材の販売収入の額については、実際に木材を販売して得られた収入又は経営管理実施権者が企画提案書に示した設定金額を勘案して、いずれかの利益が見込める額により算定する。 3. 木材生産業務費の算定方法 ・木材生産業務費については、実際に木材を生産するのに要した経費又は、経営管理実施権者が企画提案書に示した設定金額を勘案して、いずれかの利益が見込める額により算定する。 4. 留意事項 ・森林施業の実施に当たっては、木材生産業務費を補うために補助金を適用することができる。 ・経営管理実施権者は、補助金の支給を受けるための事務手数料を木材生産業務費の10%以内で計上することができる。 ・木材生産等に要する経費が木材の販売による収入と補助金の合計額を上回ってしまった場合は、経営管理実施権者がその差額分を負担することとし、甲に金銭的な負担を求めないこと。 ・甲及び乙は、補助金の適用を受けるのに必要な森林経営計画を速やかに策定できるように経営管理実施権者に協力すること。 経営管理実施権が設定されない場合 1. 甲に支払われるべき還元額の算定方法 ・経営管理権に基づき乙が実施する間伐の結果生じた木材の販売による収益は乙のものとする。 2. 留意事項 ・乙が経営管理を行うために要した経費は乙が負担するものとする。	経営管理実施権が設定される場合 1. 時期 木材生産業務及び木材販売業務が完了し、収支結果が確定後、速やかにおこなう。 2. 相手方及び方法 経営管理実施権者から甲にDを支払うこととし、支払方法は、甲の指定する口座振込又は甲に現金手渡しによりおこなう。 経営管理実施権が設定されない場合 ・時期、相手方及び方法 乙から甲に対して金銭の支払いは行わない。		
2	富士市 南松野	3135-1	142	と	3	畑	0.0102	広葉樹	54								

乙が経営管理権の設定を受ける森林（Ａ）										経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者（Ｅ）			備考
番号	所在	地番	林班	準林班	小班	地目	面積 (ha)	現況 樹種	現況 林齢	住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類	
1	富士市 南松野	3117-1	142	に	27	畑	0.0357	杉*	72				
2	富士市 南松野	3135-1	142	と	3	畑	0.0102	広葉樹	54				

(記載注意) (1) この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別葉とすること。

(2) 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の1人が記載された書類を添付すること。

(3) (A) 欄の「面積」は林地台帳に記載された地番ごとの面積を記載することとし、林地台帳に記載された面積が著しく事実と相違する場合には、実測面積を()書きで下段に2段書きにする。

(4) (A) 欄の「現況樹種」及び「現況林齢」は森林簿に記載された内容を記載することとし、森林簿と異なる場合は()書きで下段に2段書きにすること。

(5) (B) 欄は、「〇年」又は「〇〇年〇〇月〇〇日まで」と記載すること。

経営管理権集積計画

1 個別事項

整理 番号	F3-67	経営管理権の設定を受ける 市町村（乙）				（名称） 富士市長 小長井 義正				（所在地） 静岡県富士市永田町1丁目100番地					
		経営管理権を設定する森林 の森林所有者（甲）				（氏名又 は名称）				（住所又は 所在地）					
乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）										経営管理権 の始期	経営管理権 の存続期間 （終期） （B）	経営管理権に基づいて行 われる経営管理の内容 （C）	木材の販売による収入から木材生産等に要する経 費を控除してなお収益がある場合において甲に支 払われるべき金銭（D）の額の算定方法	乙が甲にDを 支払うべき時 期、相手方及 び方法	備考
番 号	所 在	地番	林 班	準 林 班	小 班	地 目	面積 (ha)	現況 樹種	現況 林 齢						
1	富士市 南松野	1651-6	142	は	25	山林	0.1547	スギ	55		2022. 1. 14 6 年 (2028. 3. 31)	<経営管理実施権が設定される 場合> 1. 森林経営 ・乙が選定した経営管理実施権 者が森林経営を受託し、利用間 伐等の木材生産業務及び木材販 売業務を実施する。 2. 森林管理 ・乙が選定した経営管理実施権 者が森林管理を受託し、火災、 病虫害及び気象災害等の状況を 確認するため、年1回以上、林 道などの既設道からの目視によ る森林巡回を実施する。 3. 森林施業 ・乙が選定した経営管理実施権 者が提示した企画提案書に基づ いて、森林施業を実施するとと もに、溪畔林における伐採等は 控えるなど生物多様性に配慮す る。 <経営管理実施権が設定されな い場合> ・乙は、存続期間中に間伐を実 施する。なお、施業の実施にあ たっては、溪畔林における伐採 等は控えるなど生物多様性に配 慮する。 ・乙は、火災、病虫害及び気象 災害等の状況を確認するため、 年1回以上、林道などの既設道 からの目視による森林巡回を実 施する。	<経営管理実施権が設定される場合> 1. 甲に支払われるべき還元額の算定方法 ・甲に支払われるべき還元額は、木材の販売収入の額と補助金額から木材生産業務費、木材販売業務費、補助金事務手数料、森林保険料等の森林管理費を控除した収益額をもとに算定する。 2. 木材の販売収入の額の算定方法 ・木材の販売収入の額については、実際に木材を販売して得られた収入又は経営管理実施権者が企画提案書に示した設定金額を勘案して、いずれかの利益が見込める額により算定する。 3. 木材生産業務費の算定方法 ・木材生産業務費については、実際に木材を生産するのに要した経費又は、経営管理実施権者が企画提案書に示した設定金額を勘案して、いずれかの利益が見込める額により算定する。 4. 留意事項 ・森林施業の実施に当たっては、木材生産業務費を補うために補助金を適用することができる。 ・経営管理実施権者は、補助金の支給を受けるための事務手数料を木材生産業務費の10%以内で計上することができる。 ・木材生産等に要する経費が木材の販売による収入と補助金の合計額を上回ってしまった場合は、経営管理実施権者がその差額分を負担することとし、甲に金銭的な負担を求めないこと。 ・甲及び乙は、補助金の適用を受けるのに必要な森林経営計画を速やかに策定できるように経営管理実施権者に協力すること。 <経営管理実施権が設定されない場合> 1. 甲に支払われるべき還元額の算定方法 ・経営管理権に基づき乙が実施する間伐の結果生じた木材の販売による収益は乙のものとする。 2. 留意事項 ・乙が経営管理を行うために要した経費は乙が負担するものとする。	<経営管理実施権が設定される場合> 1. 時期 木材生産業務及び木材販売業務が完了し、収支結果が確定後、速やかにおこなう。 2. 相手方及び方法 経営管理実施権者から甲にDを支払うこととし、支払方法は、甲の指定する口座振込又は甲に現金手渡しによりおこなう。 <経営管理実施権が設定されない場合> ・時期、相手方及び方法 乙から甲に対して金銭の支払いは行わない。	
2	富士市 南松野	1651-8	142	は	28-1	山林	0.0400	ヒノキ	43						

乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）											経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者（E）			備考
番号	所在	地番	林班	準林班	小班	地目	面積 (ha)	現況 樹種	現況 林齢	備考	住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類	
1	富士市 南松野	1651-6	142	は	25	山林	0.1547	スギ	55					
2	富士市 南松野	1651-8	142	は	28-1	山林	0.0400	ヒノキ	43					
この計画に同意する。														
権利の設定を受ける市町村（乙）		所在地		同上		名称		富士市長 小長井 義正						
権利を設定する森林の森林所有者（甲）		住所又は 所在地		同上		氏名又は 名称								

（記載注意）（１） この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別葉とすること。

（２） 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の1が記載された書類を添付すること。

（３）（A）欄の「面積」は林地台帳に記載された地番ごとの面積を記載することとし、林地台帳に記載された面積が著しく事実と相違する場合には、実測面積を（ ）書きで下段に2段書きにする。

（４）（A）欄の「現況樹種」及び「現況林齢」は森林簿に記載された内容を記載することとし、森林簿と異なる場合は（ ）書きで下段に2段書きにすること。

（５）（B）欄は、「〇年」又は「〇〇年〇〇月〇〇日まで」と記載すること。

経営管理権集積計画

1 個別事項

整理 番号	F3-68	経営管理権の設定を受ける 市町村（乙）				（名称） 富士市長 小長井 義正				（所在地） 静岡県富士市永田町1丁目100番地					
		経営管理権を設定する森林 の森林所有者（甲）				（氏名又 は名称）				（住所又は 所在地）					
乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）										経営管理権 の始期	経営管理権 の存続期間 （終期） （B）	経営管理権に基づいて行 われる経営管理の内容 （C）	木材の販売による収入から木材生産等に要する経 費を控除してなお収益がある場合において甲に支 払われるべき金銭（D）の額の算定方法	乙が甲にDを 支払うべき時 期、相手方及 び方法	備考
番号	所在	地番	林班	準林班	小班	地目	面積 (ha)	現況 樹種	現況 林齢						
1	富士市 南松野	1516-1-3	141	へ	15	畑	0.0152	杉	64		2022. 1. 14 6 年 (2028. 3. 31)	<経営管理実施権が設定される 場合> 1. 森林経営 ・乙が選定した経営管理実施権 者が森林経営を受託し、利用間 伐等の木材生産業務及び木材販 売業務を実施する。 2. 森林管理 ・乙が選定した経営管理実施権 者が森林管理を受託し、火災、 病虫害及び気象災害等の状況を 確認するため、年1回以上、林 道などの既設道からの目視によ る森林巡回を実施する。 3. 森林施業 ・乙が選定した経営管理実施権 者が提示した企画提案書に基づ いて、森林施業を実施するとと もに、溪畔林における伐採等は 控えるなど生物多様性に配慮す る。 <経営管理実施権が設定されな い場合> ・乙は、存続期間中に間伐を実 施する。なお、施業の実施にあ たっては、溪畔林における伐採 等は控えるなど生物多様性に配 慮する。 ・乙は、火災、病虫害及び気象 災害等の状況を確認するため、 年1回以上、林道などの既設道 からの目視による森林巡回を実 施する。	<経営管理実施権が設定される場合> 1. 甲に支払われるべき還元額の算定方法 ・甲に支払われるべき還元額は、木材の販売収入の額と補助金額から木材生産業務費、木材販売業務費、補助金事務手数料、森林保険料等の森林管理費を控除した収益額をもとに算定する。 2. 木材の販売収入の額の算定方法 ・木材の販売収入の額については、実際に木材を販売して得られた収入又は経営管理実施権者が企画提案書に示した設定金額を勘案して、いずれかの利益が見込める額により算定する。 3. 木材生産業務費の算定方法 ・木材生産業務費については、実際に木材を生産するのに要した経費又は、経営管理実施権者が企画提案書に示した設定金額を勘案して、いずれかの利益が見込める額により算定する。 4. 留意事項 ・森林施業の実施に当たっては、木材生産業務費を補うために補助金を適用することができる。 ・経営管理実施権者は、補助金の支給を受けるための事務手数料を木材生産業務費の10%以内で計上することができる。 ・木材生産等に要する経費が木材の販売による収入と補助金の合計額を上回ってしまった場合は、経営管理実施権者がその差額分を負担することとし、甲に金銭的な負担を求めないこと。 ・甲及び乙は、補助金の適用を受けるのに必要な森林経営計画を速やかに策定できるように経営管理実施権者に協力すること。 <経営管理実施権が設定されない場合> 1. 甲に支払われるべき還元額の算定方法 ・経営管理権に基づき乙が実施する間伐の結果生じた木材の販売による収益はこのものとする。 2. 留意事項 ・乙が経営管理を行うために要した経費は乙が負担するものとする。	<経営管理実施権が設定される場合> 1. 時期 木材生産業務及び木材販売業務が完了し、収支結果が確定後、速やかにおこなう。 2. 相手方及び方法 経営管理実施権者から甲にDを支払うこととし、支払方法は、甲の指定する口座振込又は甲に現金手渡しによりおこなう。 <経営管理実施権が設定されない場合> ・時期、相手方及び方法 乙から甲に対して金銭の支払いは行わない。	

乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）										経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者（E）			備考
番号	所在	地番	林班	準林班	小班	地目	面積 (ha)	現況 樹種	現況 林齢	住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類	
1	富士市 南松野	1516-1-3	141	へ	15	畑	0.0152	杉*	64				

この計画に同意する。

権利の設定を受ける市町村（乙）	所在地	同上	名称	富士市長 小長井 義正
権利を設定する森林の森林所有者（甲）	住所又は所在地	同上	氏名又は名称	

(記載注意) (1) この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別葉とすること。

(2) 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の1人が記載された書類を添付すること。

(3) (A) 欄の「面積」は林地台帳に記載された地番ごとの面積を記載することとし、林地台帳に記載された面積が著しく事実と相違する場合には、実測面積を()書きで下段に2段書きにする。

(4) (A) 欄の「現況樹種」及び「現況林齢」は森林簿に記載された内容を記載することとし、森林簿と異なる場合は()書きで下段に2段書きにすること。

(5) (B) 欄は、「〇年」又は「〇〇年〇〇月〇〇日まで」と記載すること。

2 共通事項

経営管理権集積計画に定めた経営管理権及び経営管理受益権（金銭の支払いを受ける権利）は、1の個別事項に定めるもののほか、次に定めるものとする。

(1) 経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容

乙は、1の個別事項に記載された森林（以下「当該森林」という。）の経営管理のため、1の個別事項に定めるところにより立木の伐採及び木材の販売、造林並びに保育（以下「伐採等」という。）を実施し、木材の販売による収益（以下「販売収益」という。）を収受するとともに、販売収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合にその一部を甲に支払う事業を実施することとする。

(2) 受託者の義務

① 乙が経営管理実施権配分計画を定めることにより、経営管理実施権の設定を受ける者（以下「経営管理実施権者」という。）は、甲に対して善管注意義務を負うものとする。これにより、甲は、当該経営管理実施権配分計画の定める事項について、経営管理実施権者に対して義務の履行を求めることができる。また、乙は、経営管理権集積計画及び経営管理実施権配分計画に規定された権限の範囲内において、経営管理実施権者に対して監督責任を負うものとする。

② 経営管理実施権配分計画が定められない場合には、乙は、自己の財産に対するのと同じ注意義務をもって経営管理を行う義務を負う。

(3) 経営管理権の対象とする森林

当該森林にある立木竹の権利は、甲に帰属する。

(4) 経営管理権及び経営管理受益権の設定

経営管理権集積計画の公告により、乙に経営管理権が、甲に経営管理受益権（金銭の支払を受ける権利）が、それぞれ設定される。また、公告した経営管理権集積計画の写しについて、甲に送付するものとする。なお、乙に設定された経営管理権は、公告した後に、当該森林の所有者となった者（国その他の森林経営管理法施行規則に定められた者を除く。）に対しても、その効力が持続されるものとする。

(5) 租税公課の負担

甲は、経営管理権の目的物に対する固定資産税その他の租税を負担する。

(6) 経営管理権の設定等の条件

① 乙は、甲が次のいずれかに該当する場合には、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。

ア 甲が偽りその他の不正な手段により乙に経営管理権集積計画を定めさせていたことが判明した場合

イ 甲が当該森林に係る権原を有しなくなった場合

② 乙は、災害その他の事由により当該森林において（1）に掲げる事項を実施することが著しく困難となった場合は、気象災等により被害が生じたことにより、(10)により復旧を行う場合を除いて、経営管理権集積計画から当該森林に係る部分を取り消すことができる。

③ 甲は、1の個別事項に定める経営管理権の存続期間の中途において解約しようとする場合は、乙の同意を得なければならない。

④ 甲及び乙は、この経営管理権集積計画に定めた経営管理権に関する事項は変更しないものとする。

(7) 森林への立入り及び施設の利用等

① 乙は、（1）、（9）、（15）に掲げる事項を実施するために必要な場合は、当該森林に随時立ち入り、若しくは乙以外の者を立ち入らせ、又は当該森林に設定された路網その他の施設を使用し、若しくは乙以外の者に使用させることができる。

② 乙は、（1）、（9）に掲げる事項を実施するために必要な場合は、当該森林内に森林作業道その他の施設を設置し、又は乙以外の者に設置させることができる。この場合において、乙は、乙以外の者に当該設置された施設の維持管理を任せることができる。

③ 乙は、当該森林の立木が第三者に対して損害を及ぼすおそれがあると認める場合であって、かつ、第三者から立木の除去等を行いたい旨の申出がある場合には、第三者が立木の除去等を行うことを認めることができる。

(8) 甲への通知

当該森林について、甲への還元額（D）が生じた場合、経営管理実施権者が甲に対して、還元額の明細書を通知するものとする。

(9) 森林施業による測量の実施

① 乙は、経営管理権集積計画について、甲からの同意を得た上で、測量を実施することとする。

② 乙は、測量を実施した成果を現地で把握できるように測量杭を打設し、位置情報（座標）を把握することで、森林施業の範囲の明確化に努めるものとする。

③ 乙は、甲の所有する当該森林と隣接する森林所有者との合意形成の必要が生じた場合は、境界を明確化するための測量調査など必要な措置を講じるものとする。

(10) 森林保険

- ① 気象災等により当該森林について被害が発生した場合、経営管理実施権者が森林保険の給付額の範囲内で復旧を行うこととする。
- ② 経営管理実施権者は、甲を被保険者として、当該森林についての森林保険を付保することとし、甲はこれを承諾する。なお、当該付保に関する諸手続は経営管理実施権者がこれを行うものとする。
- ③ 天災地変等の事由により保険事故が発生し、甲に支払われる保険金が受給される場合、甲は当該保険金の請求及び受領を経営管理実施権者に委任するものとし、経営管理実施権者が復旧する用に供するために、当該保険金を復旧費用として適用することとする。

(11) 災害等による経営及び管理の取り扱い

次に掲げる場合において、(1)に掲げる事項を実施することが不可能又は不適当になってしまった場合、乙は、当該事項の一部又は全部を実施しないことができる。

- ① 災害その他の原因により当該森林の全部又は一部が損壊したとき
- ② 路網の損壊等により当該森林への到達が困難となったとき
- ③ 当該森林の土地が公用、公共用又は公益事業の用に供されるとき

(12) 損害賠償

- ① 乙は、乙の責めに帰すべき事由によって甲に不利益を生じさせたときには、その不利益に相当する額を支払うものとする。
- ② 乙の責めに帰すことのできない事由によって甲に不利益が生じたときは、乙は損害賠償責任を負わないものとする。

(13) 経営管理権の存続期間の満了時及び消滅時における清算の方法

経営管理権の存続期間が満了した場合において、甲と乙との間における金銭の受渡しは生じないとともに、立木の所有権は甲に帰属するものとする。

(14) 甲の通知及び届出

- ① 甲は、当該森林について、第三者に権利を移転若しくは設定する場合には、あらかじめ乙にその旨を通知しなければならない。
- ② 甲及び甲の相続人又は受遺者は、当該森林について権利の喪失があった場合、甲が住所又は名称を変更した場合、甲が死亡した場合その他当該経営管理権集積計画を変更する必要がある場合は遅滞なく乙に申し出るものとする。

(15) 経営管理実施権配分計画の作成

- ① 乙は、経営管理権の設定を受けた森林について、経営管理権集積計画の内容に適合する範囲内において、甲の同意を要せずに、経営管理実施権配分計画を作成し、公告することによって、乙が選定した林業経営者に当該森林の経営管理実施権を設定することができる。
- ② 乙は、経営管理実施権配分計画を公告する前に、経営管理実施権配分計画及び企画提案書の内容の写しを甲に送付するものとする。
- ③ 経営管理実施権配分計画が定められた場合、当該森林の経営管理を受託した経営管理実施権者が責任を負い、甲は経営管理実施権者に義務履行を求めることができる。また、乙は、経営管理実施権者に対して当該森林の経営管理の状況等について年1回の報告を受ける義務を負う。
- ④ 経営管理実施権配分計画により設定された経営管理受益権に基づいて経営管理実施権者から甲に支払を受けたときは、甲は、経営管理権集積計画により設定された経営管理受益権に基づいて、乙から支払を受けたものとみなす。

(16) 森林利用の制約

甲は、当該森林を利用する際には、乙又は経営管理実施権者に事前に連絡しなければならない。

乙は、経営管理実施権者が実施する森林施業に支障が生じない範囲内であれば、甲が森林を利用することを認めることができる。

乙は、森林保全の観点から、第三者が当該森林に立ち入り、当該森林を無断に使用することが懸念される場合は、進入禁止の立て看板の設置等の必要な措置を講じるものとする。

(17) その他

この経営管理権集積計画に定めのない事項及びこの経営管理権集積計画に疑義が生じたときは、甲、乙が協議して定めるものとする。